

景観にさぐる中世：変貌する村の姿と荘園史研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/21647>

出版情報：1995-12-20. 新人物往来社
バージョン：
権利関係：

第Ⅲ部 莊園景觀の遡及的復原法



扉写真 花島村の景観（南方よりみる。1973年頃）

第一章 莊園景觀の遡及的復原法

はじめに

莊園史をなぜ学び研究するのか。私の仕事仲間に莊園史を勉強したために大学の史学科を志したという人がいる。彼は高校時代の日本史の授業で若狭国太良庄の話聞き、歴史上の表舞台には登場しなかった農民百姓たちのくらしぶりが実に生き生きと伝わってくることに感動を受けたのだという。

しかし念願かなって史学科に進学した彼は、残念なことに莊園史への道を選ばず、考古学専攻に進むことになった。大学で聞いた莊園史の講義が高校時代のそれとは異なり、あまりに難解にすぎたからだという。

冒頭にあげるにはいささかふさわしくない話だったのかもしれないが、私は莊園史の魅力は何か、また現在の莊園史研究の状況や、それ

につながる大学教育が莊園史の魅力を十分ほりおこしているのかどうか等について、この話はさまざまに問題を提起しているように思っているのである。

莊園史研究の視角は多様である。莊園領主経済の分析や伝領関係の究明、莊園内部の支配構造や取捨体系あるいは交通形態の解明等々いくつもの研究視角があるが、しかし莊園の世界とは何よりも中世の間たちの作った世界であり、主人公が人間であることを忘れてはならない。莊園を舞台に中世を生きた無名の人々の生活を明らかにし、復原することは、莊園史研究の最も重要な視角である。私はこの側面をアプローチとして読者を莊園史の世界に誘おうと思う。

さてその場合に最も有効な手段となるのは、莊園故地の現地調査である。現地調査という方法は、条里や都城等を対象とする歴史地理や考古の分野では古くより行なわれていたが、莊園史を解明することを目的として莊園現地を調査する方法は、皇国史観に呪縛されていた戦

前にはほとんど行なわれていなかった。敗戦直後の一九四八～四九年、宝月圭吾・古島敏雄・稲垣泰彦・永原慶二・杉山博の諸氏ら、当時二〇代、三〇代であった青年研究者によって、京郊の久世庄、久我庄が調査されたのが、おそらくはその嚆矢だったのではなからうか。爾来、四〇年の研究史の蓄積の中で、現地調査の有効性は確実に証明されてきている。本稿では現地調査の方法によって、莊園の生活・莊園の世界を復原していくことにしたい。

一 現地調査はなぜ必要か

― 播磨国福井庄樋守・肥後国八代庄井樋を素材として ―

1 播磨国福井庄の汐浜干拓と樋守

莊園史研究にとって現地調査はなぜ必要なのだろうか。それは第一には莊園文書の記載内容の理解を深めること、第二には莊園文書の記載を越えて莊園史を理解することにあると思う。現地調査を實踐し、莊園文書に記載された諸事実を確認し追体験するとともに、莊園文書が記さなかった側の世界にも研究の眼を向けていくことこそが、机上の研究にとどまる莊園史研究をのりこえていくことを意味するのである。

ここでは最初に前者の莊園文書記載内容の理解を深めるといふ点について、播磨国福井庄史料にみえる樋守の事例を紹介し、併せて中世における海浜干拓技術を考えることにしたい。

福井庄は現在の姫路市の西南部・海岸平野にあった京都・神護寺領の莊園で、その関係文書は領家方史料として「神護寺文書」、および「高山寺文書」「輯古帳」「古田券」「岡谷惣介氏所蔵文書」「広島大学文学部所蔵神護寺文書」等の、神護寺より古くに流出したと思われる文書群があり、他に地頭方史料として「吉川家文書」がある（近年刊行の『兵庫県史』史料編中世七（一九九三年）に神護寺系文書は全て収録されている）。

樋守の史料 樋守は鎌倉期の領家方史料数点に登場する。

(I) 「高山寺聖教紙背文書」中の貞応三年（一二二四）福井庄西保実検帳（『鎌倉遺文』五―三三二〇）には、

福井御庄西保

注進 貞応参年実□

合

田数式佰陸町伍段式□

除伍町卅代

樋守一反

（中略）

損田八十六丁三反十

等分損六十四丁七反十町別三段廿代

（中略）

樋守田廿代

(下略)

(II) 「輯古帳」(伊勢神宮所藏)中の建治元年(一二七五)福井庄東保散用状(『鎌倉遺文』一六一―一二一九)には、

福井御庄東保

注進 建治元年御米進未散用事

合

御目錄面御米三百三十三石四斗三升四合

除米二十石一斗八升五合

(中略)

四斗 東崎新堤樋守料在御使状

(下略)

(III) 「輯古帳」(八)中の永仁七年(一二九九)福井庄散用状(『鎌倉遺文』二六一―二〇〇一三)には、

(前略)

四斗 天満樋守源大夫

四斗 天満東寄新樋守四郎二郎

(中略)

老石式斗 平松西寄樋守用途

(下略)

とあって、いずれも除田、除米等、荘園年貢からの控除分、つまり必要経費としての支出分に「樋守」が登場しているのである。樋守が一種の人給であろうことは推測されるのだが、他に関連史料もないため、それがいかなる役割の人給であったのかという点については判然としない。また研究史を繕いても樋守について言及したものもなさそうである。

といもりさん しかしこの点は現地調査を行なうことによって解決することができる。史料(III)に、樋守が所在すると記された天満、あるいは平松を訪ねてみよう。いずれの地においても「といもりさん」が近年まで活躍していたことを確認できるだろう。

「といもりさん」の任務は何か。それは防潮樋門の開閉である。天満・平松周辺の標高は約一メートルほど、一方瀬戸内海における干満の差は姫路付近で一・五メートルもある。自然状態であれば満潮時に一帯(特に河川)は感潮(塩の影響を受けることを感潮という)をみる。干拓が行なわれる以前には一帯の前面には広漠たる干潟が展がり、大潮の時には干潟は海水に満ち満ちたが、引潮の時には広大なる陸地が出現した。干拓はこうした干潟を少しずつ堤防によって締め切ることによって進められるのであるが、干潟を完全に締め切ることにはできない。干潟を耕地化するためには用排水が必要だが、この用排水までを堤防で締め切ることではできなかったからである。干拓地では土地が低いいため、自然状態での排水はできない。干拓後の用排水路内に滞水した水は、引潮時に締切堤防の外の干潟に排出する必要があった。その

ために設けられていたのが「樋門」である。樋門は満潮時には閉じられて海水の侵入を防いだが、干潮時には開放されて水路内の水を海に放出した。一日に二度ずつ繰り返される干満の都度、樋門の堰板を操作してその開閉の任にあたったのが「といもりさん」である。

天満の場合、一九七四年ごろにはといもりが二人おり、一人あたり年五万円、二人分で計十万円を「といもりきゅう」として天満自治会（村費）より支給したが、一九七八年からは一人に減り、一九八一年樋門の機械化にともない、廃止されるまで年五万円を支給していたという。

天満には膨大な量の近世文書・天満自治会（村有）文書があるが、それを繙いてみると享保十六年（一七三二）あるいは延享三年（一七四六）の新田免割帳に、

高二石九斗二合 樋守田
高七斗八升三合 水入田

ないし、

五斗 樋守給米
二斗五升 樋守・水入兩人・井せき代

といった記述がみられる。水入は池水を各田に配分する役割の人をいうとのことだが、村落の中に樋守・水入といった任務をもつ人がおり、

その給米を村落が支給する体制のあったことが、これら近世文書によっても確認できた。おそらくは鎌倉期の史料にみえた樋守も、近世史料にみえる樋守もその任務は同様のものではあったと思われる。

各地の干拓樋門 干拓地においては必ず樋門が設置されている。⁽¹⁾ 今までは樋門の多くが機械化され、その管理も村落（大字自治会）から市役所・町村役場に移行している場合が多いが、海浜干拓地では必ず樋門番（樋守）経験者の話を聞くことができるはずである。塩入荒野の干拓で著名な安芸国沼田庄故地周辺（広島県三原市、本郷町一帯）ではそうした人を「ひもり」といった。一日二度樋門を開閉するが、堰板の両側の水圧が等しくないと板は水圧のため動かない。潮の流れをみて、内外の水圧が同じになった時に直ちに操作をする必要があり、潮見表で調べておくだけではなく、草をちぎって水に入れ潮の流れの変化をみたという。一日二度拘束されるから、もちろん旅行もできず、多少の報酬はあってもこうろく（ただ働き）しているようだったともいう。

有明海に直結する感潮河川（汐入川）、六角川に面した肥前国長嶋庄故地（佐賀県北方町、武雄市一帯）では水圧を利用した「まねきとびら」、つまり潮が満ちるとちようつがいによって扉が閉じ、潮が引くと扉が開き排水が可能になる自動装置を「とどろ」または「どどら」というが、これは天和二年（一六八二）以前に従来の井樋を改良して登場したものである（『多久親方日記』）。

このように鎌倉期の史料にみえる井樋や樋守の語が中世の干拓施設とその管理にかかわるものであり、干満差のある海浜で普遍的にみられることが明らかになった。従来の中世干拓研究は、主として莊園絵



写真 Q-1 福井庄の空中写真

図をその素材としていたためか、その技術や管理、あるいは干拓の安定性・定着性等に関する分析は必ずしも十分解明されていたわけではないが、現地調査の方法によれば干拓技術についての新しい研究視角を得ることができるのである。

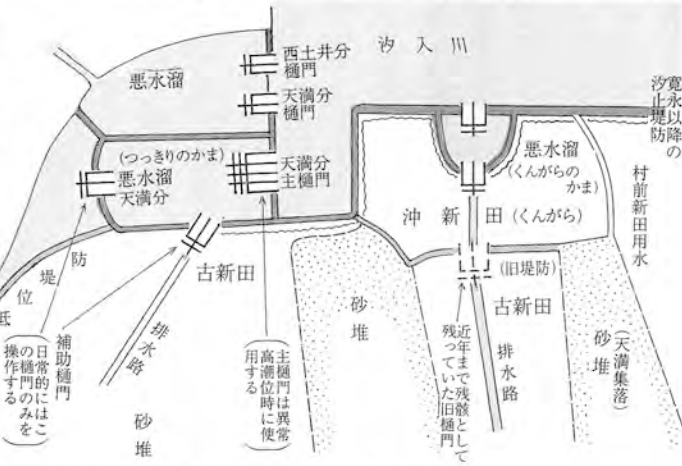
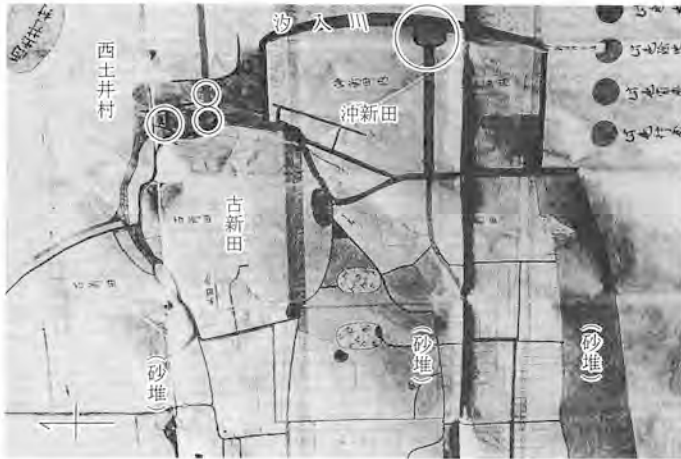
福井庄における近世の干拓　そこでさらに一歩進めて中世の具体的な干拓のあり方を究明してみたい。福井庄の場合、幸いなことに鎌倉・南北朝期の坪付類が残存するので、さらに詳細に中世の開発状況を明らかにすることができる。ただし直接その作業に入る前に、まず間接的に近世における開発状況をみておく必要がある。

写真 Q-1 の空中写真は一九四七年に撮影されたものである。米軍撮影のもの複製で、鮮明さには欠けるが、近年の工業都市化が進む以前の状況がよくわかる。区画整理で消滅した広畑周辺の条里遺構などはこの写真以外には撮影されたものは存在すまい⁽²⁾。さて中央の帯状になる集落が天満である。『姫路市史』地理編が説くように、天満、さらにその西方に接続する長松、平松の集落は海岸砂堆（小砂丘）上に立地しているが、よく観察すれば、さらにその北方にも二条にわたって砂堆の列があることがわかる。ある時期まではこの砂堆までが海岸線であったことを示すものである。最も内陸部にある北方のそれは最も古く形成されたものであるが、かりに第一砂堆と呼んでみたい。「のた



写真Q-2 畑（地畑とよばれる）として残る砂堆（巻頭口絵カラー写真も参照）

の畑」、「長砂」という地名があり、田の中の細長い畑である。つづく南方のそれが第二砂堆で現地に行ってみると「地畑」とよばれる細長い畑のほか、荒神畑、五反畑とよばれる畑になっており（巻頭口絵カラー写真及び写真Q-2参照）、地籍図にもはっきりと現われている。その南方、天満の集落の立地するのが第三砂堆ということになり、最も大きい。天満の南方を村前新田と呼び、五町新田、家中新田、大新田、前新田、西新田の各小字がある。その南方の集落は勘兵衛と呼ばれる新田村で、その北側に接する帯状のものが村前新田の旧堤防、また勘



写真Q-3 近世天満村絵図（上）と天満村樋門模式図（ともに左が北。巻頭口絵カラー写真も参照）

兵衛集落の南方は勘兵衛新田の水田とその堤防である。空中写真では勘兵衛新田のさらに南方が締め切られ、まさに干拓が進められようとしている状況も観察できるだろう。

各新田のうち『姫路市史』地理編が説くように、勘兵衛新田は天保十三年（一八四二）三木勘兵衛が工事に着手、安政元年（一八五四）に竣工、検地を受けたものである。

村前新田については『西讃府志』に寛永十二年（一六三五）「楯初」とあること、また天満自治会文書中、寛永元年（一六六一）の史料に「五

二十条六方十一坪 知波羅寺前（通称ちわらじ・宮田）

廿一条四方七坪 ^(カ)ハナカツホ（小字金ヶ坪・長松）

廿一条四方十三坪 カマハラ（小字鴨羅・天満）

廿一条五方廿六坪 小山ノ辰巳（通称小山・熊見）

廿一条五方卅四坪 小山ノ根（同右）

廿一条六方十九坪 ^(五)蓑寺ノ西（通称みのでら、山戸⁽⁴⁾）

廿一条六方卅六坪 石ヶハナ（小字石ヶ鼻・熊見）

廿一条六方三坪 ツクリ石（通称すずり石・熊見）

廿一条六方四坪 ウナテ（区画整理前の旧小字ウナテ・山戸）

廿一条六方十一坪 ウツロ木の前（通称うつろぎ・熊見）

廿二条五方廿一坪 ^(五)ヌカツカ（通称ヌカ塚・西土井）

廿二条五方卅坪 モチ田（小字餅田・西土井）

康暦に条方坪付表記された地名と一致するものは右の十三か所である。このうち小字として残るものは六、通称として残るものが七である。

条方復原に必要な地名には他にも数字のつく坪地名がある。これも小字と通称があり、熊見の市の坪は小字、津市場の市の坪、宮内の荷の坪（二の坪）は通称地名である。

これらの坪地名と、古文書に条方表記とともに併記された地名を組みあわせ、地図の上におとしていくことにより、条方復原が可能となる。即ち坪並は南東隅を一の坪とし、北東隅を三十六とする千鳥式であること、条が西から東に進むこと、方が南から北に進むことが容易

に確認できるのである（前掲巻末地図Q-1）。

また康暦坪付には「廿一条四方卅六 石ヶハナ」あるいは「廿一条六方卅六 石ヶハナ」と記した箇所があるが、この石ヶ鼻も熊見の小字として残っており、坪付の四方、六方いずれも誤記で正しくは「廿一条五方」であること、つまり文献上の誤記についても確認できるだろう。

このようにして福井庄域である揖保郡東部の条方復原が可能となるが、この条方（条里）地割はおおよそ郡境を堺として、地割方向を異にする飾磨郡条里^(方)と接している（正確には飾磨郡条里地割が一部揖保郡内にくいこんでおり、郡境と条里境界は一致しない）。

飾磨郡条方の復原に関しては、すでに谷岡武雄氏の研究、『平野の開発』（一九六四年）があり、広峯社の史料をもとに飾磨郡北部の復原がなされているが、氏の場合、前述「神護寺文書」・康暦坪付には言及がなかった。谷岡復原案に従う場合、康暦坪付や弘安坪付にみえる福井庄九条一方、同二方、十条二方等はすべて飾磨郡に所在することになる。しかしこれを一条西方にずらしてみた場合、揖保郡福井庄の各耕地はすべて揖保郡内、すなわち飾磨郡条方^(里)による地割が郡境を越えて揖保郡内に延長しているわずかな部分に納まるのである。そこで本稿は後者の復原案によって九条、十条の比定を行なった。

ところで余談だが谷岡氏の論考（『立命館文学』一三三号、一九五六年）に広畑の地名四ノ坪（二か所）、五ノ坪、六ノ坪、九ノ坪、十ノ坪は農区長保管地籍図により収集したと記述されている。これらはほとんどが小字地名ではない。そこでこの図を見たいと思ひ農区長宅および惣

代宅を訪問したが、当初は所在不明とのことであつたので聞取調査を試みた。しかし広畑は戦前に区画整理を実施して製鉄の町となつており、旧水田が消滅してからすでに半世紀も経過しているから、通称地名はもちろん小字名の位置確定さえも困難を極めた。最終的に明治二十二年（一八八九）生まれ、当時九七歳の古老と明治三十五年（一九〇二）生まれの古老お二人から聞き取りを行なつた。お二人の聴覚が衰えており、間に入られた家の方がかえつて恐縮されるほど調査は難航したが、試行錯誤を経て旧耕地地名を記した地図を書いていただくことができた。しかしその数日のうちに農区長（水利委員長）より件の地租改正前地籍図がみつかった旨連絡をうけ、旧字の確定を行なうことができた。これによって古老が作成してくれた地図の点検を行なつてみたところ、調査が難航したわりには意外にその精度がよかつたので驚いた記憶がある。半世紀もの空白があつても、日々の労働の場であつた水田に関する人間の記憶は想像以上に確かなものであることが確認でき、今後のこの種の調査の有効性にも自信をもつことができたのである（調査は六〇〜七〇歳代で地図の読図能力のある人を対象とした方が効果的であるが、彼らからは得られない情報をさらに高齢者から得ることができるといふことである）。

弘安坪付にみる塩損 さて以上の作業を経て、揖保郡および飾磨郡条方の復原が可能となつた。その結果弘安十年（二二八七）坪付注進状に条方坪付によつて記された各耕地は完全に現地形の上に復原することが可能となり、それぞれの耕地の分布をはじめ、さまざまに興味のある事実を追求することができるが、ここでは先のテーマである一

帯の耕地開発の状況を知るといふ点に関して、塩損記載に注目したい。この坪付帳には、

重利

廿条四方 已塩損 十九ノ二反十九荒卅五

あるいは、

一新田分

宗国

十一月二日一所三反卅塩損

といった記述が随所にみられる。前者、すなわち古田中の塩損は十七筆ほどで、全体三百三十筆強に占める割合は比較的少ないが、一方の新田については全体二十四筆のうち二十二筆、他に津分として書き上げられた二十六筆も二十五筆が塩損で、新田・津分はほとんど皆損に近い状況であつた。新田は条里（条方）地割が施行されていなかった箇所らしく坪付記載がなく、津市場周辺にあつたと考えられる津分もまた同様で、はっきりとした位置の確定がむずかしい。そこで塩損のうち、条方記載があつてその位置が確定できる古田分について図示してみた（地図Q-1）。塩損、すなわち海水の浸入による耕作被害がみられたのは、天満周辺にあつては第一砂堆、第二砂堆の南北にまたがっており、平松周辺では大津茂川、西汐入川の周辺に多く分散してい



写真Q-4 くんがら樋門を内陸側からみる 既に改修されて、近代的になっている。樋門横の人物は著者の妻



写真Q-5 つつきり樋門 西土井分〈右〉、および天満分〈左〉がみえている。この左にさらに天満分の大きな樋門があるが、写っていない

る。その標高は一メートルないしそれより若干高いという程度である。なお得田はすべて塩損田の分布より内陸にあり、塩損田周辺および南方には存在しない。

さて全滅に近い被害を受けた新田・津分ほどの位置にあったのか、先述のとおりこれらには条方記載がないが、天満には村前新田（沖新田）以外にもいくつか新田地名があり、天満集落の立地する第三砂堆より内陸側にも新田地名が分布する。古新田、小原木新田、前新田等がそれで、ほかに明治七年（一八七四）田方内見帳（検）によれば乗馬新田、

小坂新田、西土井新田等の名前がみえている。乗馬の地名は未詳だが、明治六年（一八七三）地所一筆限番号帳に付された地番から判断すれば、他の新田に同じくハンサイ川（汐入川上流）の流域である。いずれもこれらは非条里地割で、その標高は一メートルを切る所も多い。弘安ごろにはこうした内陸部を中心に条里地割の南方、非条里地割である砂堆間の低湿地における新田開発が行なわれていたのではあるまいか。

海浜干拓には堤防が不可欠である。しかし中世福井庄における干拓では、蛭々と長大な堤防を築くことはしなかった。その代わりに堤防の機能を担ったのが、自然堤防である第三砂堆であり、第二砂堆である。

そうした砂堆を利用し、短い堤防によって海水の浸入を遮断し、排水路には樋門を設置し樋守を配し、海岸砂堆後背低湿地を耕地化するのが中世の干拓技術だったのである。

前近代の樋門の位置 さて現在の樋門設置箇所をみてみよう。天満の東方汐入川、長松西方の西汐入川はその名称が示すように海水が自由に進入する。というよりは、干拓以前にもともと海だったところである。海水魚も生息し、汐入川の支流は鱈川（鱈は海水魚ボラの稚魚）とも呼ばれている。各用水路の末端はいずれもこれら感潮河川につな



写真Q-6 明治初期 平松村絵図に画かれた樋門

がっていたので、樋門もそうした用水の末端に置かれていた。天満の場合、前新田には先述のように前新田旧堤防(勳兵衛新田との境界)の南側に二か所、タテドイ樋門と汐入川に接する辰巳樋門があり、次に第三砂堆東方の小字菫原(くまがら)に、汐入川に接して、くんがら樋門があり、次に第二砂堆の東方、汐入川の支流ハンサイ川に接して築切樋門の四か所が設けられていた。つきりには天満村樋門のほかに隣接して西土井村樋門が併設されていた(巻頭口絵カラー写真、写真Q-4、Q-5、巻末地図Q-1)。⁽⁵⁾

また西汐入川に面しては左岸に長松村の樋門、右岸に平松村の樋門、また大津茂川に面しては左岸に平松村・竹の下樋門があるという具合に感潮河川に用水の排水口をもつ各村はそれぞれに樋門を設置していたのである。もちろんこれらは近世の樋門であるから、そのまま中世史料、「輯古帳」(前掲

二九五頁)Ⅱ、Ⅲ)にみえていた「天満樋守、天満東崎新樋守、東崎新堤樋守、平松西崎樋守」等の所在地と一致するというわけではない。タテドイ樋門、辰巳樋門、くんがら樋門、つきり樋門が寛永以降の所産であることは自明である。すなわち村前新田歟初の直前の寛永六年(一六二九)、同新田ほか三昧(さんまい)之後(つきり樋門の内陸側、今原(くんがらであらう)の帰属をめぐって天満村と西土井村との間に相論が起きたことが『西讃府志』に記されている。このことからこれら各地域は寛永前後に干拓が進捗したもので、くんがら樋門、つきり樋門もそのころの造成になると考えられるのである。

この寛永堤防の内側にも旧堤防があり、道路として使われていたが、くんがら樋門に通じる排水路との交点には、補完的、予備的な機能をもつ樋門があったという。寛永以前の干拓線を示すものである。したがって、中世の天満樋門の一つはこの樋門か、ないしはそれよりさらに内陸部にあったことが考えられよう。

鎌倉中期、建治年間にも福井庄樋守には樋守と新樋守の二種類があった。既存樋門と新設樋門が存在したわけで、二段階の干拓の進捗があったこともわかるが、積極的な干拓姿勢があったといえる。ただし弘安坪付の塩損記事にみる新田および一部古田の壊滅的打撃にみるように、当時の干拓技術がいかに未熟で不安定なものだったことをも確認しておく必要があるだろう。⁽⁶⁾

聞取調査

天満：田村正良(大正五年生)・三木保雄(昭和三年生)・立花正(明治

三十三年生、故人)・小林明(故人)、高田：前田安三(大正二年生)、和久：三田俊一(大正四年生)・浅見泰三(大正元年生)、福井：西谷作治(大正七年生)、坂出：三輪喜代治(明治四十四年生)、坂ノ上：三輪裕義(大正十三年生)、津市場―黒田輝・津田実・治田晟、田井：穂田貢・後藤敏夫(大正七年生)、平松：土井二郎、宮内：山田重夫(大正四年生)、宮田：品田武夫(明治三十八年生)・井上千之助(明治二十九年生)・小西金次郎(大正六年生)・藤田羊一郎、西土井：井上富士夫(明治三十七年生)・広田勲・黒田宗平、長松：松本茂(大正八年生)、朝日谷：五百川勉・小島米雄(明治四十四年生)、茶屋：村上秀雄(大正四年生)、山戸：速水定夫(大正八年生)・速水千代治(大正十二年生)、熊見：宮下鉄二(明治三十四年生)、熊見出屋敷：井貫政雄(大正五年生)、広畑：高浜忠男(大正元年生)・畑中得治(明治二十二年生)・田中亀蔵(明治三十五年生)

の各氏より。聞き取りで得られた情報は他にも多いので、水利慣行等については別の機会に報告したい。

(1) 海浜干拓は干満差を利用するから、干満差が大きくて遠浅である有明海、瀬戸内海、伊勢湾岸等に顕著に発達したが、逆に干満差がほとんどない日本海岸では砂丘の開口工事による潟湖排水干拓や埋立てであっても海浜干拓は少なかった。大量の土砂の搬入がなされる埋立てと異なり、干拓の場合はその前後で人為的に標高が変わることはほとんどなかったはずである。近代の干拓では干拓終了地は排水が進むにつれ乾燥し、土地が収縮沈下する。一方、干拓地先の干潟には新しい土砂が堆積するから、干拓地は排水不良となり、次の干拓を必要とし、海岸線の前進がくり返される。ただし土砂の堆積期間がはるかに長か

った中世干拓地での沈下は少ない。

(2) 空中写真は米軍撮影のものも含め、日本地図センター(〒一五三東京都目黒区青葉台四一九一六、電話〇三―三四六五―五四一五)で購入できる。

(3) 旧稿『講座日本荘園史』荘園入門、一九八九年)発表後、明治の小字決定後に作られたものではあるが、旧小字の名を付箋で記した天満村地図のあることを知った(田村英男氏所蔵天満村地籍図)。

(4) 葦寺は峰相記『続群書類従』に登場している。この寺のもつ歴史的意义については河野行『障害者の中世』(一九八七年)、一〇九頁参照のこと。

(5) このうちタテドイ、辰巳は勸兵衛新田との区画整理が実施された段階で廃止となり、くんがら、築切のみが近年まで樋門として機能した。

(6) 旧稿(前注(4))発表後、田村善太『海岸村の変遷と成立―播磨国福井庄天満村の歴史―』(一九九一年、しんこう出版)が刊行された。天満村の近世史料を駆使した力作である。

2 肥後国八代庄八千把村における汐浜干拓と井樋

竊井樋修固 不知火海に面し、中世の干拓地といわれる八代庄八千把村については中世文書「小早川文書」が残る(『熊本県史料』三所収)。「八代庄三ヶ村内八千把村新開事」を宛行^{あてが}った建治二年(一二七六)の宛行状(『鎌倉遺文』一六一―一二五一)には、

右件田者、新々開内三反三丈所宛行也、早致耕作、全御年貢、可修固竊井樋者也、

とあって、新開田(新々開)を宛行われる代わりに「**輛井樋**」の修固が命じられている。**輛**は塘、すなわち堤防で、井樋(いび、ゆびと発音することも多い)はすなわち樋門である。この井樋も八千把村が干拓地であることや、**輛(塘)**と一体となっていることから、福井庄や、沼田庄でみたような感潮防止と同時に滞水の排出を担った樋門をさそう。

八代庄の干拓の挫折と進捗 干満差の顕著な不知火海に面する八代平野はその過半数が干拓地である。「小早川文書」の舞台である八代庄八千把村故地(旧八代郡八千把村・現八代市内)は現在では近世の干拓拡大によりまったく内陸地化しており、一見中世干拓の痕跡が認めたいようにも思われるが、現地調査によって多少とも中世干拓のイメージがつかめないものかと考えた。

「小早川文書」には鎌倉期の干拓関係文書数点が含まれている。干拓は前掲史料にみた如く、遅くとも建治二年(一二七六)より以前には開始されており、当初には干拓地内と考えられる「八千把村新開」のうち「新々開」三反三丈が、「**輛井樋**」を「修固」するための「**塩輛役田**」(塩輛修理料田、塩輛免田ともいえよう)として、一斗五升代という低斗代を負担する条件の上で、名主源次郎丸に宛行われた。当時八千把村には新開も新々開もあったことがわかるが、**輛役田**は新々開だけではなく、(八千把)「北西里廿一坪」という条里表記された古田一町二反三丈もまた、「**輛役田**」として源次郎丸に宛行われていた。こちらは三斗代、と二倍の年貢がかかった。

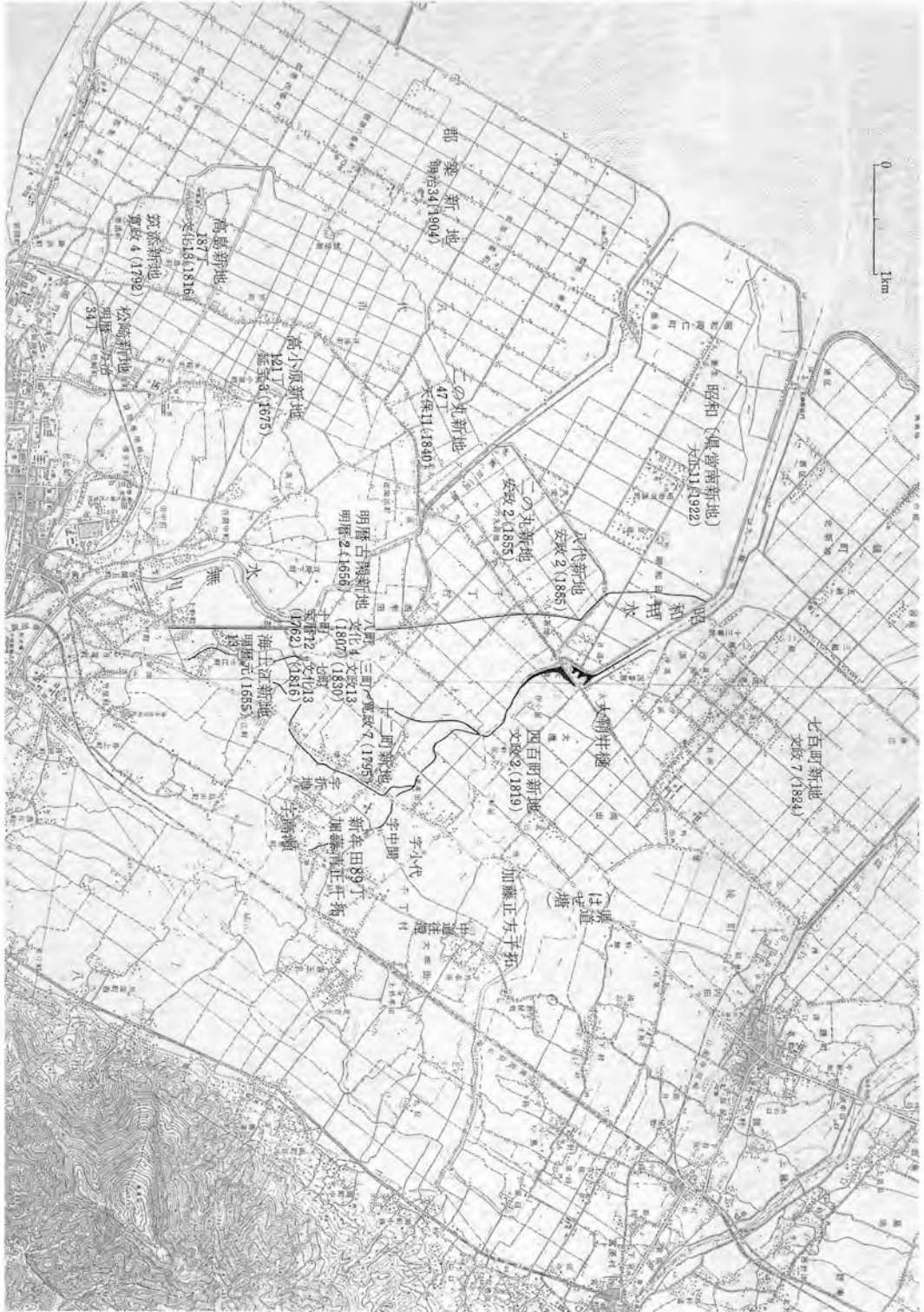
ところがこの**輛井樋**を維持管理していく任務、即ち「**塩輛役**」はか

なりの「大役」であったようであり、十年を経過したのち、即ち弘安八年(二二八五)以降には古田さえも「荒蕪」地となる始末であった。おそらく数度の台風で甚大なる被害を受けたのであろう。

新開田自身が損田となる状況であり、古田にも新開田にも一定の年貢を請負わせつつ、名主らの力を利用しての干拓、新開田の拡大を試みた領家(給主代、政所、公文ら)の目論見は、うまくはいかなかったようである。そこで徳治二年(一三〇七)には、さらに古田であった(八千把)西里、北西里、俊永北西里のうち二町一反を「**輛役田**」に追加したのだが、それでも不足で、翌々年の延慶二年(一三〇九)には従来からの**輛役田**(八千把北西里)の斗代を三斗代から一斗代に減じ、元亨二年(一二三二)、翌々元亨四年(一二三四)にも干拓失敗のあたりを受けたためか、荒蕪地となっていた土地を一斗五升代で源次郎丸に宛行っている(以上、前掲史料のほか『鎌倉遺文』三〇―三二九二、三一―三三七九一、三六一―二七五三、三七―二八七五二)。

塩輛の維持・修固は決して容易ではなく、こうした努力が実を結ぶまでにはさらに幾星霜を経なければならなかったと思われる。

尼江源二郎丸 さて建治二年(一二七六)の史料にみえていた「八千把村新開」にあった「**輛井樋**」の復原を試みてみよう。「小早川文書」の中の鎌倉期の文書十点は、すべて八代庄八千把村源次郎丸に宛てたものであるが、この源次郎丸(名)は元亨四年の史料では尼江源二郎丸とも表記されている。旧八千把村に海士江(あまがえ)の地名が残るが、尼江に同じであり、源次郎丸名故地であろう。現在の海士江(海士ヶ江)に井樋はないが、小字名として「井樋口」が残る。



地図Q2 八代藩岸の干拓状況



写真 Q-7 八代湾岸の干拓状況

文政干拓と大輪井樋 一九五五年ごろまで海士江を含む水無川右岸の排水は、北方三・五キロメートルにあった大輪井樋が、また左岸の排水は北西三キロメートルの二の丸井樋が担った。大輪井樋は四百町新地干拓に際し文政二〜四年（一八一九〜二二）に作られたもので、七枚戸一基、五枚戸二基、三枚戸二基からなる五基の井樋をもち、それ

ぞれが干満時の水圧を利用した招き屏式の自動開閉樋門であった。管理は点検のために置かれた樋門番が行なっていた。現在はさらに沖合に樋門が移設されているが、この大輪井樋が排水を担っていた段階が文政以降の幕末期の段階ということになる。

干拓の歴史的段階 さて『熊本県干拓史料』（九州近代史料叢書）九

輯）養田勝彦「松井氏の干拓新田史料」（昭和四十三年度『年報熊本近世史』所収）、『八代郡誌』『熊本県の地名』等により、近代までの八代湾岸（八代市北方）の干拓状況を地図上におとしたものが地図Q-2、海士江村周辺の圃場整備以前の状況を空中写真（国土地理院、一九六二年撮影）によってみたのが写真Q-7である。まず八代湾干拓地全体の概況をみると、(1)およそ標高三メートル以下は干拓地であること（八代湾の干満差は湾奥で五メートル、南の入口で二・四メートルという）、(2)近世初頭の干拓は砂川、氷川、水無川（古くは球磨川旧河道でもあろう）等の河川が形成した三角洲の周辺で行なわれていたこと、(3)加藤清正・正広および八代城代加藤正方によるという外牟田村・新牟田村干拓は三角洲間の牟田地（低湿地）を対象とし、耕地の標高は二メートル

ル弱であったこと、(4)七百町新地・四百町新地等十九世紀初頭の広大な干拓地の標高は一メートル以下であること、等の特色をあげることができる。

海士江の古塘と井樋 次に海士江周辺をみよう。海士江には数本の顕著な古塘跡を観察することができる。第一に寛政十二年(一七九五)に干拓された十二町新地(字十二町)をめぐる古塘がある。その内側にはヒデと呼ばれる排水路がある。この古塘を仮称十二町塘としたい。排水路ヒデは大輪川おぎまに通じており、ヒデに滞水した水は大輪井樋まで流れて行き、そこで干潮時に海に排出されていた。

十二町塘のさらに内側には正分寺塘といわれる古塘があり、ハゼの列あるいは墓地等として残っていた。その内陸側に塘に併行して他より一段低い水田が細長い筆として存在していたという。これも旧排水路の一部であろう。

十二町塘、正分寺塘の間に小字井樋口があった。ここには井樋はなかったが、この小字井樋口の内をヒデにつながる排水路が通過していた。この排水路と二本の塘は直交しており、正分寺塘との交点は暗渠になっていたというが、この交点こそ近世のある時期に井樋が置かれていた場所であろう。

ところで十二町塘、正分寺塘の間に千丁村新牟田の小字十二町、および旧八千把村海士江の小字十二町があった。今は両村にまたがっているこの小字十二町は、もちろん十二町新地に由来するが、これは先の干拓史料によって寛政七年(一七九五)に干拓されたことがわかる。したがって十二町塘は寛政七年の築造といえる。

また明暦元年(一六五五)、海士江新地十三町一反二畝六歩が「築立」てられている。十二町塘に先行する正分寺塘は明暦元年の築造と考えたい。

この正分寺塘の内側にも新開地名がある。すなわち字正分寺の中の平新開、字下毛の中の長新地ながしんちといった通称地名がそれである。ともに近世八代城主松井氏による小規模干拓との伝承がある。

海士江村には字海士ヶ江、字湫ふといった字名があり、いずれも低湿地で排水路が通過している。そして平新開、長新地はこのうちの湫を通過する排水路に近接していた。

干拓堤防が完成しても内側の排水路周辺は未墾の低湿地として、と残り残されることが多かった。たとえば加藤清正干拓にもなう「はぜ塘」(現県道)の内側には大輪川に沿って新牟田の字新開、字今新開いましんがひがあるし、十二町塘の内側にも字新開、字川開がある。こうしたところは次段階の干拓に移ってから耕地化がなされたものであろう。明暦に耕地化できずに残された排水路ぞいの低地は、寛政の十二町干拓完成後に耕地化されたと考えたい。

正分寺塘築造以前 明暦新地である海士江村の正分寺塘よりさらに内側の道路もまたかつての塘であったといい、普通の道路より高く幅も広がったという。実際先の二本の塘の内側にも帯状の水田や堤防風の道路の存在を指摘することができる。このうち写真Q-7中の外側のものをア、内側の集落に接したものをイとしたい。アが戦国期のものとすればイは中世の塘の可能性がある。この地の標高はほぼ、二・五メートル強である。自然状態であれば、平時の満潮時にぎりぎり潮

水がつくかどうかという高さであり、塘はわずかな時間帯の潮水と、そして異常高潮位に備えるものだったといえる。

加藤清正以前の塘は、ほぼ現在の中道往還に一致するといわれているが、海士江干拓は、中道往還よりも相当に海側に突き出た形となる。土砂の堆積が顕著であった水無川三角洲（球磨川旧河道三角洲）の荒蕪地において、自然状態ではごく短時間のみ海水の冠水のみる地を締め切り、引き潮時には河道となる三角洲内低地（「たお」と呼ぶ。海の中の川）を排水路とし、塘と「たお」の交点には井樋を設けた。これが中世の干拓である。

尼江（海士江）にあった源二郎丸名、中世の八千把村新開の厳密な位置を比定することはむずかしい。しかしこの地において、「塩竈大役」と表現される中世塩浜干拓への苦闘が続けられていたのである。現在は近世・近代の干拓の中になっただく埋没してしまったかにみえる地において、このように多少なりとも中世干拓の様相をさぐることができるが、その作業を通じ、同時に中世の開発がいかに小規模かつ不安定なものであったのかをも、われわれは知ることができるだろう。

聞取調査

文政：平川茂作（明治四十二年生）、海士江^{あまがえ}：吉村長吉（明治三十五年生）の各氏より

(1) 新牟田の字名に高瀬、小代、折地、中間など玉名郡の地名と同じものがあるが、加藤清正による干拓時に玉名郡より入植した人の出身地

名を付したものである（『熊本県の地名』）。

以上福井庄樋守、また八代庄八千把村井樋を素材として、現地調査の必要性を説いてみた。現地調査において最も重要な武器は聞取調査である。しかしながら聞取調査から収集できる材料の多くは、直接的には近代、二十世紀前半の様相を示すものということになる。しかし近代の資料とはいうが、たとえば地名一つを取ってみても、近代まで民衆によって使われた地名のうち、過半数以上のもは中世以前の地名に由来している（第II部）。

聞取調査によって復原し得た近代の村は、当然中世以降に近世的变化や近代的变化を受けた結果の所産として存在するのだが、しかしながら必ずや中世以来継承されてきた一側面をもっている。したがって近代の村から近代的变化、近世的变化によって変化し付与された部分を除去すれば、中世の村の近似形態にかなり近づくことができるはずである。われわれはこうした作業によって中世景観を復原する方法を、仮に「景観の遡及的復原法」と呼んでいる。この作業は近代・近世の景観を各段階ごとに確実に指定した上で、はじめて成立する作業でもあり、また現景観に含まれる連続面と非連続面を判定していく作業ともなる。

そこで以下項を改めて「景観の遡及的復原法」について説明することとした。その場合のフィールドを東大寺領播磨国大部庄故地、現在の兵庫県小野市に求めることとする。

二 荘園景觀の遡及的復原法

―播磨国大部庄を素材として―

以下では近世的景觀を指定したのちに、その中の近世に付加された要素を除去すること、それと同時に中世的景觀の骨格を復原し、さらに中世史料によって景觀を肉付けする作業、すなわち遡及的復原法について説明したい。

1 準備作業

最初に現地調査の前に準備すべきもの、および現地調査に必要な資料について簡単にふれておこう。

I 史料

A 中世文書 ①「東大寺文書」(東大寺図書館所蔵のものほか、かつて東大寺より流出した旧「東大寺文書」がある)、②「浄土寺文書」(浄土寺所蔵)等。関係文書は奈良国立文化財研究所編『東大寺文書目録』、京都大学文学部古文書室所蔵『大部荘関係文書目録』等で検索する。小野市立中央図書館には『大部荘史料集』があり、井上弘治氏蒐集になる前掲目録所収分写真版が揃っている。近年『兵庫県史』史料編中世五が刊行されて(一九九一年。但し竹内文平氏所蔵旧「東大寺文書」等若干の遺漏はある)、史料の閲覧が容易になった。

B 中世記録 『民経記』寛喜三年三月条、『平戸記』寛元二年三

月条ほか。

C 近世文書 小野市立中央公民館に井上弘治氏蒐集による小野

市域内近世文書の写真版と積文がある。

なお一般的には小野市のように文書の写真がいか所に収集されている地域は稀である。市町村史史料編や近世史料目録が刊行されていればそれに依拠して見当をつけ(市史等ではふつう一部の近世文書のみが活字化されている)、それがなければ個別に調査を行なう。近世検地帳、村明細帳、近世村絵図、近代地籍図、水利関係文書等は区長(総代、自治会長)、農区長(水総代、水利委員、農地委員)持ち廻り文書となっていることが多い。

II 地誌

『加東郡誌』『小野旧藩誌』『新修加東郡誌』等。

III 研究史

大石直正「播磨国大部荘における惣と一揆」(『文化』二四卷二号)、小西瑞恵「播磨国大部荘の農民」(『日本史研究』九八号)をはじめ多数。

IV 地図

一万分の一、五〇〇〇分の一、二五〇〇分の一図(小野市発行)。
一般に地図の入手にあたっては圃場整備前の図を求めたい。大縮尺の管内全図が作成されていない場合は圃場整備計画図(従前図)、森林基本図等入手するが、部分図になる。国土地理院発行国土基本図(五〇〇〇分の一図)は昭和四十年代～五十年代作成のものが多く、既刊の地域では、有用である。

V 空中写真

国土地理院日本地図センター、または日本林業技術協会刊。

VI 地籍図

法務局出張所登記所または市役所・町村役場の税務課で地籍図を閲覧する。小字の把握を行なうとともに、耕地地割の特色（条里制、島畑、新田地割等）、旧河道、旧堤防、館跡等特色ある地筆を把握する。

2 近世景觀の措置

大部庄の地形 加古川左岸、大部庄故地は巨視的にいって次の四つの地形に区分される。第一はおおむね標高二七メートル前後、近世の新田村である住永（敷地新田）の集落が立地する低位河岸平野で、加古川水面との比高差は約四メートルある。第二は高田、敷地、王子、葉多、久茂、下大部、片山等、大部庄公文方の主要集落が立地する標高三三〜三四メートルの中位河岸段丘で、加古川との比高差は約一〇メートルある。第三は鹿野、小野町、黒川等が立地する標高四七メートル以上、東方の山際まで広範に広がる高位河岸段丘で、中世には鹿野ヶ原と呼ばれた一帯である。第四が東方丘陵とその間に形成された谷水田で、重源の建立になる国宝浄土寺のある浄谷等の集落がある（写真Q-8、地図Q-3参照）。

この四つの地形のそれぞれには多くの溜池や灌漑用水が網の目状に設けられている。そこでこの耕地景觀を規定している各用水・各溜池が、どの時期に形成されたのかを確定する作業から始めたい。

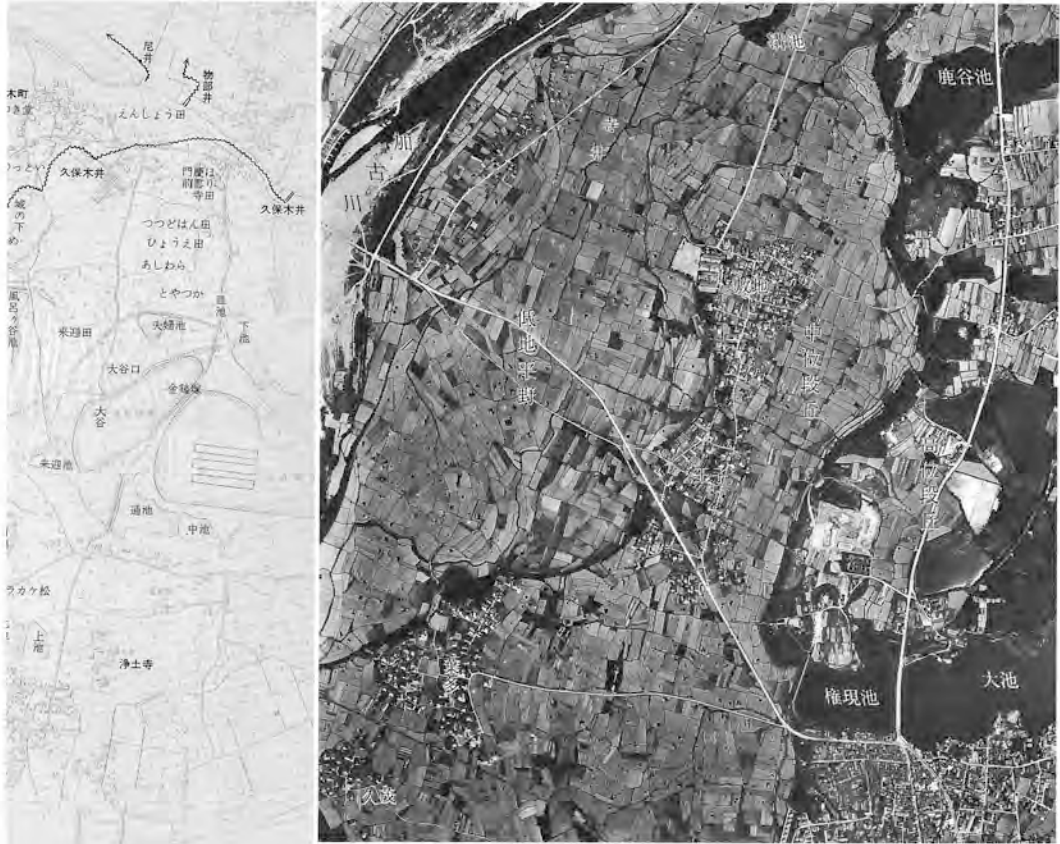
宝暦の用水覚 用水・池の起源を直接に記した史料が残ることは少ない。一般には検地帳・村明細帳等を利用して、近世における耕地や

用水・池堤の所在を確認していくのであるが、大部庄域ではこの作業に好都合な史料として旧「黒石長道文書」（西本町・前田定男氏所蔵）中の「両郷村々用水覚」がある。年欠であるが文中の一部に「宝暦六丙子出来」といった注記が特に付された池があるから、ここに書かれた池・用水は宝暦年間（一七五一〜六四）には存在していたはずである。

宝暦の池と現在の池 そこで現在の池と、この宝暦ごろの「用水覚」にみえる池とを比較してみると、一部名称の変化はあるものの、大半が近代の池に同じであることがわかる。たとえば王子村の場合、大池は現存しているし、やぶさめ谷池は「やぐさん谷池」（近年埋立て）に該当、下之池は「権現池」とも「下の池」とも呼ばれる池であり、宝暦六丙子年に出来たとされる新造の引谷池は近年埋立てられた「新池」、鳥ヶ池は「とんの池」、太郎右衛門池は「たろも池」（タルの池）、埋立て、さんまい池は「墓池」、通り池、下の池はそれぞれ現存といった具合で宝暦年間と変わるところはない。

ただしこの「用水覚」に記載のない池も若干あるが、それらについては宝暦以降の築造と考えたい。たとえば片山村の治兵衛池については記載がないが、この池が片山村の大新田と呼ばれる水田を灌漑していることから新池とみてさしつかえあるまい。

宝暦の用水と現在の用水 また下大部村のうち低位平野においては、現在上井と下井の両用水を使用している。上井は加古川から取水する寺井のことであるが、下井は湧水（谷川）の余水、すなわち葉多の養田筋、中曾根筋等の排水を受けて、マンポ（隧道を近畿地方ではマンポという。トンネル）によって加古川に突出した中位段丘の地下を通過



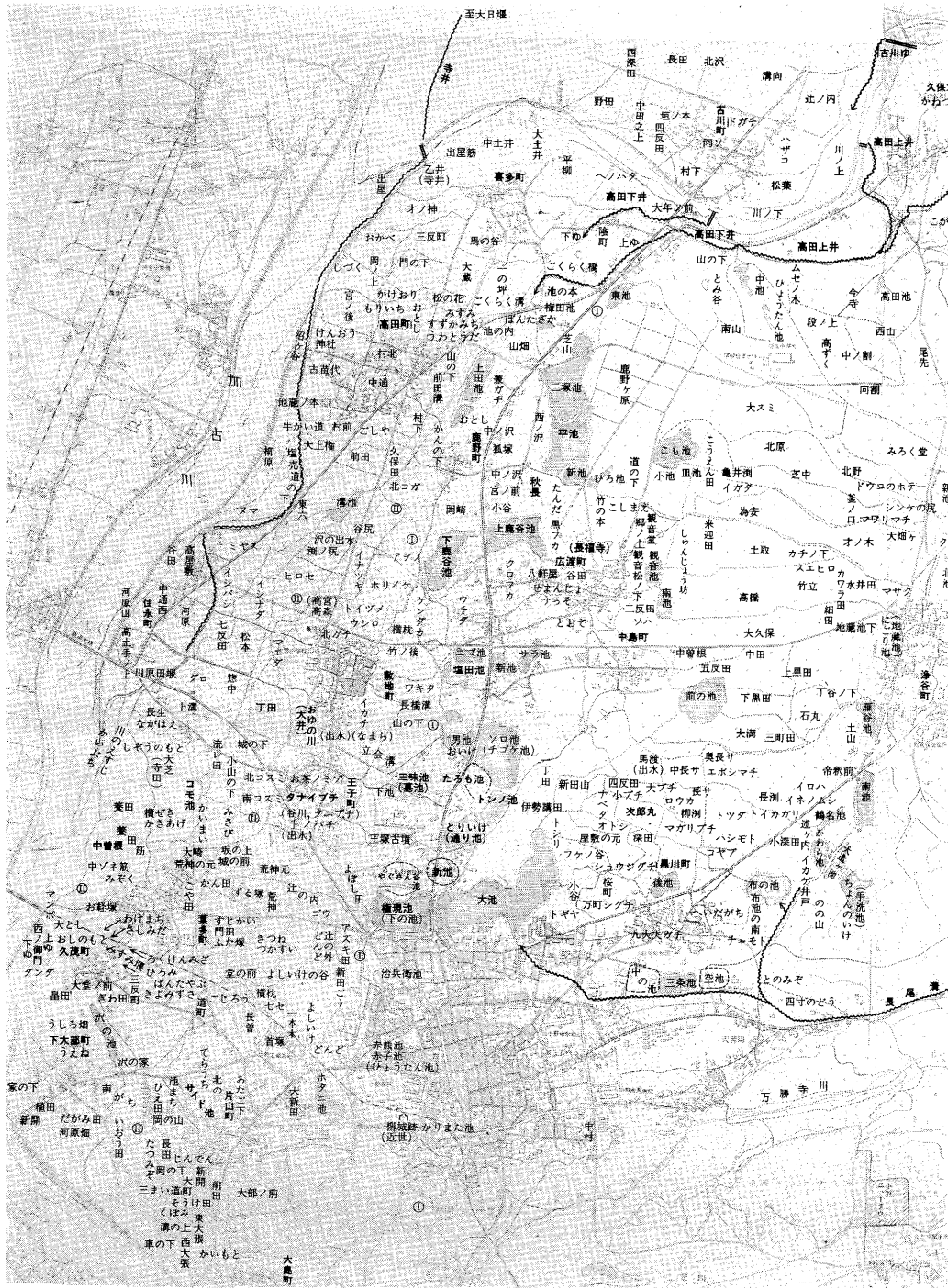
写真Q-8 大部庄の空中写真

する用水をいう。この下井についても「用水覚」に記述はない。トンネル使用の高度な技術が、一般の村でも用いられるようになったのは、この地方では宝暦以降といえよう（伝承では一柳の殿さまが近習方から金を借りて作ったという）。

池の築造と各村の新田開発 次にこの「用水覚」には用水・池の存在だけではなく、その用水・池ごとに本田と新田の反別面積が記されており、開発の順序を知る上で貴重な手がかりとなる。たとえば王子村には手水池、中之池、増田池が記されているが、三つのかかりはすべて新田であり、本田についてはまったく灌漑していない。したがってこの三つの池そのものも宝暦年間に比較的近接した段階に築造された新池であろうと推定されるのである。

次に王子、葉多、久茂、下大部、片山五か村の立会池であった大池、やぶさめ谷池、下の池、引谷池、即ち、いわゆる大池がかりの本新田別面積とその割合をみてみよう（表Q-1）。五か村は池に近い順に王子→葉多→久茂→下大部→片山となって





地図 Q-3 大田部庄の小字と通称地名

表 Q-1 大池がかり(大池、やぶさめ谷池、下之池、引谷池受益地)の本田・新田

	本 田	元 新 田	後 新 田	新 田
	(%)	%	%	%
王子村	231石9斗 (92)			19石7斗2升(8)
葉多村	231石0斗3升(75)	22石7斗7升(8)	32石6斗5升(11)	17石7斗5升(6)
久茂村	96石4斗4升(91)			9石2斗6升(9)
下大部村	82石9斗4升(79)			22石0斗2升(21)
片山村	26石3斗8升(51)			25石1斗6升(49)

を行なうが、同時にその技術的特色をも検討していきたい。ここでは大部庄域の基幹用水である王子大池と寺井について検討を加えよう。

いるが、池に近い村、池がかりの上部には本田が多く、かかりの下方に行くほど新田の比率が高くなっており、片山ではほぼ半分が新田である。すなわち宝曆を遡ること比較的近接した時期には、池の拡張、嵩上げ、増設が盛んに行なわれ、本田への用水供給のみならず新田開発をも可能としていたこと、その水田の増加は池がかりの下流域において顕著であったことがよくわかるのである。

以上、近世文書の記述により、近世の用水・池の状況、本田、新田の分布状況が明らかになったが、このような手続きを経て、中世に遡り得る水田としての、近世の本田(古田)の分布状況が把握できるのである。

さて以上の作業によって近世の用水・耕地状況の概要が明らかになったが、次にそれら用水・池の起源そのものを考えたい。そこで文献等によりこの点の検討

ア 王子大池

大池の集水域―土木技術的特色 大池の土木技術的特色は本来の自然集水域以外に、別水系の河川より引水しているところにある。すなわち大池の集水域は自然地形上は高位段丘、鹿野ヶ原上のきわめて浅い小浸蝕谷と、その延長上にある東方丘陵内の浸蝕谷である。しかしこの谷は水量も乏しく川らしい川とはいえない上、すでに上流浄谷村、黒川村、中島村の区域内に多くの溜池が作られており、さらに王子村自身の内部でも、この流水は通り池、鳥の池、太郎茂池ほか上流の池に優先的に貯水することとなっていたから、余水のみを頼るとすれば大池自身の集水量には限界があった。そこでその不足分を補うため、南方に隣接する別水系の万勝寺川上流に堰を設け、はるか三・三キロメートルに及ぶ水路によって、長尾谷・万勝寺川の余水、つまり冬の非灌漑時期に不要となっている水を大池に引き入れているのである。この水路を長尾溝または殿溝と呼んでいる。なおこの長尾溝には分流があって黒川の布池、後池にも導水していた。この水路の一部は完全に水平に作られていた。現在は水平水路は部分的にしか残っていないが、元来は黒川の南池にまで伸びていたらしい。したがって万勝寺川の水を南池方面にまで導水することができることに、まったくその逆に南池方面の水を布池や万勝寺川方面へも導水することが可能という、精巧な構造の用水路であったという。

築造はいつか さてそこで文献史料をみてみよう。文化五年(一八〇八)「小野大池神祠記」(鈴木寛彦氏所蔵文書)には「其肇造也、在元和甲子、旧為兩区、至明曆中、増封堤防、併為一焉」、また文化四年(一

八〇七)「長尾谷井堰対談之覚」(「水池寛氏所蔵文書」)には「大池の儀は先年明石御城主小笠原右近大輔様(忠真・明石在城は元和三年から寛永九年へ一六一七〜三三)御領分の節、王子谷溜池御普請を仰付けられ、水引取之儀は、長尾谷御目宛に御築立てなされ(後略)」とあり、同じ「水池文書」中の文化四年奥村ほか六ヶ村百姓申状では「明曆年中に原田南池までに到る新溝が出来た」とされている。いずれも後世の史料ではあるが、これらによって、

(1) 元和十年(一六二四)大池が造られ、長尾谷よりの水路が完成。当初は二つの池に分かれていた。

(2) 明曆年中(一六五五〜五八)長尾谷井堰の分水路(南池水路)の完成、大池の嵩上げ工事と二池の統合。

がなされたことがわかる。自然河川のみによるのではなく、他の河川からの人工水路により導水されるような池が作られるのは、この地域では近世初頭のことだったといえよう。

なお先の宝曆「用水覚」にみた大池がかりの元新田は元和段階、新田は明曆段階のものと考えたい。

イ 寺井

二河川からの取水―土木技術的特色 寺井は取水源を二つの河川に求めている。その一つは東条川最末の取水堰・乙井で、今一つは早越時に利用される加古川本流の大日堰(現在は廃止)である。土木技術的な特色としては、久茂西方の加古川に面する段丘崖の急崖中段を掘進していること(この場所を先述した下井の場合はマンボで通過している)、あ

るいは水路勾配の緩やかさをあげ得るであろう。寺井取水地点と流末との水平距離は七キロメートル弱だが、標高差はわずか六メートル、平均して一〇〇メートルで九センチ弱の落差だったことになる。ちなみに高田井堰は三キロメートルで九メートル、一〇〇メートルで三〇センチである。寺井が緩傾斜であることは、一方で水の通過性の悪さ、水田への乗りの悪さとも直結していた。

開鑿はいつか 寺井が登場する最古の文献は宝永三年(一七〇六)の裁許状(「富田孝博氏所蔵文書」、同文の写が「進藤要氏所蔵文書」)である。この文中に寛文年中(一六六一〜七三)、加古川筋をめぐって大部庄と河合郷の間で出入り、裁許があったとみえるが、この出入りの原因はのちの史料から推察すると寺井堰上げの際使用する川原石利用権をめぐってのものだったらしい。寺井の史料上の上限は寛文年中ということになる。

寺井は「大部庄用水」ともいわれ、大部庄七ヶ村「村高三千七百石之内高千五百石程之用水」ともいわれた基幹用水だが、はたして中世にも存在したのだろうか。『加東郡誌』は鎌倉初期に浄土寺、重源によって作られたとする見解を述べるが、史料の裏付けを欠く(『郡誌』の根拠は寺井の名称と浄土寺を結びつけるものだが、「黒石文書」寛延二年(一七四九)「諸事覚」は堰口に寺があったことが寺井の名の由来とする)。

一柳(小野)藩とのかかわり 同じく「富田孝博氏所蔵文書」中の明和七年(一七七〇)以降の湯水時における加古川本流、寺井堰立の各年記録は、この点に多少の示唆がある。すなわち寺井堰上げに動員される村は全部で二九か村あったが、このうち大部庄域の村々は一四か村、

さらにそのうちの「井郷」すなわち寺井の受益村は敷地、王子、葉多、下大部、片山の五か村にすぎない。他の村々は寺井とはまったく関係のない東条川がかりや万勝寺川がかりの村々であるが、小野藩領内の村であるがゆえに動員されている。すなわち寺井は「渴水之節、御領分不残出合、土俵ニ而井堰五ヶ村へ用水取申候」(「村々高寄位付覚」(神生義雄氏所蔵文書))ともいわれているように、その堰立は小野藩領こそって行なわれるもので、いわば小野藩の直営用水であった。

寺井に関する古老の伝承に、加古川横堰の権利は一柳藩(小野藩)からもらったとか、堰立終了後、一柳の殿様が馬で横一文字の堰の上を渡ったとかいった内容のものがあるが、文献史料にみる寺井堰立の様相によく合致するように思われる。こうしたことが同じく「富田文書」にみるような明治廃藩後、藩の援助を失った井郷各村の定堰(固定堰)化への嘆願につながっていく。

右のような諸点を勘案すれば、加古川本流を堰き止める寺井のあり方は、『加東郡誌』のいう鎌倉初期創設説は採用しがたく、小野藩による近世初頭の工事に起源をもつものと見なさざるを得ない。

水利権と開墾の前後関係 以上王子大池、寺井を素材に土木技術的特色、文献資料、伝承等によりその起源を考えてみた。両者はいずれも近世初頭の所産ということになったが、用水開墾の前後関係が水利権の強弱に対応していることにも留意しておきたい。たとえば大池の取水堰である長尾溝が万勝寺川から取水できるのは、非灌漑時期である秋の彼岸から春の彼岸までに限定されていたのであり、夏の灌漑時期にはもちろん古くよりある万勝寺川各堰が水利を独占していたのであ

る。寺井の場合でも先述した東条川に堰をもつ乙井(乙は弟に同じで末流の意)が、さらに東条川上流に堰をあげることができなかったのも東条川流域六ヶ井と呼ばれる先行する各堰の水利権を尊重していたからである(現在は東条ダム完成により六ヶ井と寺井は統合井堰となっている)。このように水利権の強弱が相対的に用水開墾の前後関係を示していることが多い。

以上大部庄においては高度な土木技術を使用し、規模も大がかりな用水施設はいずれも近世に作られたものであることを明らかにした。近世の村の景觀について、いささか繁雑なまでに記述してきたが、その理由は二つある。一つには、近世の村を把握することなく、一気に中世の村を論じたならば、どうしても飛躍・短絡の危険におちいりやすいということである。第二には、日本の大多数の村がそうであるように、中世の文献が残存しない村々においては、以上の作業のように近世史料を利用してまず近世の景觀を把握し、ついで中世には遡り得ない諸施設を除去した上で中世の耕地景觀を考え、さらに中世地名や遺跡によって、中世の村の姿を復原していくことが必要となるからである。

しかしながら中世大部庄に関しては「東大寺文書」中の数種の内検帳によって、さらに復原作業を進め、景觀復原の精緻化を図ることができるのである。

3 中世的景觀の復原

基本史料 そこでいよいよ中世の景觀復原作業に移ることにしたい。

表 Q-2 中世文書にみえる池、溝、井料

宝徳元年帳 (2-148)	塩田井料、八幡下井料、谷シリ井料、惣中井料、カノ谷井料、アラノマエ井料、アラノ後井料、ココノ井料(コカイノ井料)、カノ上井料(カノ谷上池)、古川定井料、新井料、高田新井料、シツク井料、モロカノ井料、山本井料、イモシクロ井料、高田溝ノ井料、石田溝ノ井料、沢溝ノ井料、扇上ノ井料、福田溝井料、南上田井料、北上田井料、上田溝井料、塩田池守給、見安井料、更溝井料、(花井守?)、板溝井料、クヌ木本井料、セキネ井料(セキネ溝)、大前井料(大崎井料)、サイトノ井料(サイト池)、大社前井料、下池ノ井料	
上記以外の池・溝がみえるもの	永享七年帳 (1-12-136)	上池(片山)井料、タカトウ溝井料、フタイ溝、イシトウ溝井料、フカウソ井料、アラキカ上井料、ウワトウ溝、エノキウ溝、サロウ溝(更溝カ)、大サキ南溝、大部前溝(大部前池尻)、中ソネ溝
	文安五年帳 (1-12-126)	殿池井料、小谷井料
	宝徳二年帳 (1-12-124)	サクラ井、平池ノシリ、シャウカノ井、大井ノシリ、玉池
	享徳二年帳 (2-144, 1-12-13)	白池、コモ池、中ソネ池尻、殿池
	年欠 (2-139)	原田蔵人池、南池ノシリ、(王子)池ノ内、下池ノ内、(王子)アシ池、丁田玉池
年欠 (1-24-756)	内池(門池カ)、大部ノ前池尻	

注 太字は現在地名が残るもの。

大部庄の中世の耕地状況を復原するのに好都合な史料は暦応三年(一三四〇)内検目録(一一二一五二)、永享七年(一四三五)名寄帳(一一二一一三六)、文安五年(一四四八)早晚名寄引付(一一二一一二六)、宝徳元年(二四四九)名寄帳(二一一四八)、同年一色方内検帳(一一二四一七三七)、宝徳二年(一四五〇)算用帳(一一二一八九)、同年内検帳(一一二一一二四、一一二四一七五六)、長祿元年(二四五七)一色方内検帳(一一二一一三九)等をはじめとする名寄帳、内検帳類で四〇点近くもある。

池・溝・井料 はじめに中世の水利状況を復原するために、これら中世史料に記された池、溝、井料等を表Q-2に示した。このうち太字で記したものが現在も同一の名称の池・溝が存在するもの、および池溝はないが地名が残るものである。

中世以来の池であることが確認できる敷地の塩田池、片山のサイト池(西堂池、西道池)、王子の殿池(トシの池)は今日に至るもきわめて小規模な池である。一方、鹿野谷池、平池も中世以来の池であることが確認できるが、これは逆にきわめて大規模な池で、ほとんど大池にも匹敵するが、平池の場合は明治期に近世の平池を大改修・拡大したことが明らかである(農商務省『水利慣行調査』一九一六年、一八一頁)。鹿野谷池、平池については近世における拡張の経緯を裏づける史料を欠くが、大池の歴史にみたような技術史的視点からみれば、中世には両池ともに小規模な池だったはずである。

宝徳二年(一四五〇)十二月日算用状(一一二一八九)には、

およその位置が推定できるもの(参考)	未 確 認
ミノウ深田(?), (岸ノ上)	アクラ(アクナキ)、アケシ(カケシ、北アケシ)、アセタ、アサミヤノ北
中原大ツホ(中原) (原田)チキレ、(原田)カキカ坪	今宮本、石田、伊勢屋垣内、イクシ、イモシクロ、井(井ノ内、井ノ上、井ノシリ、井ノシリ八幡下、井リノ口) 内池、ウリウ田
ツチハシ、土ハシノ東	扇(扇ケ上、大木下)、大ノテ後、大ツチ(大塊)、カチカ前、
カノノ門田、カノ池ノ尻、大スミ(スミ?)、カモウ谷田(?), 秋永ノタ(野田)、カノノ上打返(松下打返?山本打返?山本?)	カッタイカ芝、カモウ、カンショウノ木本、カメノコ(カメノコウ)、カンツカ(カニツカ)、岸ノ下 クツサキ、クイカヨノ木、車田、クヌキノ本、久保(久保ノ前、久保苗代)
西稲次、下淵ノ尻、上松本、ヒロセ畠田、塩田松本、北塩田、アナタ(塩田アナタ)、隠松(塩田隠松)、カケ松(?), 塩田松下(松下打返?), 丁田玉池、カモウ谷田(?), 見安トイツメ、大井ノシリ、大木下谷シリ、見安フチノ上、見安垣内	コイタヤ、小中島、コウタ(コウヤ)、コタイ河原、小ハノ木、コモリ、コカイ、小カメ(コカメノ前) サイクフチ、サイノ木下、サンタオサ、坂スソ(堂前坂スソ) ショウカカ谷(ショウカノ井下)、椎ノ木下、持仏堂田、芝ソエ、シハラ東 杉(杉ケ西、杉井シリ)、助谷、スカハラ、スミ、セトタ
小山ワキ、小山、大井ノシリ、長ハエ芝口、芝口キツネツカ(※4)、池ノ内、下池、アシ池、大水口フロノ前、フロノ前セキネ	竹ノ下、竹ノ北、タイ(マエタイ、タイノ垣内)、大般若田、田中東、種村大トシノ東、高丁、チエン ツツネ、佃、塚田、塚ノ坪、出井本、寺門、出会、トヒ谷、堂本、道場ケ芝、トトロキ 七ツヲサ、中谷、中務門、ナヘ柳
柚木垣内	西谷口、入道町
城後、城元北、城南、大芝塚ノ本	則貞
野田フシン(?)	ハノ木本、八子野、八幡田上、ハチマエ、ヒシリノ本、ヒンキリ、ヒエヒ(ヒエヒ穴田)、古畠、古屋垣内、フカウソハタ、フンコノ後、フナイノシリ、ニツヨノキ、藤サキ
沢ノ前、カモウ谷田(?), 下大部スミ	ヘイシマチ ホソタ、ホウソカクホ、ホウノ谷
カモウ片山(?)	マメウラ、マツリタ(マワリタ)
大部ノ前石橋、ヒル丁	妙見ノ前、ミヤマフチ、ミソシロタ、ミクヒ、ミソハサム、ミツマツ、ミノウ ムツソトハ、ムクノ木前
	モロカノ、餅田
シツク森下、オトシノ本、高田平田、角大將軍(?), 角門田(?)	ヤマ(ノ)ワキ、ヤフノシタ ヨリタオサ ロウノ下
古河北深田、古河梅クロ、古河西谷川、北河原堂垣内前、ミノウ深田(?)	

るが、見安の高土居と混同したものであろう。地名トイツメは小字「後」のうちである。※3 小字大芝、小字東六はそれぞれが地名であったことがわかる。※4 キツネツカの地名は鹿野(小字)、葉多(通称)にもあるが、この場合は王子であろう。これを地図上に掲載することはさしひかえたが、それらが検注帳に記載されているという事実そのものは尊重することとしな差別の発生と歴史を明らかにし、差別の解消に貢献する任務をも当然に含むと考えるからである。

表 Q-3 内検帳にみる中世地名

	小字として残るもの	通称(旧小字)として残るもの
黒川	小深田、馬渡、高塚(?)	次郎丸、オトシ、桜町(桜井カ)、深田、小谷、庄司口、石丸、四反田(?)
中島	西谷口(小字西ノ谷)、大坪	(未調査)
浄谷	中田、越前(こしまい)、大坪、水井田(水出田)、オノ木	南池ノシリ、弥勒
広渡町	竹ノ本	長福寺、谷田(?)
鹿野	秋永、岡崎、小谷、中ノ沢	(カノ)宮ノ前、平池、鹿野上池、下池、谷田(?)
敷地	アヲノ(アヲノ前)、稲積(稲統)、イシナダ、石橋、惣中、藤六(東六)、ヒロセ、見安、淵ノ尻、丁田、松本、大井(おゆ)、谷尻、河原(河原田)、谷田、ヌマ	横枕(塩田横枕、アヲノ横枕)、トイツメ(小字後)(※2)、谷川ハタ、塩田、殿池、沢(沢の出水)、前田、高宮
王子	長生(ナガハエ)、小山ノ下	流れ田、大芝(※3)
小野町	内町	(未調査)
中村(中町)	湯ノ木前、岸ノ下	(未調査)
葉多	大芝、中曾根、小山ノ下、城前、門田、ヨコマクラ	寺田、コモ池、大崎、すじかい(大崎スチカイ道)、かいまい、みさび
久茂	野田	
下大部	稗田、池町(岡サキ、門田、前田、谷田、(※1))	沢
片山	長田、海本、岡ノ下、岡	サイド池、赤小馬(赤熊池、赤子池カ)
大島 大部ノ前	野田、大坪、泰中(タイ?)、落合、三角	(未調査)
喜多	平柳、一ノ坪、大土井、出屋、門ノ下	
高田	上田、大クラ、カチ、大將軍(小字名大上権)梅谷口、久保田、前田、塩口道(塩売道カ)	三角(みすみ)、オトシ、顕王(気神王カ)、シツク、東六(※3)、スジカイ道、バンタザカ
古川	大年ノ前、(北河原)大トイ、(西深田)、垣ノ本、四反田(?)	(古川)堂垣内(ドガチ)
久保木		講頭田(?)
天神	鴨井(?)	(未調査)

注 ※1 岡サキは鹿野、門田は葉多、前田は高田、敷地、谷田は鹿野にもある。※2 トイツメを見安に比例する研究もあれ葉多、敷地のうちであるが、それらに隣接する王子、高田のうちにも大芝、東六と呼ばれる場所があるから、両大字にま
○中世検注帳に記載された地名の中には、主として人権上の配慮から現在使用されていない地名が含まれている。本稿では
た。それは荘園史の解明は荘園に生きた民衆の歴史の解明であると考え本稿の立場によるものであり、この作業が不当

三斗 王子宮池守給

三石八斗 王子谷春三度池堤修理

三石四斗 王子谷秋二ヶ月池堤修理

八月廿八日洪水ヨテ損了

一石三斗五升五合 北南塩田池堤修理

同年臨時同日洪水

とあり、王子宮池、塩田池の名がみえる。他の各史料によって中世の王子には宮池のほか下池、アシ池等の池があったこと、また地名にも池之内、下池之内等があったことがわかるが、これらの池名や地名は塩田池（敷地）を除いて現存しない。おそらく元和十年に長尾谷井堰と大池が完成する以前には、王子の谷にいくつかの小規模な池が存在していたものであろう。

ところで右の史料によれば池守給と春の池堤修理料が支給されていたにもかかわらず、八月の洪水で王子宮池と北南塩田池が壊れてしまったことがわかる。

他にも年欠六月五日百姓申状（一一二一三五）によれば、五月二十七日・二十八日の洪水によって井溝並びに池が破損しており、夏の大雨や秋の台風等による池の破損はしばしばあったようである。現在の塩田池の規模から考えても、各池は小規模だったはずであるが、それでも中世の土木技術では維持困難だったのである。これらの池にくらべて、はるかに大きな鹿野谷池、平池は、ともに近世以降に拡張されて、今日的規模になったであろうことは間違いあるまい（平池の拡張過

程は後述する）。

大部庄史料中には早損記事がしばしばみられる。たとえば鎌倉後期、永仁六年（一二九八）百姓申状（一一二一九）や、年欠預所法蓮書状（一一二一九）によれば、大部庄では前年の損亡に引き続き六月から七月にかけて四十余日の早魃となり、四十余町が一向不作、損亡莫大となったという。

今日よりもはるかに耕地が少なかったにもかかわらず、早害が頻発したことは、未熟な土木技術のため安定した池堤を築造することができなかったからといえよう。

中世耕地の復原 次にこうした水利状況の復原も進めつつ、内検帳によって中世耕地を復原してみたい。内検帳に登場する中世地名は、(1)小字として残るもの、(2)通称地名として残るもの、(3)今日では位置の確定ができないもの、の三つに分類される。(2)の通称地名の収集には聞取調査が必要だが、その作業を行なった結果によって、各村ごとに地名を分類したのが表Q-3である。以下大部庄の地形に応じ、各耕地の水がかりを考慮しつつ、それぞれ高位段丘、中位段丘、低位平野の順に中世的景觀の復原を行なうこととしたい（地図Q-3で①より東が高位段丘、②より東が中位段丘、③より西が低位平野）。

高位段丘―秋長と平池 高位段丘上は多くが惣寺領大部庄ではなく、本寺末寺浄土寺領に属していたためか、それほど多数の耕地地名は集中していない。しかし黒川、広渡町、鹿野などの地域で中世地名が検出できる。特に黒川の二郎丸、鹿野の秋長などは文永四年（一二六七）大部庄損毛注文（法隆寺本俱舎卅講聽聞集紙背文書、『鎌倉遺文』一三一九



写真 Q-9 敷地のといづめから高位段丘方面をみる 左に鹿谷池（下池）の堤防が遠望される。といづめでは水路が立体交叉する

七五六）にみえる二郎丸名、秋永名と一致する名地名であり、中世名主屋敷を示唆する地名として貴重である。これら高位段丘上の耕地は小規模な溜池がかりだったと考えられるが、中世史料にも南池、平池がみえている。また二郎丸周辺には小ブチ、大ブチの湧水があり、湧水依拠の水田の存在も考えられよう。また平池は先述のように明治期に拡張されたものだが、この池にはもともと底樋と高樋があり、底樋は小字岡崎、孤塚、高樋は字秋長、小谷、とそれぞれ水がかりの範囲が異なっていた。底樋と高樋を比較すれば水利権の強弱に差異がある。

すなわち高樋は湧水時には水の供給が不可能となるのに対し、底樋は最後まで用水の供給が可能なのである。したがって底樋がかかる範囲は古田で、高樋（上樋）がかかる範囲は池堤嵩上げにともなう新田であるといえよう。実際地形を観察してみると、平池の高樋より引

水する字秋長、小谷は、底樋より引水する字孤塚、岡崎に較べ、確かに高燥地なのである。

近世のある時期に平池は嵩揚げされて高樋が新設されたものであろう。その結果字秋長は全面的に水田化されたが、それ以前には水田ではなかった部分が相当多く含まれていたことになる。その島地ないし宅地であった部分こそが中世の秋永名名主屋敷の所在地ではなかったかと想定されるのである。

中位段丘―近世の開発 次に中位段丘の耕地をみよう。意外にこの地形上で検出できる中世地名は少ない。敷地村のアヲノ、塩田等は、それぞれ鹿野谷池、塩田池のかりであったものだろう。また下大部の稗田、池町などは隣接して現在湧水があるから、それによって養われる水田があったものと思われる。

中位段丘上には大部庄公文方であった敷地、王子、葉多、久茂、下大部、片山の各村が立地しているから、この段丘上の水田を中世大部庄の中心と考える研究者もいる。しかしそれぞれの村の集落部分が中位段丘上にあるにせよ、各村の水田そのものは大半が下位の低位平野に所在したのである。先述したように中位段丘の水田は近世の大池がかりの部分がかかりを占めていたが、それらの地は徐々に近世の新田開発が進められた場所である。中世に検注対象となる耕地が少なかつたことはそうした事情によるものであろう。

いま王子大池、権現池等の近世の大規模五池を除去し、かわりに王子宮池、下池、あし池等の中世に高位段丘の谷に設けられていた小規模池のみを置いてみよう。中世の耕地は王子の小池群の下方にわずか、



写真 Q-10 大井(おゆ)の川 左の人物は著者の恩師・石井進氏

そして片山の出水(低位平野を灌漑する西道池の北方に位置する)、同じく片山のよし池の出水等台地上の湧水の近辺に、それぞれ小面積のみ存在したことになる。大規模な水田化の進捗は近世以降まで待たねばならなかったのであろう。

低位平野―寺井以前

そこで次に低位平野上の耕地をみよ。従来研究者には低位平野を近世用水寺井のかりであるとして、近世以降の開墾地とみる人もいた。しかしここには中世検注帳記載地名と一致する地名がすこぶる多く、敷地周辺では一見ほとんど中世の状況と変化がないようにさえ思われる。

まず高田以南の水田耕地の検討を行なおう。王子周辺の湧水、大井オの川、谷川は中世史料にも登場してくる。湧水大井、谷川(別称種洗淵ヘタナイブチ)、沢の出水等の近くには王塚古墳群の分布をみるが、これら古墳文化を支えた生産力は、こうした湧水群に依拠する部分が多

かったであろう。中世にももちろん大きな役割をはたしたことだろう。ところで問題となるのは王子のうち字長生オ、葉多のうち字大芝オ、中ソネ、および小字大芝の内の通称地名寺田、カイマイ等が中世耕地地名として登場するのだが、これらの耕地は先に近世初頭に開墾されたものとした寺井のかりとされていることである。寺井が存在しなかった中世にはこれらの水田はいかなる水がかりとなっていたのだろうか。実は表Q-2にみたように中世史料にその名がみえて現存しない池がいくつかあったが、そのうちコモ池、中ソネ池、玉池の三つはこの地域に復原できるのである。すなわち葉多の小字大芝の中にコモ池という通称地名がある。また内検帳に「中ソネ池尻」とあるが、字中曾根の周辺に池があったものだろう。玉池は地名には残らなかったが、丁田玉池とも記されているから、王子の字丁田近辺にあったに相違ない。丁田玉池の場合、そこには湧水大井の川の余水と高田井の余水(溝池に貯水される)を受ける丁田溝がある。こも池はさらに丁田溝の下流に位置し、湧水谷川の余水を受ける。中曾根溝もまた谷川の余水を受けている。

中世に存在し、近世には消滅していたこれらの池は、近世用水寺井の登場以前に、湧水の余水を貯水する形でわずかな耕地の灌漑とその安定化を担い、そして寺井の登場と同時にその役割を終えて耕地化されたものであろう。低位平野では多く内検帳記載地名が検出できるけれども、その水田面積および安定度において、はるかに近世とは隔たった景観となっていたはずである。

往古用水―高田上井 次に低位平野のうち高田、喜多等東条川水系

を検討することとした。現在は統合されて六ヶ井となっているが、加古川支流東条川には東条ダム完成以前には上流より久保木井（左岸）、物部井（右岸）、尼井（右岸）、古川井（右岸）、高田上井（左岸）、高田下井（左岸）の六つの井堰があった。高田および喜多はこのうち高田上井、高田下井のかりであった（敷地にはこの両井の余水を貯水した溝池がかかる部分があり、高田井の実質的受益地が一部あるが、正規の水利権を有しているわけではなかった）。

高田井は宝徳元年（一四四九）名寄帳（二一四八）や享徳二年（一四五三）帳（二一四四）に「高田溝ノ井料」「高田新井料」とあって中世以来の用水であることが知られるが、さらにそれ以前の史料に、

(1) 貞和五年（一三九四）四月四日室町幕府引付頭人（上杉重能）奉書案（二一一九〇）

(2) 観心三年（一三五二）七月十七日東大寺衆徒評定事書案（二一一二）

の二点がある。すなわち、

(1) 山門東法花堂領播磨国大部庄地頭方稚掌與助申、八木次郎三郎重高切落往古用水、及狼籍由事

(2) 次用水者、自他令通用互不成其煩者、公家武家共永定置之通法也、而當国窪木公文八木次郎三郎重高、或時者切塞往古用水之通路、或時者号用水井（謹責使脱力）放入数多使於当寺領、恣令濫妨之間、地頭方山門法花堂依訴之、貞和五年四月四日奉書嚴重也、當時又為領

家、同就訴申、仰兩使神得六郎左衛門尉 殿原平四郎被誠遣、去々年親忠四月四日奉書同歎、嚴重也、案文兩通副之、而今窪木公文者、号浦壁不知得守護方之語、所放入用水井謹責使於寺領（後略）

と記されている。この記述によれば窪木（久保木）と大部庄との間に自他に通用する、すなわち両者の領域内を通る往古の用水があったが、窪木村公文の側がそれを「切落」ないし「切塞」いだこと、あるいは「用水井謹責使」を放ち入れたことがわかる。

久保木は大部庄には属さないが、大部庄の喜多、高田の北東に隣接する村であり、中世にも同じく大部庄（領家方東大寺、地頭方山門東法花堂）の上流域に隣接していたことになる。東条川六ヶ井のうち左岸に用水を供給したのは久保木井、高田上井、高田下井であり、統合以前にはそれぞれ独自の取水口（頭首工）をもっていた。このうち高田上井の取入口は高田地内ではなく、久保木村の地内であった。また久保木井末端は高田上井の水路に落ちており、余水が高田上井に供給されていた。つまり高田上井は一応独自の頭首工を持つとはいえ、水路そのものは久保木井と連結していたのである。

水こし料 高田・久保木間の水利慣行に、高田が久保木に対して米一石、酒一斗の「水こし料」を納めるといふ慣行がある。久保木の古老の弁によれば、水こし料をもらう手前もあり、早魃時には久保木井をきっちり堰いた。対岸（東条川右岸）の古川方面への物部井、尼井への水量は減ずることになったが、久保木井水路を通じて高田井に、

より多くの余水を送ることになり、それが水こし料の対価であった。自他に通用するといわれた中世の用水が高田上井を指しているであろうことはまちがいない。中世の高田上井がはたして久保木井と連結した一本の用水であったのか、あるいは独自の取水口を有していたのかは定かではないが、いずれにせよ高田上井は村境、すなわち莊境を越えて隣村久保木に用水源を求めるほかはなかったわけである。

中世水論の特色 近世・近代には久保木側の余水供給、溝敷提供があり、対する高田側は水こし料(井料、溝敷料)を納入するといった村落間の協調関係がみられた。しかし用水管理を含めた勸農権を領主側が掌握していた中世にあっては、上級領主相互の対立によって用水切塞、用水井譴責使放入等の濫妨行為がなされたのである。一般に近世の水利用論であれば早魃時の限界状況の中で、相反する水利用関係にある一方の権利が侵害された場合に、村民が主体となって自村の権利を守るために水論がおこるのが普通である。しかし中世の場合、窪木公文は用水切塞を行なって自村の水利用に関して何を得たのだろうか。中世の領主主体の用水相論は、あたかも刈田狼籍を思わせるような、いやがらせの暴力行為であり、農民主体の水論とは異質に思われる。

著名な丹波国宮田庄と大山庄との間における用水相論と比較すると、両者間にはいくつかの共通点がみられる。大部庄が取水口を自領内にもたない用水に依拠していたように、大山庄西田井も宮田庄領内より流れてくる仲井根(用水)に依拠していた。こうした地形的類似が第一の共通点だが、その濫妨・相論の様相が、農民の主体性を一切欠く、領主の恣意に基づいている点も共通点の一つである。⁽¹⁾

以上近世景觀の復原作業を経たのち、中世景觀への遡及的復原を行った。中位河岸段丘は溜池の造成と嵩上げ・拡張によって、低位平野は大規模用水の開鑿によって、それぞれ近世に大きく水田化が進んだが、それ以前にも湧水や小規模な溜池、あるいは支流東条川からの中規模用水によって水田化がなされていた。ただし災害による溜池の決壊や、あるいは領主相互の対立による濫妨行為により、その耕作は決して安定したものではなかった。

以上が中世大部庄の耕地景觀の復原である。中世史料の存在によって景觀の遡及的復原作業はより精度を高めることができたが、そのでの結論もおおむね先の近世景觀復原の際の見通しを大きくはずれるものではなかったといえる。われわれはここに「景觀の遡及的復原法」の有効性を確認したものとしたい。

聞取調査

敷地：松尾樹一郎(大正三年生)・進藤要(明治三十六年生)・藤本邦夫・神生義明(明治四十一年生)、
王子：共上栄・久語長治、葉多：富田実治・鬮橋勲(明治四十三年生)、
高田：広瀬憲太郎、鹿野：富田芳夫、広渡町：藤川馨・小東儀一、
浄谷：河合完治、久茂：柴崎博美、下大部：橋本滋、
片山：藤原小夜二・西尾益美、黒川：井上秀雄(大正十一年生)・久語一雄(明治三十八年生)・水池正和・井上文雄・水池寛・上月砥市・井場正千代、
久保木：藤原健一・長谷川貢、
の各氏より

(1) 大山庄と宮田庄の相論については、大山喬平編『中世荘園の世界―東寺領丹波国大山荘―』(思文閣出版より刊行予定)における服部報告分に詳述した。

以上荘園調査の必要性と、遡及的復原方法による現地調査の有効性について、主として耕地景観に即して言及してきた。以下では景観のうち、耕地以外の部分、則ち集落や交通路の復原に言及することとしたい。

三 集落形態の検討と考古学

1 散村から集村へ

水田の高低や水路のあり方等微地形の規制や、保守的な所有境界の踏襲等によって、比較的变化が少ないと考えられる耕地の遡及的復原法とくらべ、変化が多かったと思われる集落形態等に関してはどのような遡及的復原法が考えられるだろうか。

旧屋敷の残り方 『真岡市史』民俗編(香月洋一郎氏執筆)は市内八木岡の集落形態について、(1)明治十三年(一八八〇)『庄郷保及字地坪名組名取調書』に「水谷伊勢守寛永十五年各組ノ宅地ヲ廃シ耕地トナス居住悉ク変換シテ現今ノ所ニ移住ス」と記述されていること、(2)現在の八木岡の集落は西の台地上の集落であるが、旧家はおのおの五行

川西岸の低地に小祠をまつており、その場所がかつての屋敷であると伝承されていること、(3)元和九年(一六三三)検地帳に記される屋敷が単なる「屋敷」と「平場屋敷」の二種類があること等から、近世初期までの八木岡の村は今日のような台地上の集村ではなく、五行川低地ぞいの散村でもあったことを明らかにしている。現地調査の手法により集落形態の変遷を明らかにすることが可能となった一例である。

地名による復原 小山市卒島についてはI部二章に詳述したが、現在の完全な集村形態とは異なり、新善光寺は、かつては西方約一キロメートル弱の水田内にあつたといい、その地の字名を道場と呼び、また西念寺もやはりかつては西北の水田内にあつたといい、その地の字名が西念寺となっている。但しいずれも現在は集村の中に移っている。こうした寺院移転の事実から、卒島の集村化もある時期に意図的になされたもので、それまでは散村形態だったのではないかと考えられる。

このような中世景観復原作業によっても、ある程度までは中世以降近世・近代に至る集落の変化を追うことが可能であるが、しかしながらこうした点を厳密にしていくためには、考古学の成果にも大いに学ばなければならない。

2 古文書に記されなかった屋敷―考古学の成果―

久我庄 京都市伏見区久我は久我庄故地であるが、ここに久我東町遺跡と名付けられた遺跡がある。調査前は水田であつたが、室町時代初めの環濠集落の遺跡が検出された。環濠は発掘調査区内で確認さ

ただだけで八〇メートル×一三〇メートルはあり、内部におよそ五棟の建物があり、その中には七間×八間というものがある。環濠の外には先行する平安後期の建物があるが、環濠内にはそれはない。集落廃絶後、一部は墓地となっている（『昭和六一年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所）。

さてこの一帯については『久我家文書』『九条家文書』等文献が多。遺跡地を条里表記するならば「棕下里廿五坪」に該当することになる（本書第II部五章）。応永三年（一三九六）久我本庄検注帳（『久我家文書』一一一四二）には、

（棕下里）

廿五坪南一 七段百歩 此内二百廿歩
阿刀里内在之 吉方名
二段四十歩 隨身給 因幡太郎（名）□
廿六坪 一町 此内三反半
七反雑色給
飼給 永安名

とあるのだが、この表記のみを読む限りではこの地に環濠をもつ規模な屋敷地の存在を予測することはむずかしい。

この地の字名を「ごんげん」（権現）という。天正十三年（一五八五）下久我庄久我家領蔵入帳（『久我家文書』二一七一六）には字「ごんげん」とされた耕地が十四筆ほどみられるが、いずれも、

ごんげん
四畝 三斗六舂 弥五郎衛門

といった記載のみであり、集落の痕跡も墓地の存在も窺いにくい。

久我東町遺跡は文献資料にはあらわれずじまいだった屋敷地の存在を明確に示したものである。この遺跡地は隨身給、牛飼給、雑色給と表現されていた。特に隨身給は応永検注帳には十三筆も登場しており、一見「給田」風である。しかし発掘の成果はこの隨身給、牛飼給、雑色給が実は水田ではなく屋敷地として利用されていたことを示している。本遺跡の中心建物は一般民家よりはるかに立派なものだったというが、隨身・雑色は散所を冠されて呼ばれることもあり、ことによれば本所に対する「散所」屋敷であった可能性もあろう。この調査は文献資料を分析するにあたって、単に字づらを追うだけでは得られない、異なる視角を獲得できることを示したものだ。

垂水庄 大阪府吹田市蔵人遺跡は中世垂水庄故地内にある。発掘調査の結果、井戸九か所、水路跡、石組溝が検出された。井戸は裏込め土中の瓦器によって鎌倉期の築造とされるものを含んでいる。ところが文治五年（一一八九）垂水西牧榎坂郷田昌取帳（『鎌倉遺文』一一三七六～三七七）ではこの地は屋敷地の所在しない地となっており、至徳三年（一三八〇）に至ってはじめてここに屋敷地・寺堂敷・社敷が「東寺百合文書」中の垂水庄浜見取帳に登場する。

従来はこの文献史料によって中世蔵人村の成立は室町初期とされていた。しかし考古学的所見によれば蔵人村はすでに鎌倉期に成立していたことになる。吹田市教育委員会『蔵人遺跡』報告書（一九七九年）はこの点について、文治取帳が把握していた屋敷は上層農民のもののみならず、そうした取帳に把握されない中・下層農民の家・屋敷は

鎌倉期にも存在していたとする。これもまた文献史学に対する批判的視角が投げられたものといえよう。

大和盆地 荘園文書の記述と発掘調査の成果を対比できる事例は現段階ではそれほど多くはないが、毎年刊行されている檀原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報』からいくつかの事例をひろい、整理してみよう。

A 文献の記述に比較的類似した遺構が検出された事例

1 若槻庄宗時名屋敷：若槻庄土帳に「八反アリ中坪六十ト屋敷」とされた地で、掘立柱建物四棟を検出（ただし時代は先行するといふ）。

2 池田庄則元名屋敷、重遠名屋敷：屋敷小が二筆あるとされた地では、建物遺構そのものは検出されなかったが、中世素掘溝（水田ないし畑にとまなう遺構）がその箇所のみ存在しなかったことで宅地利用が傍証された。

B 文献上の遺構が検出されなかった場合

3 若槻庄下司名・公文名屋敷

C 文献上に記述のない遺構が検出された場合

先述した久我庄、垂水庄が該当する事例である。大和盆地では適例が少ないが、隣接する坪では次の例がある。

4 美濃庄：若槻庄に隣接する美濃庄町字南森下では一辺約五〇メートルの環濠内に掘立柱建物五棟を検出した（若槻遺跡）。

5 小東庄（大田丸名）：文献上、当庄田畠所在地とされる地に隣接する地域で井戸二基を検出した（箸尾遺跡）。

大和荘園の屋敷地は文献による限りは一反名主屋敷を基本とする均等名であり、分割される場合も一反の二分の一、三分の一である半、小となつてはいるが、現実に発掘される屋敷地は一辺約五〇メートル、すなわち二反半ほどの宅地内に数棟が集中するものが多い（十六面遺跡、法貴寺遺跡等）。先にAに分類した1（若槻庄）も実はこうした事例に属するのであり、その意味ではCに分類が可能な遺跡である。一反屋敷を基本とする均等名の性格については制度的（擬制的）側面が強調されているが、いくつかの発掘事例はその見解を補強するものである。

なおA2の事例が示すように農民屋敷の遺構残存度は決して良好ではない。そういった視点からBの場合を検討することも必要である。

さてこのように中世遺跡の発掘成果は荘園史にとってきわめて有益な資料を提供してくれるが、残念なことにならぬように文献史学に本籍を置くものが、直接主体的に発掘調査に参加することは、技術の面でも費用の面でも困難な点が多い。学際的な調査体制を組織する中での参加が今後の課題だが、今日多数行なわれている中世遺跡調査でも、実情では文献史学側の参加のないことはもちろん、荘園史的な問題意識の欠如のままに調査が進行しているものが大半である。今は発掘情報を的確に掌握し、荘園史研究者として主体的に発言し参加していくことからその作業をはじめなければならない段階なのである。

このように考古学的調査は誰にでも簡単に実施するわけにはいかなという問題があるが、またその対象が小面積に限定されるという問題もある。一つの村なり一つの荘園なりの広大な面積を対象とする時

は廻及的復原法を行なう中で併用することになるだろう。

四 古道を歩む人々

最後に交通路の問題をとりあげたい。冒頭に本稿では荘園史を、荘園に生きた中世の人々の問題として取り扱おうとした。用水、耕地、集落の問題、干拓の問題等を通じて、中世の民衆の生き方にもふれてきたつもりだが、景観等の復原からさらに踏み込んで、交通路を素材としつつ、現地調査による中世の人々の「心」の復原が可能か否かを模索してみたい。

荘園の道 荘園内の交通路の復原に直接有効な史料に検注取帳がある。そこに記された日付と地名によって、中世交通路の復原が可能となった事例は備中国新見庄である。復原された中世の道は多く小尾根の鞍部をつなぐ谷内やうちの道であったが、のち近世後期になって初めて高梁川沿いの道が利用可能になっていく『中世の村を歩く』朝日百科日本の歴史と』。

交通路復原に際しては新見庄のような検注取帳が残存しなくとも、史料の四至記載等にはしばしばみえる「大路」「繩手」の比定によって、あるいは直接文献史料がなくとも、政所・惣領館・庶子館・神社の配置、また信仰遺跡・金石文等中世記念物、特に交通遺跡のあり方、また近世の峠道や河川交通のあり方を総合的に検討することによって、復原が可能となることが多い。

殿様道―アゼチ道 新見庄の事例からも知られるように、中世の道

は開鑿が困難で災害にも弱い河川沿いを避けて尾根上のルートを探ることが多かった。戦国時代の相良氏は二つの拠点人吉と八代を結ぶルートにアゼチ(庵室)道という道を用いたが、この道も球磨川沿いではなく、人吉―八代間の山稜を行く道である。八代は近世には相良領ではなくなくなっていたが、にもかかわらずこの道は今も殿様道ないし相良道として記憶されており、そのルートは照角山より白岩山、国見山を越え、水無越を経て榎峠より主稜をはずれ、派生尾根を坂本まで辿る尾根道(ソネ道)であった。アゼチ道の語源となったアゼチという地名は水無越付近の通称地名として残っている。アゼチは正式字名ではなくいかなる地図にも載っていない地名なのだが、所在する市の俣村、水無村の人々が記憶するのみならず、鮎婦、大槻、大河内等々一〇キロメートル近くも離れた周囲の村人が周知する山の地名である。そこには「ゼンカク屋敷」という殿様屋敷があったという伝承があり、瓦の出土もみるといふ。のちに西南戦争の主戦場となったこの道は「殿様道」の一典型だが、交通路の復原にあたって考えたいのは、それぞれの道の個性、旅行く人々の階層、さらにいえば彼らの境遇・心境についてである。

おとし宿 備後国太田庄を調査した香月洋一郎は中世文書にあらわれるような名々を結ぶ道ではなく、そうした文書に登場しない屋根上の道に着目する。かつて宮本常一とともにこの地域を歩いた香月は、この地域の屋根上に「おとし宿」と呼ばれる一種の盗品に類した品を交易する場があったことを報告している。そしてそれら「おとし宿」を結ぶ道が、一般集落からは離れた屋根上の道であり、各谷の名と名



写真Q-11 津荷万歳峠の麓にある一遍名号碑 外枠は宝暦年間に修復の際、設置されたもの

を結ぶ道とは異質・異次元の道であったとしている。こうした道は領主からは捕捉されなればかりか、名に結ばれた一般農民からも縁遠い道だったことだろう。いわば殿様道の対極にある古道である。

四国のカッタイ道 宮本常一もまた名著『忘れられた日本人』の中で、土佐寺川での体験として原始林の細道でハンセン氏病の老婆と出会ったことを報告している。老婆は「こういう業病で人の歩くまともな道は歩けず、人里も通ることができないので、こうした山道ばかり歩いてきた」「自分のような業病の者が四国には多くて、そういう者の

みの通る山道がある」といったというが、こうした道は「カッタイ道」と呼ばれた(三宅一志『差別者のボクに捧げる』、赤松啓介『非常民の民俗』)。

結核・ハンセン氏病(以下歴史的呼称として「ライ」の語を用いる)等過去には不治の病だった難病に苦しむ人が

遍路・巡礼の中にはかなりの数が含まれていた。通説的理解にたてば大師信仰に基づく「お接待」「善根宿」「喜捨」があって、彼らの旅を助けたことになるが、「カッタイ道」を歩んでいた老女の発言はまた遍路・巡礼に別の側面があったことをも示している。

小栗街道 中世の道・熊野参詣道の場合をみてみよう。院政期に「蟻の熊野詣」といわれたほど、皇族・貴族の多くの参詣を得、九十九王子を連ねる道として整備された熊野参詣の道が、現在は俗に「小栗街道」と呼ばれる道として残っていることはよく知られている。大阪府下や歌山市郊外では熊野街道という呼称はほとんど使われず小栗街道というのが普通で、田辺市周辺では「車街道」という呼称もある。この街道名は説経浄瑠璃「小栗」に由来するものであろう。「小栗」の主人公小栗判官はもちろん架空の人物である。なぜ架空の人物の名が現実の街道名になったのだろうか。全国各地に曾我兄弟の墓があるように、説経浄瑠璃を愛好した無邪気な民衆の命名と考えてよいのだろうか。

説経節の小栗判官は一旦毒殺されるが、閻魔大王によって黄泉帰りをさせられ、土葬の遺体が蘇生する。藤沢の上人はその胸札に、

この者を熊野本宮、湯の峯につけてたべ、こなたより葉の湯を出だすべし

藤沢の上人へ参る

王宮判

という閻魔大王自筆の御判があるのをみて、彼を餓飢阿弥と名づけて



写真Q-12 湯の峯を流れる川 川の中にも湯脈がある。川の中をはだしで歩いてみると、温かい流れが確かにある。らい患者はこの川で体を洗ったという。右手奥に薬師堂の屋根がみえるが、その下にあったという乞食湯は今はない

土車に乗せ、「この車を引く者は、一引き引けば千僧供養、二引き引けば万僧供養に成べし」と書き添え、引き出させる。上人と別れたのも土車は代わる代わる引き続けられる。小栗判官の妻照手姫も餓飢阿弥がかわり果てた夫の姿とは知らぬままに、夫の供養にと土車を引く。熊野本宮湯ノ峯の湯につかり、小栗はもとの姿に回復し、美濃の国守となつて照手姫に再会する。

ライと熊野 この話の中で、土車に乗せられた小栗の姿、すなわち餓飢阿弥については一般の民衆は「カットイ病み」すなわちライ病患者の姿を表現するものと考えていた（折口信夫『古代研究』民俗学編）。ライ病は当時「餓飢病^{やみ}」とも言われており、餓飢阿弥の名はその病名に阿弥号を付して時宗風のものにしたものと考えられている。熊野古道（津^つ荷^が万^{ばん}歳^{ざい}峠道等）や湯の峯には一遍名号碑等時宗関係の遺跡が多い⁽¹⁾



写真Q-13 熊野御幸道・継桜王子より、小栗街道があったという三日森・ごんにゃく山の稜線をみる 間には野中川の深い谷がある

が、五来重の名著『熊野詣』は、説経「小栗」はライ者救済がテーマであり、積極的にライ者救済を主張した時宗聖が、時宗と時宗擁護の神である熊野権現の宣伝のために作ったものとしている。

御幸道と小栗街道 さて一般には小栗街道は熊野街道と同じものといわれている⁽²⁾。しかし和歌山県田辺市のあたりでは両者は別の街道となっている（熊野路編纂委員会『古道と王子社』）。しかもその道は熊野道と併行してはいるものの、ある時は山中、ある時は海岸沿いに、といった具合にあちこちに分布しており、熊野道（御幸道）のように一本

の道としてつながってはいなかったらしい。一例をあげれば田辺市磯間の周辺には小栗道があるが、それは大辺路ルートからも中辺路ルートからもはずれており御幸道とは別であった。中辺路町近辺では小栗判官は和田の宇井郷から登り始め、三日がかりで三日森を越え、ごんにゃくよこぜ（ごんにゃく山の中腹）から静川に下ったといわれており、この道を小栗街道と呼ぶ。多少地名伝説的要素もあろうが、この道は熊野古道とは野仲川の谷を隔てた南側で、おどろくほどの高い山道である。これらの道について「小栗判官はかったい病みで小栗街道はかったい道、御幸道とは別である」と明言する古老がいたが、田辺市から中辺路町にかけての古老たちの認識はたいいは共通してこのようなものであり、御幸道を陽の道とすれば小栗街道は陰の道というものであった。さらには「小栗街道みたいな道は四国遍路道にもありませんやろ」とたずねる人もいた。

中世の熊野参詣道でしばしばライ患者や盲人などの病苦の旅人の姿がみられたことは、明恵上人（高山寺明恵上人行状）や藤原宗忠（『中右記』）の記述、また『古今著聞集』（二―二七）等にもみえている。近年においてもライ患者が中辺路を歩いていたり、大雲取の険路（いざり）のライ者が越えていったことを、五来重はおどろきを交えつつ報告している。

湯の峯の乞食湯 また湯の峯温泉においても戦前にはライ患者の一团があった（光田健輔『愛生園日記——ライとたたかった六十年』、一一〇頁）。聞き取りによれば彼らの中には一般の湯舟に入ることができないものもあり、温泉の余り湯でぬるくなった川の流末、あるいは湯の

峯のはずれ、水田への用水路に入ってその体を洗っていたともいう。延享四年（一七四七）の記述になる『三熊野参詣道中日記』（神道大系文学編五『参詣記』所収）に「湯舟四ヶ処、留湯（富裕な人が占有する上等湯）、女湯、男湯、又川端ニ非人、類入湯在之」、また天保十年（一八三九）『紀伊統風土記』に「浴室一字三槽ありて留湯男湯女湯といふ、三に分る槽各方二間許、外に乞食湯一処あり」とある。古老の記憶によればこの乞食湯は一般温泉の下、薬師堂の下段の川端に存在していたという。

五来は「熊野がいかにもぐまれない人たちのなぐさめと救いであつたか」（前掲『熊野詣』）と記述している。しかし四国遍路道にてさえ重症のライ患者がカタイ道を歩かざるを得なかったように、浄不浄を問わざる信仰とライ患者への慈善行為をもって千僧供養、万僧供養として宣伝された熊野道においても、結局のところライ者は御幸道を歩くことを忌避され、さらに難病治癒の奇跡、今生最後の安楽を願った本宮・湯の峯温泉においてさえ敵然たる差別に苦しまねばならなかったことも事実であろう。そうした中にも信仰心に厚く親切な民衆が握り飯を与えるなどして彼らの旅行を救ったこと、湯の峯においても彼らの集団と村人との交流があったこと等が聞き取りによって確認でき⁽³⁾。これらの事実はいずれの記述を裏づけるものであるが、その前提にこうした別の現実があったことも決して忘れてはなるまい。

小栗と夙 一方渡辺広『未解放部落の史的研究』では「ライ病にかかった小栗判官が熊野へ湯治に行ったが、その時宿泊したところが夙である」とする口碑を紹介している。⁽⁴⁾ 私もまた和歌山市内にてそうした

伝承を聞いた。実は先にみた小栗道のある田辺市内の村についても『紀伊統風土記』は夙と記している。

小栗に関するこの伝承については説経節の語り手が夙系の被差別大衆であったといわれていること(沖浦和光『日本文化の原郷』)とも関連づけて考えねばならないが、中世においてライ者は非人長吏のもとに置かれており(建治元年へ一二七五)非人長吏起請文(鎌倉遺文)一六一―一九九三、『日葡辞書』、『日仏辞書』、発病すれば逐電して「宿」に入ることとなっていた(正和四年へ一三一五)直景陳状案(鎌倉遺文)三三―二五六〇五)。近世でも非人頭の支配下に置かれていることに変わりはない)。一方、小山靖憲(熊野詣古記録と参詣道に関する覚書)、『紀州経済史文化史研究所紀要』六号、一九八六年)は熊野古道沿いに中世非人宿のうちいくつかが比定されること、それらは多く坂(峠)の下に置かれていたこと、『修明門院熊野御幸記』に「雄山(雄山峠)之人并無縁者」とある無縁者が雄山峠坂下山口宿の非人をさすと考えられることを明らかにしている。

四国巡礼においても被差別部落大衆が巡礼を厚くもてなしたことが報告されており(野間宏・沖浦和光『日本の聖と賤』中世篇)、熊野道においても難病に苦しむ底辺民衆の旅行に、被差別部落大衆の援助があったことは当然に想定してさしつかえないだろう。⁽⁵⁾

熊野三山に現当二世の極楽を求めた皇族や貴族よりも以上に、熊野本宮・湯の峯に今生の奇跡と来世の極楽を求めた底辺民衆の希求は、はるかに強く切なるものがあつたはずである。院政政治史を華やかに彩る熊野道を迎えることによって、われわれは中世史の追体験をするこ

とができるが、そのことは御幸道と交錯しつつも、等しく熊野本宮をめざして細々と続いていた小栗道、カッタイ道を歩み、這っていった底辺民衆に思いを寄せることでなければならぬし、そして中世の底辺民衆の苦難を想起することは、同時に現代に至る差別の問題を直視することにつながらなければならないのである。⁽⁶⁾

聞取調査

球磨庵室通 大河内：平川良象(明治三十九年生)、山口：今村行一、大槻：大槻甚一(大正十二年生)、市の俣：藤佐輝喜・森重光、鮎婦(川原谷)：山口栄の各氏より

熊野参詣道 和田：福本孝夫(大正十一年生)、熊野川：木村靖、湯の峯：倉矢武夫(くら屋)、安井高次(小栗屋、明治三十六年生)、田辺：安倍弁夫(明治三十九年生、故人)、継桜王子：玉置駒江(とがの木茶屋、大正十四年生)の各氏より

- (1) 湯の峯に和歌山県指定史跡・磨崖名号碑(伝一遍上人名号石)、津荷万歳峠に同史跡・一遍上人名号碑建立之地があり、後者では宝暦十年(二七六〇)五十二世他阿による修理石柱や、文政十年(一八二七)五十六世他阿による模写碑も県ないし町指定の文化財に指定されている。
- (2) 『尾張徇行記』によれば菅津宿より東方稲葉地・米野方面への道を「小栗街道」と呼んだ。『名古屋史跡名勝紀要』によれば小栗橋、小栗通の呼称が残るといふ。なお小栗街道周辺にやはり近世に賤視された村があったことについては『徇行記』に記述がある。

(3) 森幹郎『足跡は消えても―人物日本ライ小史―』(安倍信太郎の項)

および聞き取りによると、キリスト教徒による伝道が行なわれていた。またのちには富裕な患者を対象とした専門の旅館があったらしい。なお貧しいライ患者らが体を洗ったという湯の峯の川の中には温泉源があり、川に入ってみると温い流れの部分がある。

(4) 夙は中世宿非人の系譜をひくといわれ、近世には近世賤身の主流であった皮田とは異なり雑種賤身に位置づけられていた。皮田にくらべ賤視・差別の程度が軽く、明治四年(一八七二)解放令で「解放」されたともいわれるが、反面行政措置からとり残される等の問題を残している(渡辺前掲書ほか)。夙とライの関係については奈良坂に伝わる春日王の白癩治癒伝説をとりあげた荒井貢次郎『夙』の封建身分と芸能宮座制(『法学新報』七四―二・三、一九六七年)がある。

(5) ただし弘安五年(一二八二)取石宿非人起請文(『鎌倉遺文』一九一―四七二六)にみるように「路頭往還癩病人」と非人宿長吏(及び非人宿に組織されたライ者)との間には乖離もみられた。「非人の中にカッターは幅が利き」という川柳にみられるように同情を集めやすいライ患乞食は貰いが多かったというが、一方「乞食のうわまえをはねる」という俗諺にみるような収奪も行なわれていた。

(6) 本文中に引用したもののほか大竹章『らいからの解放』、全国ハンセン氏病患者協議会『全患協運動史』、原田禹雄『天刑病考』等参照のこと。なお小栗街道については服部「いまひとすじの熊野道・小栗街道聞書」(『比較社会文化』一、一九九五)にも詳述した。

以上現地調査の方法による荘園史研究について、その必要性・方法・視角・問題点等に言及してみた。現地調査を成功させるか否かは、いかに過去の村の情報量を多くもつ古老にめぐりあうかであり、また

いかにそうした古老たち多数から話が聞けるかであろう。聞取調査の方法については民俗学分野での入門書もあり参考にはなるが、荘園調査の場合は目的意識も異なっているのだからフォークロアによる調査とは多少方法も異なってくるはずである。荘園調査においてはとりわけ有効な歴史資料(文献史料と非文献史料、ここでは非文献史料に重点を置いた)の収集と、地理的特性の把握が必要である。前者は固有名詞の収集、すなわち耕地・山林地名、屋号、用水名、井堰名等、特に述べてきたような未記録名称の収集等であり、後者には微地形観察のほか水田の乾湿(一毛作田か二毛作田か)、耕土の深淺(水もちの良悪)等を聞き取る等の作業を含んでいる。区長、農地委員、水利委員の経験者からの聞き取りが有効だが、村役にはついていなくとも、用水や池水の分配に実際に携わった人、池守、水入、水引等の経験者はこうした情報が豊富である。耕土が厚い方が開発は古いという視角から、耕地開発の順序を復原した小穴喜一氏の研究があるが(『土と水から歴史を探る』)、全体の開発状況を把握するのに有効な視角は無限に多いし、それぞれのフィールドの特性によってもその視角は異なってくる。

聞取調査には苦勞が多い。近年は現地調査を実施する研究者も増加したが、それでも聞取調査、特に歴史学に関心のない村人からの聞取調査に多くの時間を割こうとする研究者はきわめて少ない。条里施行、大閤検地、地租改正、農地解放等よりも、さらに画期的な日本農業史上未曾有の変革、即ち農業の大規模機械化が、この数十年進行中である。大規模農機にあわせて耕地景觀は一変した。それでも農民の脳裏

には変貌以前の村の姿と情報が刻みこまれている。これらの情報は莊園史研究にとっては不可欠なものであるが、にもかかわらずこのままでは未調査のまま消え去る運命にある情報でもある。われわれの莊園史研究を机上の研究に甘んじさせるわけにはいかないのは、こうした莊園遺構の置かれている切実なる状況にもよっている。調査は確かに労多いが、十年後では遅く二〇年後では困難で、三〇年後では不可能に近いと思われる。われわれの作業は現在でなければできない仕事であり、かけがえのない仕事といってもよい。労は多いがその意味でも報われることの多く、楽しい仕事ではなからうか。

第二章 備後国地毗庄の復原的研究

一 地毗庄の山内首藤氏

はじめに

地毗の名の由来 地毗庄(地毗庄・治美庄・慈毘庄)は広島県庄原市の西半と、比婆郡高野町・比和町・口和町の一带を荘域とした広大な荘園である。『芸藩通志』(文政八年へ一八二五)に叙述された広島藩の地誌が紹介する円通寺の縁起は、「行基此地に來り高山に入り、栗の大樹を伐て、観音・地藏・毘沙門の像を造り、堂を建て高山千手堂と呼ぶ、又地藏・毘沙門の冠字を摘て、此里を地毘の荘と名く」と、その由来を説いている。真偽はともかく地毗庄という名前にはゆかしさを覚える。

史料の所在と研究史 中世この地を地頭として支配したのは山内首

藤氏であった。首藤氏は助清(資清)の時、主馬首となったので首藤を号したと『尊卑分脈』にある。山内を称したのは東国、相模国山内庄を本貫としたからで、重俊の時に地毗庄を獲得している(武田祐三「地毗荘以前の山内首藤氏」(芸備地方史研究)六一、一九六六年)。山内氏は中世に長くこの地を支配したのち、近世には萩藩士となり地毗の地を去ったが、その山内家には今日多くの古文書群が残されている。それらによって、中世地毗庄の景観はその復原が期待できる。「山内首藤家文書」は早く『大日本古文書』(家わけ)として刊行されており(一九四〇年刊。以下山内首藤家文書の出典はこの本の文書番号による。その一〇号文書は山一〇と略す)、今日までいくつかの優れた研究が発表されている。ここでは、三木靖「備後国地毗荘・藤原姓山内氏一族一揆」(『鹿兒島県短大研究紀要』一、一九六六年)、松浦義則「鎌倉末・南北朝期における備後山内氏の在地領主制と村落」(『芸備地方史研究』八六、一九七一年)、武田祐三「備後国地毗荘の歴史地理的考察」(同上八

八・八九、一九七一年）をあげておきたい。

本節の視角 さてこれらの先行研究が発表された段階と、今日の研究状況を較べてみれば、周辺史料集の刊行が格段と進み、その閲覧が簡易になったことは大きな変化である。従来の先行研究はあくまで『大日本古文書』『山内首藤家文書』の研究であり、それを伝来した備後山内氏の研究であった。いわば内側からみた研究、山内氏の絶対的研究ともいえるものである。近年の『鎌倉遺文』『南北朝遺文』、そして『広島県史』古代中世資料編の刊行は、山内氏を外からみることも可能にしたと思われる。そこで本章では備後以外の山内一族、備後であっても地毗庄山内氏とは異なる動向をとる一族、地毗庄内であって本郷山内氏とは異なる動きをみせた一族、あるいは山内氏の周辺にあつて山内氏と交流をみせつつも、しばしば敵対した武士団——広沢氏など——の視点もとり入れつつ、鎌倉・南北朝期の山内氏を素描することとしたい。いわば外側からみた山内氏の研究・相対的研究を試みるわけである。

1 鎌倉期の山内首藤氏

鎌倉遺文ほかにもみる山内一族 そこでまず中世前期の古文書を中心に、山内首藤氏の名がみえるものを、管見の限り、列挙してみよう。

① 伊勢国大橋御園、河田郷に係わる文治元年（一一八五）から文永十一年（一二七四）の「醍醐寺文書」に、（滝口四郎）俊綱、首藤刑部丞（経俊）、首藤六道時入道、山内藤二景通、山内新三郎左衛門尉通茂法師（通）、左衛門三郎義通（『大日本古文書』同二―四一七―一〇八）

② 遠江国飯田庄、因幡国日置郷、備後国津田、數名両郷に関する文

永八年（一二二二）から弘安四年（一二八二）以降の「竹内文平氏所藏御領目録裏文書」に、是通法師（法名）、その子左衛門尉通茂法師（法名）、その子藤原通増（『広島県史』古代中世資料編Ⅴ〈文永分は未収載〉、『鎌倉遺文』一四―一〇八一―四、一九―一四五二七、一四七六二）

③ 陸奥国八幡庄に關し、兩使として文永九年（一二七二）の「秋田藩採集文書」に山内中務三郎経通（『鎌倉遺文』一四―一〇〇五）

④ 遠江国石野郷に關する正安三年（一三〇二）の「本問文書」に藤原氏（山内大炊左衛門太郎通勝妻）（『鎌倉遺文』二七―二〇七九〇）

⑤ 近江国益田南郷地頭として正和元年（一三二二）の「竹生島文書」に山内大炊左衛門太郎通勝代（『鎌倉遺文』三二―二四七四九）

⑥ 越前国野坂庄地頭として文保元年（一三一七）から長祿にかけての「西福寺文書」に、すけつな、藤原兵庫助重経、山内将経（傳）、首藤隼人入道（『福井県史・資料編八・中近世六』、九一―一五四、一二八）

⑦ 豊後国津守庄地頭職に關し、建武元年（二三三四）曆応四年（二三四二）の「利根文書」に山内首藤新左衛門尉俊秀、山内首藤彦次郎、ほか直入郷等に関する「志賀文書」に首藤三郎次郎、次郎、三郎（『南北朝遺文』九州編一―四三、九〇五二―一六八九、五―五六二八）

⑧ 備後国津口庄賀茂郷に康永二年（一三三三）から延文四年（一三五九）にかけて、通綱・通範・通勝（『浄土寺文書』、『広島県史』古代中世資料編Ⅳ）。彼らは「山内」とはみえないが、建武三年（一三三六）の山内文書に賀茂郷一分地頭山内觀西の名がみえる。

⑨ 武藏国高幡金剛寺不動尊胎内文書に曆応二年（一三四九）頃に山

内経之(『日野市史料集・高幡不動胎内文書編』(一九九三))

⑩ 肥後国隈牟田庄に關し正和二年(一一三三)の大友文書に首藤七郎広定(『鎌倉遺文』三二―二四九五八)

さて右によれば通茂(道専)は醍醐寺文書①と竹内文平氏所蔵文書②に、また大炊左衛門太郎通勝が本間文書④と竹生島文書⑤に、という具合に、同一人物が別個の古文書に登場しており、彼らの活動の範囲の広さが確認できるだろう。また山内氏は陸奥国桃生郡に所領を有していたことが備後山内文書(山三三)によってわかるが、秋田藩採集文書③にみる経通の陸奥国両使としての行動はそのことに関連しよう。桃生郡を拠点とした山内氏の末裔は『余目氏旧記』(『統々群書類従』)にも登場するが、関連して注目されるのは⑨の山内経之である。経は山内首藤一族の通字である。前掲『日野市史料集』の解説は山内経之が首藤氏であり、彼がしばしば下向した「ぬまと」が陸奥国桃生郡沼津であるとす。さらに山内系図に経通の孫を「経行」とするものがあり、音が通うことを指摘している。解説者は保留するが同一人物にちがいない。陸奥国両使であった経通の孫経之(経行)は陸奥国桃生郡を拠点としつつも、鎌倉幕府滅亡の過程で、武蔵国高幡(土淵郷)に新所領を得たと考えられる。桃生郡は一部(一分地頭職)が備後山内氏に与えられ、大部分(惣領地頭職)が経通流山内氏に与えられたものであろう。

また竹生島文書⑤、西福寺文書⑥は近江北部・越前西部と地理的に近接しており、同じ系統であろう。¹⁾この系統に関連して中世後期には近江北部・菅浦(文明七〇八年へ一四七五〇七六)・山内藤三忠道(へ忠通)

や若狭・太良庄(半濟方代官山内入道)にも山内氏の一族が登場する。ほかに美濃鵜飼庄地頭に山内与一右衛門がいる(『熊谷文書』建保三年十月十八日百姓等申状(『大日本古文書』三号))。この一族に、文明期に「山内掃部助実通」を名のったものがある。「通」の通字からして、あるいはこれも山内首藤一族か。²⁾また会津伊北郷の山内氏も首藤氏の裔と称している。

『吾妻鏡』にみる山内一族 次に『吾妻鏡』に登場する山内一族のあり方を検討する。最初にその登場回数に着目しよう(登場回数は系図に示した)。

『吾妻鏡』は複雑な編集過程を経て成立しているので、一概にはいえないが、一般的には『吾妻鏡』に登場する回数が多ければ多いほど、鎌倉幕府が主催する行事や公事役に多く参加していたことを意味するようと思われる。その点からすれば山内通廉(藤内左衛門、三郎左衛門尉)の十三回、山内通重(藤内左衛門尉)の八回が群を抜いており、注目されよう。それに次ぐのは山内通景(藤内)の四回、山内成通(新左衛門尉)の三回であるが、彼らはいずれも備後山内氏ではない。一方備後山内氏の登場回数は時通の三回を数えるのみで、時通の祖父重俊や父宗俊が一度も登場していないのは、やや不審なほどである。

元久元年(一一〇四)三日平氏の乱で逃亡した山内経俊は失脚し、伊賀・伊勢両守護職を奪われたが(佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』)、この時の失態は重俊流のみに後遺症を残したのであろうか。首藤一族で隆盛をきわめたのは、「山内藤内」と通称された通景および通重―通廉流の方で、重俊―宗俊流は影が薄かったのである。³⁾

山内系図との関係 さてこれら史料にみえる各氏と山内系図との関係をみておこう。山内系図は数種のものがあるが、

- I 中世に作成された全体系図(うち(A)〈山五六八〉は貞治三年(一一三六四)の端裏書がある。(B)〈山五六九〉も室町初期)、
- II 中世作成の部分系図(C)〈山五七二〉、(D)〈山五七三〉、(D)は当本郷殿即ち通継の時代(貞和から貞治頃)の作成である)、
- III 近世系図
- に大別される。

この系図(A)、(B)に大炊左衛門尉通行と、その子太郎通勝がみえる。彼らは備後山内文書には登場しないが、後者の通勝が本間文書、竹生島文書(史料④⑤)に登場した「大炊左衛門太郎通勝」であり、実名・呼称とも正確である。『吾妻鏡』にみえた藤内左衛門尉通重、三郎左衛門尉通廉とも系図(A)に官途も含め正確に名がみえるが、通景については部分系図(C)のみにみえる。『吾妻鏡』では一貫して「藤内」だが、系図では「藤兵衛尉」であり、官途があわない。あるいは両者は別人か(藤内の内は内舎人で、その呼称はある程度世襲されたはずである(太田亮『家系系図の入門』一九六七年)。藤内通景はその呼称からすれば正しくは通重の父にあたるか)。

また醍醐寺文書①、竹内文平氏文書②に登場する是通―通茂―通藤の家系については、部分系図(C)が正確で、法名・官途も一致する(但し通茂の子については史料②は通増、系図は通藤とする。系図の通藤及びその子通宗は正中二年(一一三二五)の文書・山四九三に一致する)。(B)系図はこの正確な系図をほぼ踏襲するが、(A)系図では通時系に是通らは全

く登場しない。

一方秋田藩採集文書③に登場する中務三郎経通も、系図に三郎経通としてその名がみえるが、系図(B)は重俊の子とし、系図(A)はその孫(宗俊の子)としており、くいちがっている。近世の系図はもっぱら後者(A)を踏襲している。しかし重俊は中務丞で、宗俊は左兵衛尉であった。宗俊の子は兵衛次郎、兵衛三郎を称しているのだから、中務三郎を称した経通は、中務丞重俊の子とする系図(B)の方が正確といえる。

このように各系図は山内文書以外の史料に徴してみると、おどろく程正確な部分があるが、反面身近な備後山内氏に關して若干の混乱もみられる。また前掲史料⑧の、備後津口庄賀茂郷の一統については、地域的にも近接しており、当然正確な情報は得られたことと思うが、全くふれるところがない。

このように中世系図は貞治段階の地毗庄山内氏の交流のあり方と、彼らの関心のあった範囲を示しており、その点興味深いが、ここでは山内首藤一族の拡がりにおいて、必ずしも備後山内氏が一族全体を統括し得るような存在ではなかったことを確認しておきたい。

安堵状をもつもの、もたないもの 次に山内一族の中で、所領相続に際して安堵状が発給されたものを見ると、一族全体では文永、弘安の通茂とその子通増への政所下文、関東下知状(史料②)、備後山内氏では正嘉の時業への政所下文(山三二)、その子亀鶴(いくわん)の元亨の外題(山三三)、また宗光から経清への譲りに対する嘉元の外題(山五〇一)をみる。幕府は重俊流では地毗庄一分地頭職を有する時業系に對しては常に、また宗光流に對しては一度安堵を行っていたことが

わかる。

但し時業は地毗庄における惣領ではなかった。時業の父太郎俊業は承久の乱に京方として参加、戦死していた。しかし弟次郎宗俊は幕府方として参戦、功績があり、そのことによって承久三年(一二二二)地毗庄が安堵されている(山二)。したがって地毗庄全体は宗俊流に相伝されたはずであり、事実、時業分の地毗庄地頭職は「下原村地頭職并半矢一色」であって、部分的なものであった(山三一)。

それではなぜ、地毗庄地頭職の相伝を安堵する文書(下文、下知状、外題安堵)が存在しないのか。それは文書伝来の過程で紛失したものであるまい。貞和五年(一二四九)に作成された文書目録(山二四)にみえる文書は大半が現存しているが、宗俊流に与えられた安堵の文書は、目録にも記されていない。当初から安堵は、なされなかったと考えねばならないが、それはなぜか。

その理由は地毗庄内における宗俊末流の争いに求められよう。鎌倉中後期における山内一族の争いで、史料上確認できるのは、文永四年(一二六七)と建治三年(一二七七)、山内右近将監俊家(能俊)が舎弟兵衛三郎(時通)、首藤四郎(清俊)、弥三郎後家の三名に対し、地毗庄をめぐり訴訟し敗訴した件と(山七、九)、文保元年(一二三二)の本郷惣領通資と一分地頭慈観との和与(山一五)が知られる。前者では能俊が右近将監という官途を有するのに対し、時通らが無官の三郎、四郎であったことは、俊家との格の違いを象徴するものとして記憶しておきたい。

このように一族の争いが鎌倉で裁かれている間は、安堵などなされ

るはずもなかったが、越訴結着後も安堵の形跡がないのは、時通流と清俊流との間にも深刻な対立があったためかと推定される。今その実態を史料に即して示すことはできないが、南北朝期に入るや否や、その争いは顕然化した。

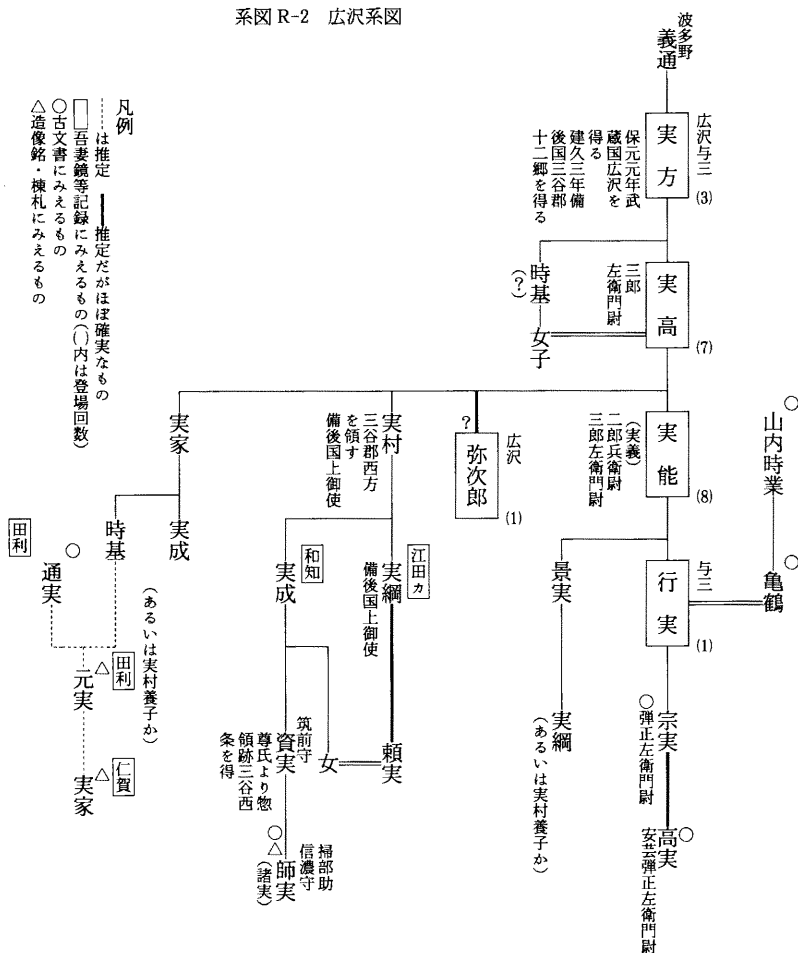
備後守俊資―時通流と清俊流の対立 建武五年(一二三五)足利尊氏は山内通時ならびに一族に恩賞を与えた(山一七、一八)。この恩賞は直ちに実効性があるものではなかったが、その中に、

河北郷^{山内藤三跡} 伊与東方^{同人}

とある。この藤三こそ山内系図に「備後守・首藤三」と記される俊資であり、清俊の孫にあたる人物である。俊資は後述するように東大文学部所蔵長福寺文書によれば河北村の「当地頭」であり、古文書纂所収の建武二年(一二三五)の史料でも「当村地頭山内備後権守」とある(三八七頁、三九四頁)。

足利尊氏によりその所領が闕所地の扱いとされた俊資が、尊氏と敵対していたことは明白で、彼は宮方として行動していたと推定される。さて山内系図をみても、かつて国司の号(受領名)を得たものはいない。鎌倉末期の本郷惣領通資は「首藤三郎」(山一五)にすぎないし、建武の通時も単なる「彦三郎」(山一七)であった。「備後権守」は後醍醐政権より与えられたものであろうが、それにしても破格の扱いであった。俊資に対する後醍醐政権の期待の大きさが推し計られるが、俊資自身も山内一族において、頭目として期待されるだけの実力を備え

系図 R-2 広沢系図



ていたはずである。おそらくは通資―通時流をしのぐ力があったのであろう。

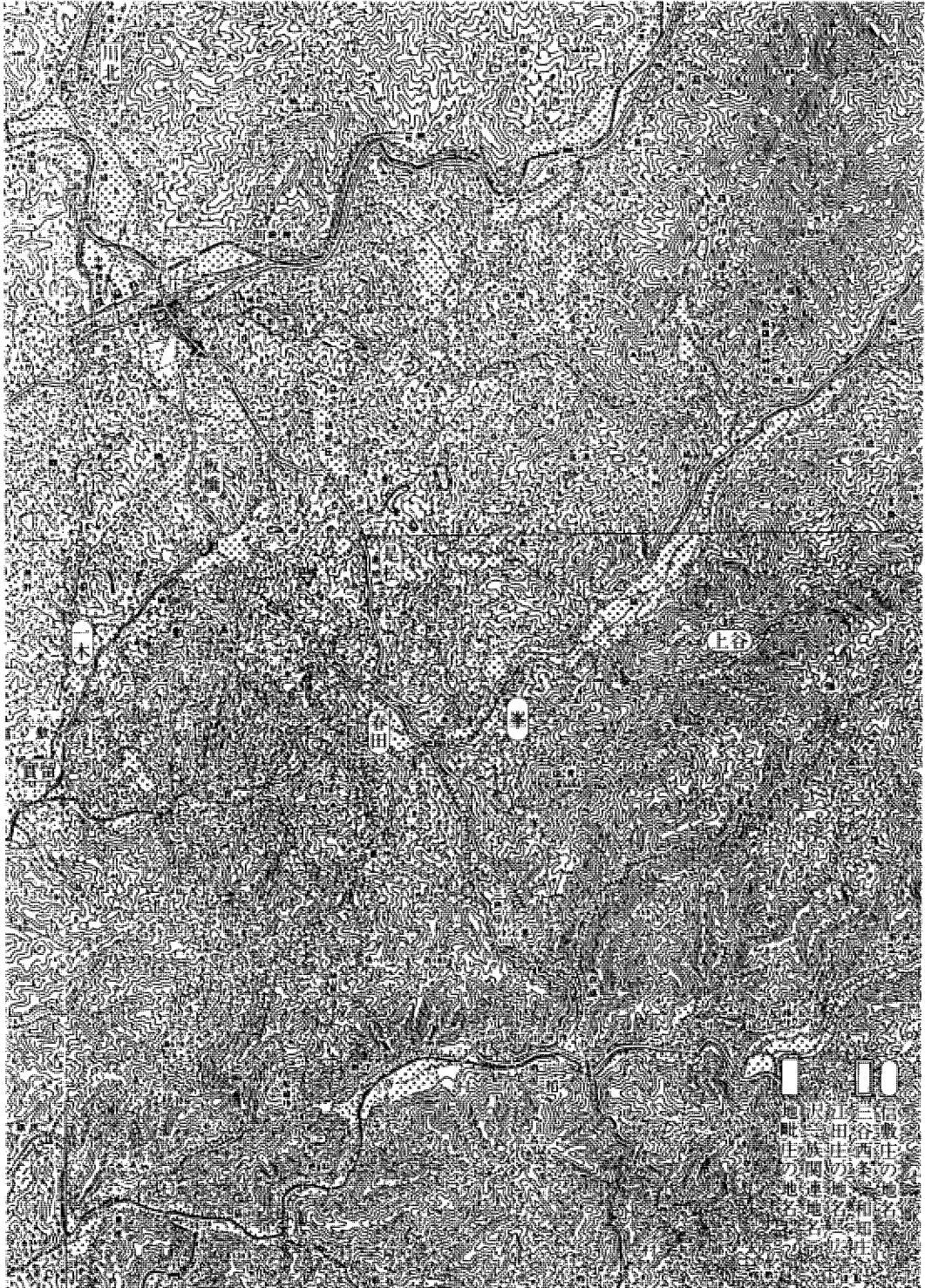
時業女子―『とはず語り』との接点 さて先に時業に対し政所下文が出されたことをみたが、この下文に記された所領は、かなりの部分が時業女子に譲られた(山三二)。この譲状に記された所領は時業分の下

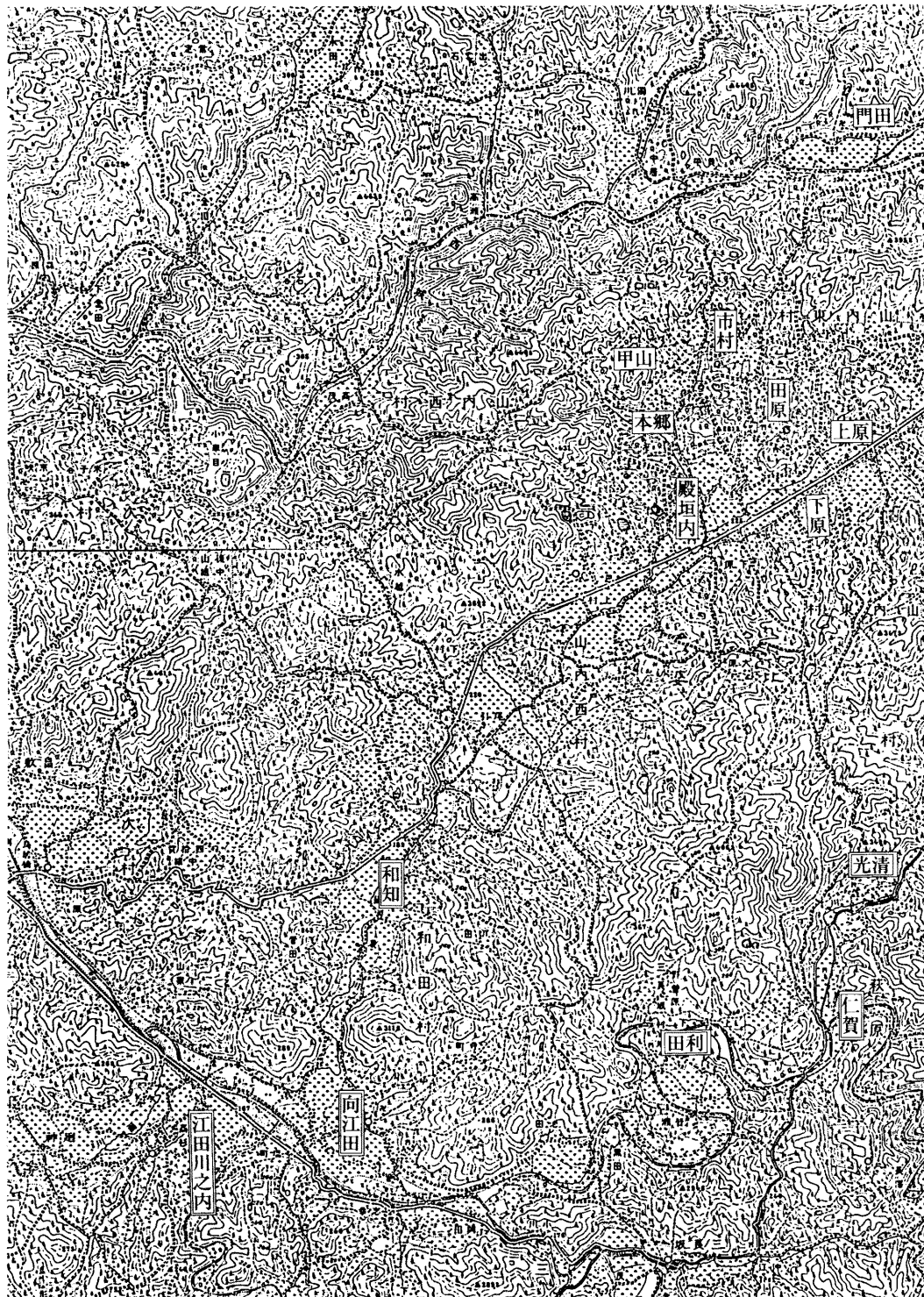
文(山三二)に記された分より増えているので、時業女子が時業流の惣領に該当したことが考えられる。

さてこの時業女子は名は龜鶴、法名いくわんといった人物であるが、廣沢与三入道の女房であった(山四九)。実はこの廣沢与三入道は、かの『とはず語り』(巻五)にも登場する人物なのである。そこで廣沢氏と山内氏との関係について、多少横道にそれるかもしれないが、簡単に言及しておきたい。

「とはず語り」の作者二条は乾元元年(一三〇二)十一月、船中で知りあった女房の紹介で備後の和知に行く。その家(和知実成か)では主人の伯父の鎌倉にいる廣沢与三入道(行実)が熊野詣のため下つてくるといふことで、饗応の準備に大わらわであり、二条は新調の絹障子に絵を画くなどサーブスするが、それが廣沢入道の目にとまる。廣沢入道が熊野参詣の間、二条は和知の主(実成か)の兄である江田の主(実綱か)の家に遊びに行くが、和知の主は下人を兄に奪われたと怒り、戻ってきた廣沢与三入道に兄を訴えるが、しかし入道のとりなしで事態はおさまった。

二条は統歌などをして入道と交流を深める。与三入道はこの所の地頭であるが、かつて鎌倉で飯沼左衛門(管領平頼綱の次男飯沼判官助宗)主催の連歌に二条とともに参加したことがあり、また中務宮(前





地図 R-1 和知庄全体図

將軍宗尊親王)の姫君の御乳人でもあるという。

このように山内時業の女子が嫁した相手が、主として鎌倉で生活する教養人であったことが、偶然にも『とはず語り』によってわかったわけである。⁽⁴⁾

備後広沢氏 実はこの広沢氏は、今後の山内氏の動向にも大きな影響を与えることになる一族である。そこで広沢氏について簡単にみておきたい。といっても良好な史料があるわけではない。広沢氏の後裔和智氏(和知氏)は山内氏に同じく萩藩士となるが、古文書を残してはいない。そこで広沢氏を考える手がかかりは以下のようなものになろう。

① 松田系図(『統群書類従』所収)

② 和智次郎兵衛家由緒書上(『萩藩閥閥録』(一)所収)

③ 藤川氏系図(田利八幡宮々司藤川家蔵)

④ 『吾妻鏡』『太平記』などの記録にみえる断片的記事

⑤ 山内文書・浄土寺文書等の古文書にみえる断片的記事

⑥ 造像銘・棟札などの銘文史料

右のうち⑤、⑥は意外に多くのものが残っている。特に⑥のうちの応安二年(一二六九)の善逝寺釈迦如来像、応永十二年(一四〇六)の田利八幡宮神像、応永三十年(一二三三)の福善寺大仏殿棟札等はこの地域に有勢であった広沢一門にふさわしい文化遺産でもある。⑤、⑥は『広島県史』古代中世資料編に大半が収められたが、近刊の『吉舎町史』(上)(一九八八年)は和知氏史料集ともいえるべきこれらの集成で、これによって広沢・和知氏の動向は、かなり詳細にわかるようになったといえよう(なお近世に作成された書上②は、『吾妻鏡』や「山内文書」の

記事によく合致する部分もあるが、他の文書の記事や⑥銘文史料にみえる人物は、必ずしもこの書上に登場するわけではない。⁽⁵⁾

そこでここでは簡単にこれら諸史料によってアウトラインのみを系図風に示しておきたい。広沢氏の一門は田利、仁賀、光清、湯谷など三谷郡内の地名を姓とする。そこで文化財の所在地とそこにみえる人物の名(苗字)との関連(例えば田利神像にみえるものは田利氏、仁賀福禅寺にみえるものは仁賀氏の可能性が高いといった具合)をも考慮しつつ、一門の概要のみを示してみたものが系図R-2である。なお掲げた系図において、広沢一族が嫡庶を問わず「実」の字を通字としていることは記憶にとどめておきたい。

和知庄は地毗庄の西に隣接する。今日の芸備線でも下和知駅の次が山内駅である。また三谷郡も地毗庄の西南方に隣接する。広沢実村や資実が得た三谷西条は地毗庄高山門田の四至のうち西限として登場してもいる(後述三三四頁)。田利、仁賀、光清、湯谷など広沢一門が苗字とした村々は今日の三良坂町に所在するが、それらの村から北方に一つ峠を越えれば、そこは山内時業が女子いくわんに譲った地毗庄下原であった(以上地図R-1参照)。

鎌倉期には山内時業も広沢与三も在地性は稀薄だったが、両者の縁組によって在地支配の円滑化が図られたのであろうか。

文書の伝来―時業への政所下文の行方 さて脱線ついでにもう一つの問題を検討しておく。先程よりみてきた時業への政所下文(山三一)は元来山内文書としては伝来するはずのない文書である。なぜなら山内首藤文書は時業とは別個に領主制を展開した弟宗俊の系統の文書だ

からである。なぜ時業の文書がここに残るか。

時業の後裔は系図に示したとおり時通に到る。この時通は法名を慈善といった山内時通と名前は全く同じであるが、世代が異なり、慈善よりは後の人である。時通は時業女子いくわんの孫で、彼女が養育した人物というが、いくわんが時業から譲られた所領はそのまま時通に譲られた。ふつうならば女子所領は広沢与三入道との間の子らに譲られそうなものだが、そうはならない事情があったらしく、実家の山内家に戻されたわけである。

さてその時通は貞和元年（一三四五）、本郷惣領通時の次男松若丸（通忠）を養子として、時業以来相伝してきた地毗庄以下を譲与した（山四九）。山内文書のうち「文徴通忠申卷三」とあるもの三十一点の文書は実は全てこの時業―時通流にかかわるものなのである。

なぜこうした本郷惣領系への譲与が行なわれたのか。この譲与をめぐる事情を箇条書にしてみれば、

- (一) 時通には実子がなかった。
- (二) 時通は着到状に「相模国」と記しているように、相模国に基盤があった（山三四・三六）。
- (三) 暦応頃、地毗庄下原等は、いくわんの係累である広沢氏に押領されてきた（山四二）。

等の状況であったが、特に(三)の理由、即ち広沢氏には譲与されなかったはずの時業女子分の所領が、結局は広沢一族がその権利を主張して、知行（押領）するところとなっていたことが、時通が地毗庄下原を放棄する直接の理由になったと思われる。したがって時通は知行が困難な

ままに、相伝文書を添えて本郷惣領に、かの所領の譲与をしたわけである。私は後述するように（本章三、三八三頁以下）、文書を添えて知行地を譲与する行為は、実態としては文書の売買にはかならないと考えるが、いずれにせよこの譲与によって本郷惣領通時は地毗庄下原をも知行し得る正当性と担保としての文書を獲得したのである。このことは地毗庄一円支配にむけて有利に機能した。

2 南北朝期の山内一族の動向―貞和七年一族一揆―

貞和七年 文学作品にひかれて、時業女子系に深入りをしてしまったようである。しかしのちにもう一度広沢氏にはふれることになるだろう。閑話休題。再び山内文書と地毗本郷山内氏に戻り、研究史上著名な貞和七年（一三五二）の山内一族一揆、一族連署起請文（山二五）をとりあげたい。この一族一揆は山内一族十一名が本郷惣領熊寿丸（通継）のもとに結集したものである。当時は三者が鼎立した観応擾乱のさ中であり、この年尊氏方は観応二年、宮方は正平六年という年号を用いていた。残る貞和七年は勿論直義が用いる年号であり、この契状において直義方としての一族の結束を図ったことは既に研究史が明らかにしている（佐藤進一『南北朝の内乱』、『中世政治社会思想』上）。今、この一揆に参加した十一名全員を系図におとしてみよう（前掲系図R-1、三三八頁）。

一族一揆に結集した面々が意外に狭い範囲に分布しているという印象を受けるのではなからうか。通綱以降派生した庶子・一族が五名と過半数に近く、一代前の時通以降派生した庶子も五名である。唯一俊

清のみは別系のようなが、大半が時通流であった。

俊清については河北流の俊資の甥(俊宗の子)とする系図と、宗光の孫、経清の子とする系図の二種があるが、子とあるもののいづれかは女婿であろうか。山内系図は清俊流も時通流も同じように庶子を派生し、支流を排出したと記すが、事実そうであろう。しかし多数の二門の中で熊寿丸にとっての当面の敵、清俊流の俊資一門からは、唯一この俊清一人が参加したにすぎなかった。⁽⁶⁾

この年熊寿丸の祖父通資は存命していたが、父の惣領通時は貞和五年(一三四九)、二年前に死去しており、いわば非常時であった。元服前の童児を惣領に仰がねばならなかった本郷山内一門時通流が、観応擾乱に際し、当面の敵山内備後守俊資に対抗するため、一門の結束を図るべく緊急に作成したのが、この一揆契状であった。

婚姻関係にみる一揆結合 山内系図中の記述によって一族一揆参加者の血縁関係をみてみよう(◎は一揆参加者)。

◎浄覚女子(多賀通俊)——本郷又三郎(◎通広)妻

滑与五郎(◎資綱子資通)妻

◎田原通行女子——河北首藤六(◎俊清)妻

滑又五郎(◎資綱子実忠)妻

俊宗女子——黒杭九郎三郎(◎資貞)妻

俊宗の場合、子俊清も一揆参加者である。一揆参加者が婚姻によって相互に義理の父子であったり兄弟であったわけで、彼らが、血縁関係においても相互に固く結束していたことがわかるだろう。

一揆結集後の行動 さて一揆を結成したのは十月二日のことであっ

たが、このあと直ちに山内一族は軍事行動に出る。

この十月、尊氏方の岩松頼宥は備後勝戸城(神辺町)にあった。この十月だけで頼宥が発給した文書が四点残っている(『南北朝遺文』中国四国編三一二五七、五八、六二、六四)。それらによると勝戸城は十月十日まで、直冬方の上杉、宮平らに包囲されており、岩松は長井貞頼に後攻を依頼している。ところが十月十八日になって突然、「山内又三郎已下凶徒、井上相三郎代」が長井貞頼自身の領内、即ち地毗庄に隣接する信敷庄(しのぶ)に打入ったというのである(「浄土寺文書」)。

又三郎は通時の弟通広であり、熊寿丸には叔父にあたる。熊寿丸後見でもあった彼は、かつては尊氏より恩賞地としての約束を得、そしておそらくは当時尊氏によって闕所扱いとされていたであろう信敷庄(山一七)に乱入したのである。岩松頼宥に情報が届いた日が十八日として逆算してみれば、十月二日の一揆契約の締結後、直ちに通広は軍事行動を開始したものとみたい。

新恩拝領人文名との比較 一揆契状とならぶ文書に年欠の新恩拝領人十八人の交名(山二八)がある。作成された時期は、契状中の資綱や浄覚が、交名では「資綱子息与五郎」「浄覚子息又次郎義通」とあるから、契状よりは世代交代が進んだ時のものとみることできるが、実は資綱自身は以後も延文五年(一三六〇)までは生存が確認できるし、また熊寿丸はこの時も幼名のままであるから、貞和七年(一三五二)からはさ程離れない時期の作成と思われる。

ここに記された人数は十八名であるが、一揆の十一名はそのまま、新たに七名が加わったものである(系図R―1参照)。その主たるもの

は時通弟宗直系の懸田一族四名である。一揆の段階で中立的であったこの一族を熊寿丸（通継）―通広は自陣にとりこむことに成功したのではないか。そうした目でみる場合、懸田一族以外にも、最大の敵であった俊資の弟で、伊与村の地頭でもあった倫俊の子小法師丸、ならびに同じく俊資の弟通興を自陣にくみ入れたことの意味は大きかった。通継は俊資系を分裂させることに成功したのである。

通継流にとって南北朝の動乱の意義は大きなものがあつた。鎌倉期、時通流は時業、俊家には比肩することもできない弱小の立場であり、元徳二年（一一三〇）の段階では零落しきって、庶子に譲る所領は全くなく、嫡子単独相続をとらざるを得ない極貧の状態だった（山一六）。

元弘内乱時、津田郷地頭通継（董名熊寿丸であつた通継とは別人）は山内雅楽助、山内藤兵衛尉とともに京都で参戦している（山四九五）。雅楽助は河北惣領備後守俊資の子（実名は不明、系図(A)による）であろう。藤兵衛尉は新恩交名にみえる通興で俊資の弟であろう。山内一族が討幕にむけ大同団結していた時期の行動であるが、通継は河北俊資系の雅楽助らの軍事指揮下にあつた。ここではどうやら、本郷山内氏の出る幕はなかつたようであるが、こうした本郷山内氏にとっては、南北朝内乱は変身・飛躍の好機だったはずなのである。

等しく山内首藤氏を名乗るものの、鎌倉期の本郷山内氏・通継流は傍流であり、より有力な勢力はいくつもあつた。その中で地毗庄での物領の地位にあつたのは俊資流のようである。俊資流は宮方に付いたためか、南北朝期以降は凋落の傾向にあつた。即ち地毗庄における南北朝の動乱とは、惣領系の没落と、傍系の抬頭、即ち家の交代を意味

したのである。

文書の伝来―本郷山内氏をたよるもの　ここで視点を変えて山内文書全体の伝来を考えてみたい。この文書の中には群として庶子文書が含まれている。この庶子分文書の性格を考える中で、通継流武士団の構成の手がかりが得られないか。このように考えてそれらの整理をしてみた（以下表R―1参照）。

そこでこれら群として残る庶子分文書の特徴を簡条書にしてみよう。

(一) 時期は鎌倉末期から南北朝期までである。

(二) 所領は地毗庄の内部か近隣で、備後北部である。

(三) 所領を知行する正統性を示すもの―譲状・裁許状・和与状など―をその内を含むほか、着到状・軍忠状など所領を請求する根拠となる文書を含む。

(四) しかもそれは正文が多い。

(五) 元来は通継―通忠流（本郷惣領系）には伝来する必然性はない文書群である。

(六) 必ず知行の敵対者がいる。それは山内一族内部であつたこともあるし、かの『とはず語り』の広沢氏のこともある。このことは、これらの所領の知行の困難性を推測させる。

以上である。してみると、こうした庶子分文書が山内文書に伝来した理由はどのように説明できるのだろうか。時業女子分については先に時通（時業女子孫）が本郷系の通忠を養子として、事実上その所領が本郷惣領系に吸収される過程をみたが、養子であるから、時通は松若丸（通忠）と軍事行動においては共同歩調をとつたことだろう。⁽⁸⁾

表 R-1 山内文書にみる主な庶流文書

	分類	主な所領と文書番号	相伝の過程	文書の内訳	敵対者
庶 子 分 文 書	甲の三 全21通	地毗庄下原 伊与半矢一色 相模早河庄一得名 陸奥桃生郡吉野村 伯耆宇多河上庄 山 31~51	重俊→時業 →いくわん →くまつる丸 (時通) →通忠	着到状 7 通 軍忠状 2 通 軍勢催促状 1 通 感状・拳状 5 通 讓状・安堵状 4 通 打渡状 2 通	↔ 広沢孫三郎 子小法師丸 (山 41~42)
	支族 戊の一 8 通	備後国津田郷下村 遠江国飯田庄ほか 山 493~500	通藤→通宗 →土持丸(通継) →里見義俊子 土用鶴丸(通知) →若鶴丸	着到状 1 通 軍忠状 2 通 讓・安堵関係 3 通	↔ 三吉義円 (山 500)
	戊の一 7 通 戊の三 1 通	津田郷内和田村 山 510~516 山 557	山内兵庫允通氏 文和 ² ※(祐仙→広沢通実)	打渡関連 6 通 広沢氏との契約 状※ 1 通 広沢氏への讓状 1 通	↔ 広沢四郎五 郎(通実) (山 510~15) ↔ 山内又五郎 (浄土寺文書)
	戊の一 6 通	地毗庄河北郷門田 山 501~506	山内宗光 ↓ 経清(鳩馬丸) ↓ 万田家資	和与下知状 1 通 讓状 1 通 催促状 1 通 打渡状 3 通	↔ 山内彦五郎 同彦八 (山 505~6)
売 券	戊の二 3 通	地毗庄伊与東村こわた 山 517, 520, 521	(通俊→用範→) 通家→小林	売券のみ 3 通	

※山 516 修理亮実秀契状の実秀は「実」の通字から広沢一族に比定した。三吉氏とも考えられるが(山 506)、その場合でも広沢氏に近い存在だったはずである。なお相伝の項の太字は文書の移動に直接かかわる人物。

庶流文書を見ると、それらが売買によって集積されたものばかりとも思われない⁽⁹⁾。他の文書群については時業女子分のような最終結末を示す文書はないが、右の箇条書にした特色からいえば、彼らが本郷惣

として伝来する必然性が本来的にはなかった各々の庶流たちは、それぞれの理由があつて本郷山内氏に依存せざるを得ず、ためにその文書もこのように伝来したものと考えられる。

領をたより、その庇護を求めてきたこと、そのため文書等までを預けたであろうことも容易に推測できる⁽¹⁰⁾。

表 R-1 にみえる人物でいえば、通継(津田郷下村の項)は是通系の文書を相伝した人物で、もともと鎌倉期から津田郷地頭職を領掌した一流である(前掲竹内文平氏文書)。子通知の養子山内若鶴丸の頃、康暦元年(一三七九)には、三次地方を基盤とする三吉義円に地頭職を脅かされていた。

万田家資の場合を見ると、彼は河北系でありながら早くから本郷山内氏についたかの俊清の子であった。河北流において徹底して反惣領(反俊資)としての行動をとった彼ら親子の場合、本郷山内氏への依存度はより強かったことだろう。

通氏の場合、その系譜は不明であるが、広沢通実と対立、圧迫されており、ために本郷山内氏をたよったものであろう。

このようにその文書が山内首藤家の文書

以上のことから本郷山内武士団の構成は以下のように整理される。

- (A) 一族一揆にみられる中核部分(十一名)。
 (B) 新恩交名にみられる(A)以外の七名。(A)よりはゆるやかだが、(A)に準ずる部分である。

- (C) 自身の行動力に限界があつて、本郷山内氏の庇護を仰いだ部分。
 本郷山内氏以外である。

山内一族の離反 もっとも(A)の中核部分も終始一枚岩だったわけではない。

観応二年から延文二年(一三五二―五七)にかけて、万田家資は山内彦五郎、山内彦八と敵対していた(表R―1「河北門田」の項、山五〇五、五〇六)。山内彦五郎は貞和一揆にも新恩交名にもその名のみえる彦五郎資綱(滑良円鏡)であり、山内彦八も同様その弟彦八実綱である。家資は、みたように本郷惣領に庇護を求めた人物であり、本郷惣領と滑良一族は次第に敵対関係になつていく。

文和三年(一三五四)七月、山内兵庫允通氏は「山内又五郎已下御敵退治」の手柄により、岩松頼宥から預ヶ状を得た(表R―1「津田郷和田村の項」、『浄土寺文書』『南北朝遺文』中国四国編三一―二六二三)。文和四年(一三五五)三月には本郷惣領(通忠)の側も軍忠状に岩松頼宥の証判を得ているから(山五〇)、この又五郎もやはり本郷惣領に敵対する人物となる。山内系図には資綱の弟、即ち滑良一族に又五郎実忠がみえる。山内又五郎はこの人物に比定が可能と思われるが、してみると本郷惣領と滑良一族、資綱、実綱、実忠の三兄弟との対立は、軍事行動をも含む深刻なものになつていったといえる。

滑良兄弟と広沢一族 滑良兄弟は「実綱」「実忠」を名のっている。思い出してみよう。「実」とはかの広沢一門の通字ではなかったか。その広沢一門とは、山内時通を圧迫し、そして山内通氏が本郷惣領のもとに庇護を求めるきっかけとなった一族ではなかったか。即ちこの山内通氏が敵としていたのは、山内又五郎実忠と、広沢四郎五郎通実の両者だったのである(前表R―1)。

この時期の広沢一族の動きをみよう。「浄土寺文書」「鼓文書」「建内文書」「八阪神社文書」等によると、暦応四年(一三四二)から観応二年(一三五二)にかけて、広沢五郎は尾道あるいは因島で十年以上にも互つて乱暴・押領をくり返していた。その行動は近隣の悪党を「相語」るものだったという。また貞治二年(一三六三)から応安三年(一三七〇)にかけては広沢中務丞が二加四郎左衛門や光清左衛門尉、日向五郎らとともに小童保で押領をつづけた。時には遵行使に対して「帶弓箭、擬^レ及^ニ合戦」する行為があり、彼らは反守護的性格を濃厚にもつ武闘集団だったといえる。さらに永徳元年(一三八一)には得良郷においても広沢仁賀勘解由左衛門が非分の違乱をくり返していたが、この得良郷こそ文和三年(一三五四)に山内通氏に預置かれた所領だった(以上『広島県史』古代中世資料編IV、V、『吉舎町史』⁽¹¹⁾)。

さて滑良兄弟は貞和一族一揆以前から、「実」の一字を名乗っていた。滑良兄弟が広沢氏としばしば共同歩調をとっていたことからすれば、婚姻関係か、または主従的な関係により、広沢氏より「実」の一字を得たことは明らかであろう。

貞和七年一族一揆に滑良資綱とその子実綱は参加した。しかし実綱

の弟、山内又五郎実忠は参加していないし、新恩交名にもその名が見えない。そして数年後、滑良親子はこぞって本郷惣領に離反する動きをみせた。既に貞和一揆そのものに、分裂への大きな要素が胚胎されていたのである。

応永二十一年(二四二四)地毗庄内奈目良分(滑良分)が守護山名常熙より山内惣領熙通に宛行われ、つづいて「広沢多利跡」ほかが宛行われたのは(山八七、八八)、これらの対立の帰結と考えられよう。

以上鎌倉期から南北朝期にかけての山内氏の動向を概観した。おおよそ山内氏が地毗庄経営に積極的にあたった時期は、時通(慈善)以降であろう。時通の弟清俊は河北家となり、時通の子たちは、江木、懸田、滑、田原、黒杭など、地毗本郷の各村の名で呼ばれ、その村名を苗字とする家となっていく。中世の地毗庄本郷とは今日の本郷のほか市、滑良、田原、懸田(掛田)などを含む地域である。そこで次節では中世の地毗本郷の現地調査と、中世的景觀の復原作業を行なうこととしよう。

(1) ⑥越前の資綱と同じ時代、備後山内氏にも同名の資綱(山二五)がいる。但し後者は地毗庄内の地名滑を苗字としていて、また花押の形も異なることから、別人と判断される。

(2) 立政寺文書・文明十七年二月廿八日山内実通下地寄進状。なお同姓同名の人物が天文期にもいる(『岐阜県史』史料編・古代中世一、「立政寺文書」九、十、八七)。この山内氏の動向については華項要略所収(長享元年)十二月四日経柔書状写や青蓮院文書・応永八年四月三日

守護代遵行状案にみえる山内太郎左衛門尉も参考になろう(『岐阜県史』同上四)。また「美濃国諸家系譜」(東大史料編纂所写本)は実通を首藤山内氏とし、経俊―経通―盛通の後裔とするが、これは「山内首藤文書」中の系図とは一致しない。なお実通は山内一豊の曾祖父とある。

ほかに建久三年(一一九二)の市河文書にみえる藤原助広(資弘)を山内氏と推定する見解もある(郷道哲章「中野郷と中野一族」『信濃』四二―一一、一九九〇年)。備後山内氏も信濃近符に所領を有して、信濃介職を相伝していた(山一〇、一五)。権介であろう。

(3) 実名不明だが、山内左衛門次郎は「武州祇候人」とあり(『吾妻鏡』仁治二年十一月廿七日条)、中には北条氏の被官人になるものもいた。

(4) 二条が和知を訪れた乾元元年(一一三〇二)の関係者の年齢を推定しておく。

二条：四十五歳。

時業女子(亀鶴)：文応元年(一二六〇)に譲りを得、元亨四年(一二三四)に譲状を出しているから五十歳前後。

三二四)に譲状を出しているから五十歳前後。

広沢与三：『吾妻鏡』建長六年(一二五四)相撲の記事から、六十歳代。

和知の主：和智氏書上により実成に比定すると、嘉元三年(一一三〇五)五十五歳で死去とあるから、当時五十二歳。

和智氏書上を信頼すると、年齢からいって、惣領与三は実は叔父ではなく従兄弟だったのかもしれない。松田系図は実成と与三行実を従兄弟としている。

(5) 和智氏、山内氏ともに萩藩士であった。和智家の家譜書上作成に際し、『吾妻鏡』は勿論、山内文書中の記事も利用されたことは、おおいに考えられる。なお和智氏については堀江文人「和知氏について」

『三次地方史論集』(一九七九年)、初出は『芸備地方史研究』六五・六六、一九六七年)がある。

(6) 備後山内文書には河北系は俊宗子息六郎(山二二六)、宗光、経清(山五〇一、五〇二)が登場する。特に経清は河北村内門田の「惣領」という重要人物なのだが、残念ながら系譜的なかわりが史料上確認できない。

なお、河北系の祖清俊についてであるが、寛元元年(一二四三)七月二十八日將軍家政所下文(「長府毛利文書」「鎌倉遺文」九一六二〇七)にみえる「散位藤原清俊」と同一人物とする見解がある(『鎌倉遺文』の註記、また『広島県史』中世、四四頁)。しかしこの清俊は「散位」であって既に寛元年間に位階を有するのに比し、一方の山内首藤清俊は建治三年(一二七七)に到るも無位無官の首藤四郎である(山七、九)。別人と見做すべきであろう。

(7) 建武三年(一二三六)には、

津口
山内
一族中

にあてて足利尊氏、岩松頼有の軍勢催促状が出されている(山五三八、武家雲箋(彰考館所蔵文書、『広島県史』古代中世資料編V所収)。このうち、津口は本文三三六頁に述べた津口庄賀茂郷を領有した一族である。一方「山内」とあるものが地毗庄山内をも指したのか、どうか。実はこの津口系の文書は近世の写として山内文書に伝来した(山五三八〜五四一)。その意味では本文中に述べた正文主体の庶流文書とは異なる性格をもつ。こうした伝来過程、特に山内家に文書正文が伝来

しなかったことから考えると、軍勢催促状は地毗庄山内氏には発給されず、津口庄山内氏にのみ発給されたと考えたい。津口山内氏が地毗山内氏と別個の動きをみせていたことの一証左となる。

(8) 文和二年(一二三三)僧祐仙讓状(山五七五)では、祐仙は広沢通実と兄弟契約をして文書を譲っているが、同様の現象と思われる。

(9) 伊予東村こわた(小和田)に関する文書は売券ばかり三通であり、売買により伝領した文書といえる。

(10) 服部「軍忠状の彼方に」(『史学雑誌』八九一七、一九八〇年)

(11) 広沢氏でも惣領の立場にあった師実(掃部助、信濃守)は遵行使(兩使)になるなど、守護よりの行動がみられる(山三〇、信濃守が師実であることは「高野山文書」(県史V)で確認できる)。

二 地毗庄本郷の景観復原

本郷・市村(市町)・殿垣内^{とのこうち}内^ちは山内首藤氏、時通流の本拠地である。また本郷一帯には古文書に頻繁に登場する高山門田と呼ばれる所領が存在した。本節ではこの地域の中世景観の復原作業を行なうこととしたい。

使用する地図 そこで、まず本郷の地勢の概略から説明していくことにしよう。なお、使用する地図R-2は、一九八〇年広島県が実施した総合パイロット事業(圃場整備事業)計画のため作成された、三〇〇分の一図面を縮小したものである。原図となった三〇〇〇分の一図はきわめて精巧なものであるが、残念なことに圃場部分以外は事業上不必要とされて図化対象外となる。したがって山の部分は等高線





地図 R-2 地毗庄（本郷・市村・田原・殿垣内）の耕地と村落

(コンター)が省略されている。しかし地毗庄の耕地・水田景観を説明する上では好都合な図面なので、以下これによって説明を進める。なお圃場整備の際作成される図面にはほかに一〇〇〇分の一図があって、これには水田一枚毎の標高(レベル)が記入されており、望みうる最も精巧な図面である。三〇〇〇分の一図と比較すると、水田以外についてはさらに簡略化されているので、家屋などは描かれていないが、このレベル入り図面も地毗庄水田と微地形を考える上での貴重な地図として活用できる(ただし一部に誤記・誤植があるから、現地を確認の上使用する必要がある)。

甲山周辺 さて、高山門田の高山とは甲山城跡のある甲山をさす。

甲山城は『芸藩通志』によれば、山内首藤氏の本城で、同書は元亨年中(一二三二—一二四)、あるいは久和四年新市村部山城(多賀庄、現、高野町)より山内通資が移転してきたものと説明している。甲山の山内、城跡西方には円通寺がある。正中元年(一二三四)、山内通資が天龍寺玉洲を招請して開山としたといわれ(天龍寺が落成したのは貞和元年(一二四五)であるからそれ以前のことか、検討を要す)、天文年中(一五三二—一五五)、山内直通によって中興された。現在、国指定重要文化財となっている本堂(観音堂)が残っているが、唐様建築で天文の再興の際の建築と考えられている。甲山を訪れるには芸備線の山ノ内駅が最も近く、歩いて三、四〇分ほどで滑良、一時間弱で円通寺であるが、この駅には宿がないので、普通は庄原から三次方面へバスまたは貸自転車を利用することになる。私は自転車を利用したが、庄原から三〇分である(以下写真R-1、地図R-2参照)。

この甲山を挟んで左右に谷がある。東側は江木池より江木谷を流れる水流であり、西側は新池より別所を流れてくる水流で、両者は合流して本郷川となる。本郷川は国兼川(山内川)の支流である。国兼川は和知方面に流れ、やがて馬洗川(西城川の支流)にそそぐが、このあたりでは灌漑用的小流である。しかし小流とはいえ本郷川は本流が作る本郷谷(『芸藩通志』ではゴウキ谷)以外にも、特に右岸に顕著であるが元木谷・藤木谷といった谷を形成している。本郷谷の東方、市村谷には本郷川と同等の規模の市村川が流れており、高穂良谷(近成谷)・小池谷・柳谷といった支谷が両岸に形成されている。市村川も小流であり、一部人工水路となっている。本郷川の西方は、前二者に比べればさらに小流であるが、滑良池・行保(行安)池を擁する谷があり、国兼川にそそぐ。この三流が形成する大小の谷に作られた水田こそが、以下に考察する地毗庄本郷の各名、また高山門田が存在した中世以来の耕地なのである。

聞取調査で採集した地名 さて地図R-2には聞取調査によって収集した各水田の呼称および各家の屋号を、判明した限り記入した。このうち水田呼称は小字ではない。この一帯では行政資料である小字は大変広い範囲をさし、しかも殿垣内町を例にとれば、広い町域全体に上組・中組・下組・三組山の四小字があるだけで、水田そのものをさす地名としては小字は役に立たない。水田をさす語としては農民が昔から慣用として呼んできたおびただしい数の地名があり、歴史資料として重要な意味を担っている(印刷の都合上、黒刷となっているが、本来はほとんどの地名は、緑色で印刷すべき地名ということになる)。

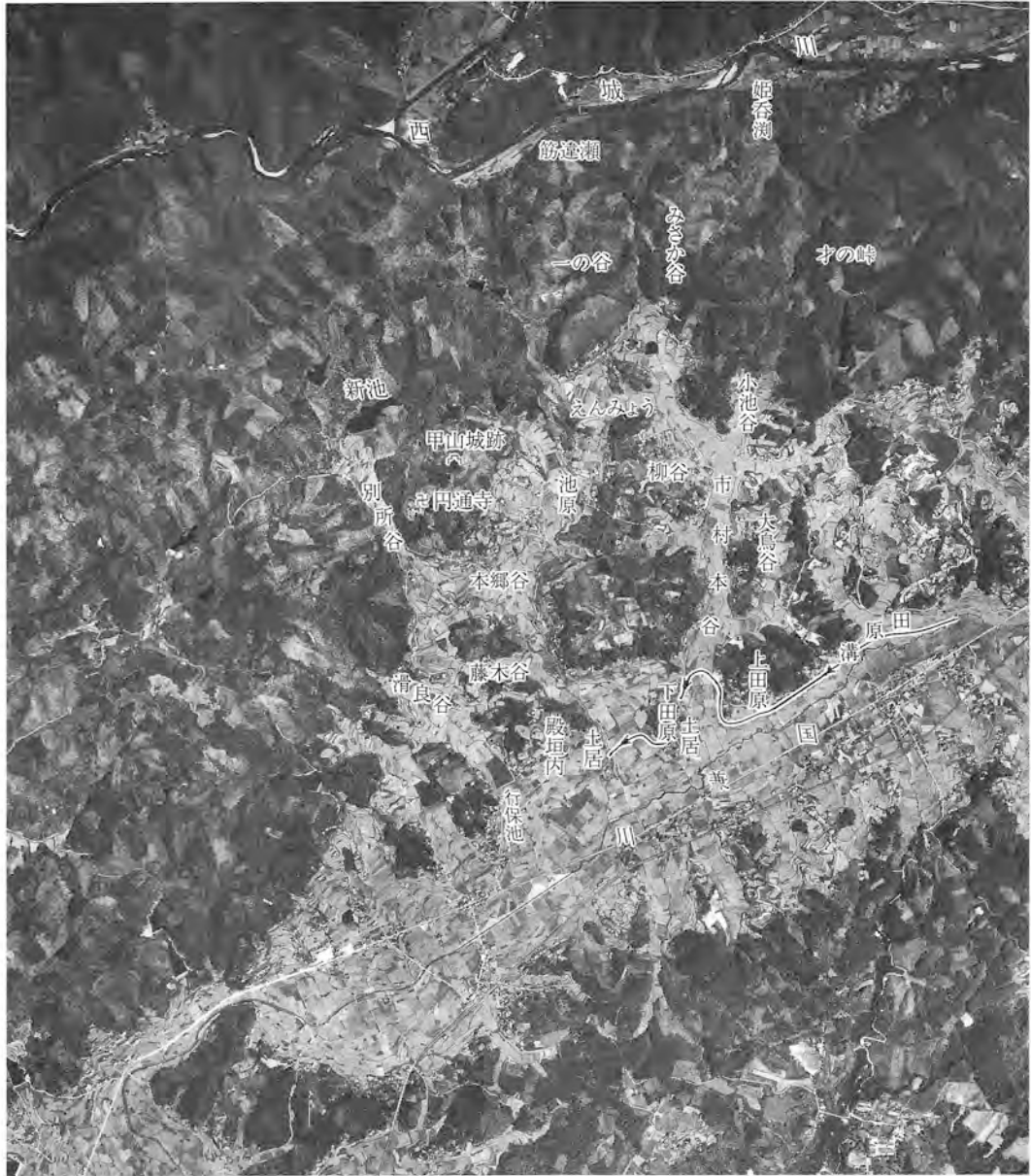


写真 R-1 甲山城周辺の空中写真

ただし、この一帯の水田呼称は一見、特に歴史的な意味あいを感じられないものが多い。例えば五斗蒔・四斗蒔・二斗六升蒔などは全国各地にある二反田・一丁田などと同じく、水田の面積によって命名したもので、元来はそれだけの種籾を蒔く面積の水田を示したものである。普通は一斗蒔は八畝のことである。また各持ち主の名前・屋号をつけたものもあり、例えば、たいげん田・糸谷田などの名前はそれぞれ近隣の所有者の屋号を採ったものであるし、国原田・福山田のように大分限者^{だいぶんげんしや}すなわち遠方の不在地主の名を冠したのものもある。これらのうち、あるものは地名の歴史性としてはせいぜい農地

解放前の段階にまでしか遡れないかもしれないが、しかしこのようなありふれた地名の中には、意外に近世検地帳（地ならし帳）に記載された地名と合致するものも多くある。またこのような固有の名を付される一群の水田は、たいていは田ごし灌漑による強固なまとまりを持っており、*その点でもきわめて興味深い。そしてこのような地名も併せ、すべて残らず地名を収集していく作業の中で初めて中世荘園の景観そのものを語ってくれる貴重な地名に出会うことができるのである。

※ 田ごし（畦ごし）灌漑は水のむだがなく、水路敷となる土地も不要であるから、一人の土地所有の範囲内では有利な灌漑方法であるが、他人の水田や遠方への送水には、むかない。したがって溝による灌漑が村落の共同体的性格を考える素材になるのに対し、田ごし灌漑は水や水田の私的所有を考える素材になる。写真R-2でいえば、本郷・元木田では用水から田ごしに六枚二列に水がかかり、排水溝に落ちる。三上田も同様、七枚に水がかかるが、元木田の水が三上田に入ることはない。田ごし灌漑によって他人の水田に送水する場合ももちろんあるが、そのような田はたいてい「水通し」と呼ばれている。この場合、水通しの所有者は溝代を徴収することもできる。

水田の地質を語ってくれる地名もある。例えば、ソウケ田・甲羅田・あがり・畑ポリ・落田・尻田・ほぼろ田等で、これらは中世の灌漑水系を考える上でも貴重である。すなわちソウケ田のソウケは竹ざることであるが、竹ざるに水を入れるように、水持ちの悪い田を半ば罵りに呼ぶのがソウケ田である。甲羅田は足の甲羅（甲）までしかはいらぬ地の浅い田であり、耕土が薄いから地味は悪い。あがり・畑ポリというのは、それまでの山林や畑を開墾し水田化した所

で、いずれもさほどの古田ではない。中世の水田を考える上ではまず排除すべき水田といえよう。ただし寛

政四年（一七九二）「惠蘇郡田原村方指出帳」（岩竹哲雄氏所蔵文書、庄原市文化財保護委員会刊

『第一期資料集』所収）には、明暦四年（一六五八）地ならし（検地）以後の新聞田として「畠掘り」が見えるから、近世における開発は考えられるべきであろう。落田はあがりに対する語として用いられる。水はけが悪いが古田であるから、あがりよりは反当たり一俵ほども収量は多い。また落田は用水末端を示す「尻田」「じゅうのすえ」（汁の末、十の水などと書く。前掲仁保荘りゅうのすえに相当）と同義に用いられる場合もある。

ほぼろ田は乾田にするため畝で溝をさらう際、いくら掘っても底が



写真R-2 本郷の水田 右下に光るのが用水で奥のすすきの下に本郷川があり、排水となっている。左の一行六枚とその左の一行が三上田で右の一行七枚が元木田。三上田も元木田も田ごし灌漑であり、三上田に元木田の水が入ることはない

出ないため「ほぼろを売る」、つまり農作業が難儀なため途中でやめてしまふ田をいうのであるが、ほぼろ田・水通し・流れ田(河沿いで流れやすい田)・落田といった単純な命名による水田も早く明暦四年「田原村地平之帳」(前掲岩竹氏文書)に記載されており、少なくとも三百年以上の歴史をもっていることがわかる。

名地名 さて収集した地名・屋号のうち、本郷の中世景観復原に役立つものを順次指摘していこう。まず中世の名が屋号その他として残っているものは、表R-2のとおりである。これについては前掲武田論文、また良神社宮司児玉資郎氏の長年にわたる調査の成果を参考にさせていただいた。なお本郷・市村・殿垣内のほか、上原・下原をも加えた。

中世文書に登場する名とは「永徳三年(一三八三)□月十五日八幡宮放生会出米注文」(山六三)、「延文五年(一三六〇)正月二十三日滑円鏡譲状案」(山五〇九、ただし上原村分の名のみ)に登場する名のことである。現存する中世的な呼称の屋号が中世の名に由来するものであることは、この文献によって確認できるわけだが、一方、やはり中世的な呼称をもつが、この二点の文書に登場しない地名・屋号も多くある。本郷分では殿垣内の寄永(依永)、滑良の重国・国安、田原の恒遠・行正・光実、市村の貞丸・定宗・延とお、上原の兼清などがそれである。これらははたして中世に遡れるのだろうか。出米注文は出米を負擔した名のみを書き上げたものである。また譲状は円鏡が譲った名のみを書き上げたものである。ともにすべての名を列記したものとは限らない。依永以下は永徳三年に八幡宮放生会米を負擔しなかった名々(例

えば後述する安氏名のような名)、あるいは円鏡の譲分のうち他の子に譲られた名々であった可能性があるし、永徳三年以降に成立した名だったかもしれない。文書に登場しない中世の名的地名は文献史料の欠を補うものとして重要である。

※ 屋号の古さは以上の中世史料との一致によって裏づけられるが、近世文書によっても現況と一致する場合が多い。例えば前掲明暦四年(一六五八)「田原村地平之帳」に登場するほとんどの屋号は、よく現況に一致し、一見すると新しい印象を受ける「そうめんや」というような屋号も近世初期には存在していたことがわかる。

屋号は地名に比べれば移動しやすいことは確かで、市村の屋号大鳥は本来の大鳥谷より対岸に移っているし、田原のカレキは本来の位置(枯木地藏の位置であろう)より移動したらしい。ただし家そのものが存続している場合は、住人が代わっても屋号は継承される。例えば藤木谷の安国は、元は岩竹姓であるが現在は亀井姓、市村の近成も元の家は転出し、現在は高木姓となったが、屋号は変化していない。

屋号は普通は旧家にしかつかない。充分な聞取調査によって、移動の有無、明治期の新命名か否か、本家・分家関係など(例えば末広という屋号からは奥末という屋号が派生するので、末広は奥末より古い屋号ということになる)を確認しつつ、歴史史料として使用したい。

寺院地名 なお地名・屋号の中には、『芸藩通志』との対比上興味深い地名もある。例えば本郷紺屋谷のじげんな・体源、麓組のようところばん、滑良の大蔵、市村の長泉寺、田原のガッコージ・ダイツトアンは、それぞれ『通志』に記される慈現庵・大現院・養徳庵・大蔵・長泉寺・学恩寺・大津庵に対応し、廃社寺の位置が判明するのである。

表 R-2 現在に残る名

	名(みょう)	現在の位置(屋号など)	備 考	
本郷 滑良	弥実(弥真)	諏訪宅	元滑良本家	
	(重国)	(通称地名) 重国田 重国跡地	今家なし	
殿垣内	(国安)	佐々木および田丸宅		
	行安<行保>	行安豊宅 行安池		
本郷 藤木谷	恒吉	寄広宅		
	(寄永)			
本郷 安国屋	安元	亀井忠宅 安原宅	元岩竹分家	
	安元			
本郷 紺屋谷	黒杭	岩竹宅	} 明暦4年地平帳	
	(光実)			
市村 中組	(つねとお)	(通称地名)		
	(行正)	"		
市村 多穂市	(くにたけ)	"		
	(定宗)	"		
市村 上組	安綱	大竹宅前		
	行平	上行平(家はない) 下行平(亀有房男宅)		
七塚 下原下組	近成	高木幸一宅		
	(のおとお)			
上原 金信	(貞丸)			
	近正	近政陸交宅		
上原 元組	(国武)	小字	武田論文は国房かとする	
	重元	滝口正元宅		
上原 中組	(国久)	小字		
	(金信)	友国奥池・下池		
南後迫 北後迫	(末石)	末石谷	武田論文は末吉かとする	
	秋末	岩崎勝登宅		
国兼	(恒石)	田坂義雄宅	武田論文は恒吉かとする	
	成俊	吉井池東		
南後迫 北後迫	黒石	田坂宅付近		
	(国兼)	立花宅		
南後迫 北後迫	(兼清)	黒石池		
	なかくら	小字	芸藩通志	
南後迫 北後迫	永宗	東小学校辺		
	(国俊)	永田亀一宅	地毗庄外・上野池東方にもある	
南後迫 北後迫	国常	国光宅		
		小字 立花竜一宅の上		

※()内は中世文書には登場しないが、中世の名であった可能性のあるもの。

1 滑良谷

以上を手がかりに、具体的な荘園景観を探ってみよう。まず滑良谷を見る。中世に滑良谷を支配していたのは山内首藤氏の有力庶子で、「滑」を姓としていた一族である。滑氏は本郷惣領の弟であった通忠

(慈観)の系統である。滑を苗字としたことが文献上はっきりしているのは慈観の孫円鏡(資綱)で、延文に書かれた彼の讓状案(山五〇九)の端裏書に「滑殿讓状案文」と記されている。滑円鏡はその讓状によれば、地毗庄では本郷田所職・安貞名地頭職のほか、河北村・上原村の一部、またほかに備後国信敷庄や摂津・信濃にも所領を有していた

多かつたから、滑良谷でも同様な状況を想定してみることができる。もともと地頭山内氏は荘園諸職の集積を行なっている。田所職は早く山内氏が掌握していたし、延慶元年(一三〇八)の地頭請以降は預所得分も山内氏のものとなったのだが(山一四・一五・五〇九)、反地頭方勢力の根絶はむずかしかつただろう。表面は従属していたにせよ、潜在的な地頭の對抗勢力である専当と、地頭は一つの谷内で対峙していたと考えてみたい。

文保の境相論—弥真名と行安名 さて滑良谷内で八幡宮放生会米を負担していた名主は滑良池の北西に弥実、また谷の下方では右岸(西方)に行保、左岸(東方)に恒吉があつた。専当を挟んで上・下に有力名主の家があつたわけである。また重国・国安・依永のように放生会米を負担しないような弱小名主、あるいはのちになって名主に成長するような勢力が地頭館の周囲、あるいは本谷から奥まった小支谷、あるいは谷の出口近辺に散在していた光景が想定されるのである。そこで「山内首藤文書」中の次の文書に注目しよう。それは滑円鏡の祖父にあたる一分地頭慈観が惣領通資に訴えられ、和与(和解)を行なつた際作成された和与状(山一五)の中の一項目である。

和与

備後国地毗本郷惣領地頭山内首藤三郎通資与同一分地頭山内五郎入道慈観相論当郷内条と事

(中略)

一 弥真名内平五郎入道之上島、同行安名内平内入道、新見小四郎、

弥八等屋敷内相交之間、雖有子細、就和与之儀、任根本之堺、所避付于惣領也、次於自余所之堺者、兩方相互可致沙汰、敢不違乱者也、但就堺之事、於庄家相互不可有異論、堺等事相貽不審者、召出古老之百姓、以起請之詞、尋究之、可落居也、若存私曲、背此状者、慈観通資等、可蒙諸神、殊者当庄鎮守八幡大菩薩御罰者也

(中略)

藤原通資 在判

(一三二七)
文保元年五月廿六日

沙弥慈観 在判

(大意) 弥真名の平五郎入道の上島が、行安名の平内入道や新見小四郎あるいは弥八たちの屋敷の中に入り込んでいたので、争いを生じているいろやりとりがあつたが、和解になつたので、元来の境界に従つて、境界を越えていた部分については慈観は権利を放棄し、惣領通資にその分を与える。その他の境界についても今後は両者で決定し、それを乱すことはしない。ただし境界については庄家(荘園領主である領家・預所)においても互いに異議のないものでなければならぬ。境界に関して疑問が残るようであれば古老の百姓を呼び、神々に誓いをさせて境界を明らかにし、それに従つて結着すべきである。もし不公正によつてこの取り決めに破ることがあれば、慈観も通資も神々、特に地毗庄の鎮守である八幡大菩薩の御罰を受けるべきものである。

通資は慈観の甥にあたり、惣領であるが、慈観があまりに優勢であ

ることから紛争になり、防衛のため幕府に訴えたのであろう。さてこの一項は弥真名・行安名間の境界争い、すなわち弥真名の中にある平五郎入道の上畠が行安名の平内入道・新見小四郎・弥八らの屋敷分に侵入しているという境界争いに端を発している。兩名の帰属について通資が慈観を訴えたということは、弥真名が慈観の進止で、行安名が通資の進止であったためであろう。和与の内容は根本の堺、すなわち本来の境界に基づいてそれを越えた分については慈観が通資に返すというものであった。またその他の兩名間の境界についても、両者が相互に確認して以後はそれを守るとを約している。さらに但書がある。そこではこの和与堺については惣領と一分地頭のみではなく、荘家（荘園領主方・荘官方）においても了承を得るとしており、さらに不審が残れば古老を召し出すとしている。

この相論は屋号によって復原した滑良谷の中世景観を前提にすればかなりわかりやすい。滑良谷の上方と下方に位置する弥真名・行安名は、それぞれの名（名主）に属する数人の屋敷持ちの農民によって構成されていたのである。そして兩名主の中間に位置する農民間では一方の屋敷内（とされている）畠に、他方の畠が接する形になっており、堺相論（紛争）を生じやすかったのである。

さらにまたこの争いが地頭両者間のみならず、荘家においても境の決定を確認する必要があるとされていることは、預所名、田所名など通資が進止する領家方所職とその名との関係、あるいは本来荘家方であった専当が、兩名の中間に位置していたことも、関連があらう。行安名は預所名ないし田所名であったことも考えられる。

なお古老之百姓とあるが、いわゆる「年寄」であって村落の意志を代表する人物である。兩名の当事者、また地頭の意志とは別個に判断を下せる人物だったのだから。なお、今日では滑円鏡分であった弥真は滑良谷、通資分であった行保は殿垣内分と行政区画を異にしている。

2 藤木谷ほか

藤木谷の安国名・安元名 次に、滑良谷に隣接する藤木谷にも同様の景観が見られる。ここには安国・安元という屋号の家があり、放生会米を負担する名主が二名いたと推測できる（巻頭口絵カラー写真参照）。『芸藩通志』は藤木谷頭に安元寺という廃寺を記している。これが安元名に由来しているとすれば、名主の菩提寺であろう。

小池谷の安国名 さて放生会出来について見ると、安国の場合は負担分二丁、安元は一反であって、二〇対一という大きな規模の差があった。⁽²⁾このことは安国が藤木谷以外にもまだ名田を所有していたことを推測させるものであるが、その点、次の史料が参考になる。「山内一枝氏所蔵文書」の貞治三年（二二六四）十二月三日山内通継売券写に、

沽却

備後国恵蘇郡地毗庄本郷安国名内岡池尻名田五段屋敷式所田畠等事

とある。岡・池尻は市村の小池谷近辺に、岡は苗字として（屋号カキウチ）、池尻は小池の下の水田名として残っている。池尻は放生会注

文に、

蔵前同本家分 四反内一反池尻 二升

とある蔵前持分の飛地に該当すると思われる。この蔵前もまた後掲の「山内一枝氏所蔵文書」貞治三年十二月三日山内通継売券写に「八所とをる道より倉前通り」とある。八所(はっそ)、くらまえともに市村谷に現存する地名である。即ち岡・池尻は小池谷であり、したがって安国名は藤木谷以外、小池谷にも存在していたのである。放生会出米を負担する名の中でも安国名や秋丸安貞名のような二丁クラスの大規模名は本郷のいくつかの谷々にまたがって分布していたのであろう。

今日の新池がかりは稜線をこえて滑良谷へ、藤木谷一帯の今日の水がかりについても述べておこう。滑良谷・藤木谷は共に現在主要な水がかりを新池によっている。この用水は別所谷上部に取水口をもち、それより円通寺の対岸にある山の中腹を導水され、等高線とほぼ平行に石垣内いしがい上方、養徳庵直下を流れ、元木谷と藤木谷を分かち稜線を越え、次いで藤木谷・滑良谷間の稜線をも越えて滑良谷を灌漑する。その間、元木谷・藤木谷ほかの各谷にも用水を落としている。先述したアガリ・ソウケ田・シंगाイ(新開)などと呼ばれる新開発田は、この水路の開鑿とそれにもなう新池の拡大によって水田化が可能となったのであろう。

この水路の開鑿時期および開鑿主体は不明である。新池そのものは明治に大改修がなされ、その後、大正元年に前づけ(堤防強化)された

のちに嵩揚げされている。また昭和二十年頃再度拡充されてもいる。⁽³⁾ただし大正・昭和の両度とも新田はなく水田の増加はなかったということであるから、明治の改修の際には大半の新開発田は造成されていたのだろう。

新池の前身・摺鉢池 一方、文政八年(一八二五)の『芸藩通志』絵図には新池という池はなく、摺鉢池が代わりに描かれている。摺鉢池が拡充されて新池となったのであろう。殿垣内への水路そのものは摺鉢池時代にも存在したかもしれないが、近世末期と明治頃ではこのあたりの景観は相当に変化したと思われる。また中世の耕地、少なくとも戦国期以前の耕地は新池(摺鉢池)の水に頼らない各谷の自然の谷水およびそれを堰きとめた小規模な池(例えば養徳池や山下池)に依存する部分に限定されていたと思われる。現在の水田から見ればわずかな部分のみが可耕地だったと思われる。

紺屋谷と黒杭 次に本郷川の本流が形成する麓組(甲山山麓)の谷(本郷谷・ゴウキ谷)には名みょうに由来する地名・屋号は存在しないが、隣接する紺屋谷を検討しよう。屋号黒杭くろくわいは名の遺称である。先の慈観・通資間の相論・和与にも登場している。また黒杭の東方、市村下組にはショウジ(荘司、苗字はしょうかく荘川)という屋号がある。荘司は荘官である下司の謂か。あるいは荘司某という百姓がいたものか(播磨国大庄には「庄司大郎」「庄司三郎」といった農民の名がみえる)。さて黒杭に關する争いは文保相論の一部として行なわれたもので、

一黒杭分事、非_二領家本年貢之足、自_レ元為_二預所私進止_一之上者、

惣領知行不_レ及_二子細、庶子慈観不_レ可_二相綺_一者也、

というものであった。⁽⁴⁾ 黒杭については、預所が私に進止(支配)すると主張されていることが注目されよう。さらに黒杭に隣接して荘司があることからすると、この一帯は領家分に依拠する預所、下司勢力の力が強く及ぶところであったと見ることもできよう。さらに慈観の勢力がこの黒杭周辺にも及んでいたことにも注目しておきたい。

なおのちに黒杭は山内首藤氏一族庶子の姓となっている。当初預所に密着した存在であった黒杭が完全に地頭の掌握下に移行していく過程が推測できよう。

3 高山門田とその周辺

高山門田の性格 次に高山門田^{こうやまもんでん}について検討してみたい。八幡宮放生会出来注文によると、高山門田は名^なと並んで出来を負担している。名田とは別に編成されているが、名とも対等な存在ということができらるだろう。ただし高山門田には安氏名のような名も含まれていたが(山五二四)、安氏名は出来注文には登場せず、出来を負担するような名ではなかった。高山門田は一部弱小名を取り込んではいるが、地頭の掌握する給田や門田を中心に構成された名編成外の水田と考えておきたい。

さて山内通綱の子長快(通資)は元徳二年(一三三〇)、地毗庄本郷のうち高山門田を除く部分の地頭職を嫡子通時に譲与した。除かれた高山門田は以後「彼所之観音寺」(円通寺の前身であろう)に寄進されるこ

ととなった(山一六)。

ただし寄進といってもまったく山内氏の手を離れたわけではなく、得分のうち一部は観音寺に納めることになっていたが、管理そのものは山内一族が掌握していたのである。この元徳二年の段階で、本郷山内一族はそれまでの分割相続を廃し、いったんは単独相続への移行を採用したのであるが、その数年後から始まった南北朝の内乱において、一族は隣接する信敷荘をはじめいくつかの所領を獲得することができた。そのせいもおそらくあったのだろう、暦応五年(一三四二)以降この高山門田を四名の子女に分割して譲与している。

高山門田四至の復原 南北朝動乱のさなかにあつて山内妙通(長快、通資)が残した譲状の数はおびただしい。彼が譲状を認めた^{した}のは、元徳二年(一三三〇)三月十八日(山一六)、暦応五年(一三四二)五月廿九日(山五二八)、観応元年(一三五〇)八月十八日(山五一八)、文和四年(一三五五)七月十六日(山五一九・五二二・五二九・五三四)、延文三年(一三五八)三月廿日(山五二三・五三〇・五三一)、同年四月十三日(山五三六)、延文四年(一三五九)三月十二日(山五二四・五三二・五三五)、延文五年(一三六〇)九月十六日(山五二五、ただし置文)、延文六年(一三六一)六月廿六日(山五二六)と都合九回に及び、また寄進状は観応三年(一三五二)九月十四日(山内一枝氏所蔵文書)、延文四年(一三五九)十二月十三日(山五三三)、康安二年(一三六二)正月十一日(山内一枝氏所蔵文書)の三度にわたるものが残っている。途中、貞和五年(一三四九)に嫡子通時が死去するなどの情勢変化もあり、それらに対応する必要もあつたのだろう。これらの譲状・置文・寄進状は、

主に高山門田に関わる所領についてのものであるから、高山門田については相当具体的にその存在形態を検討することができるのである。

そこでまず高山門田の復原に当面最も必要である文和四年と延文三年四月の譲状を取り上げ、それぞれの譲状に記された通頭(妙通弟、妙通の養子となっている)・通広(子)・盛通(子)・乙寿女(盛通妻)への譲与分の四至を一覧表にしてみた。それが表R-3である。なお、一、二点、対比に必要な史料もつけ加えた。次にこの四至記載、すなわち東西南北境界の表記に従って、机上において境界線を復原したのが地図R-4である。

さて三木靖・武田祐三が前掲論文で明らかにしたように、この四至に記された地名には現在屋号や地名として残っているものが多くある。したがって実際に現地形の上に復原することもある程度可能と思われる。以下諸氏の記述のほかに一、二知りえた点を加えつつ、復原作業を試みてみよう(以下地図R-2のほか地図R-5も参照されたい)。

乙寿女分 まず乙寿女分高山門田を見る。石河内は石丸家の屋号石垣内(イシガアチ)である。堂垣内という地名はないが、土井家の屋号「堂の元」(ただし家の位置は若干移動している)はそれに関連しよう。南を限る谷河とは別所ベッソに通ずる本郷川ということになる。「ゆやの谷より、別所の池のつつみ」とある。「ゆやの谷」という地名はないが、別所谷の支谷に「ふろの谷」がある。「山内一枝氏所蔵文書」によると、康安二年(一三六二)湯屋修理田の存在が知られるが(後掲三七八頁)、一方、永享三年(一四三一)の「児玉文書」には「ふろめん」という語が登場している。両者は同一の性格のものをさしていると思わ

れるが、してみるとゆやの谷とは今日の風呂の谷と同じと考えるのが自然であろう。

さて乙寿女分は現在の石垣内東方、かつ本郷川より北ということになるが、彼女の所領は延文三年四月十三日および延文四年三月十二日譲状では、一筆ごとの坪付として記載されている。そしてその中に「いものややしき(いものや)」あるいは「大門畠」が見えている。「いものや」とは甲山麓組にあった佐藤宅(現在はない)の屋号で、また「大門」は良神社下方の水田名である。乙寿女分はこのあたりにまで広がっていたとしてさしつかえない。なお西限の「さいてう」とは三谷西条の意であろう。

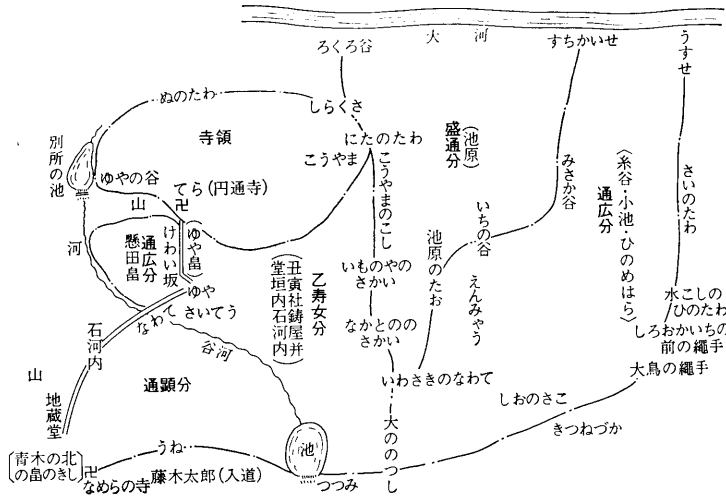
通広分懸田 次に通広に譲られた懸田ケタ、畠は南を「ゆやより石河内(5)へのなわてをかきる」とされているので、乙寿女分の北方に接していたことになる。現石垣内の東方に「カケ田」という水田があるが、この懸田畠を継承しているものであろう。⁽⁶⁾

通頭分 通頭分は乙寿女分の南西である。地藏堂については地名「堂の下」の上方に地藏が今も祀られている。ただし石河内から登るとされているので、やや距離がありすぎるようにも思われる。この点のちに再検討しよう。なめらの寺も不明である。あるいは先述の安元寺かもしれない。藤木太郎入道は藤木谷の住人だったのだろう。通頭分の南限は、その上のうね(尾根)であったが、それでは通頭分は安元名・安国名と考えられる部分を含んでいたのだろうか。このうねが元木谷と藤木谷の間の尾根であれば含まれてはいなかったことになり、通頭分高山門田は元木谷が中心ということになる。もしこのうねが藤

表 R-3 山内通資(妙通)譲状に見る高山門田ほかの四至境

	文和4(1355)年7月16日	延文3(1358)年4月13日
(1)円通寺々領		・(山塚) 東：にたのたわをしらくさゑさかう 南：別所池のつつみ、ゆやの谷をさかう 西北：ぬのたわをしらくさのうねゑさかう 次、ゆや畠、大野池代田、別所池代田、別所田畠在家
(2)塔頭分		・〔略〕
(3)通頭分	・〔他荘分・略〕 ・本郷高山門田畠 東北：池のつつみを谷河をのほりに石河内のまえ、地藏堂へのみちをかきる 西：地藏堂のうゑの山をかきる 南：池のつつみを藤木太郎かうえのうねをのほりになめらの寺へかきる 田2反：けわいさかのなわてのにし	・東南：池のつつみを太郎入道かうしろのうねをのほりになめらの寺へさかう ・北：谷河をさかう ・西：石河内のまえより、地藏堂への路を青木の北の畠のきしをうねへさかう、このほか田2反(けわいさかのなわてのにし)
(4)通広分	・本郷高山門田(懸田畠) 東：けわいさかより寺への路をかきる 西：河をかきる 南：ゆやより石河内へのなわてをかきる 北：山をかきる	・かけた畠 東：ゆや畠 西：谷河 南：石河内のなわて 北：つくりのふん ・やすうち名田5反よ
※1		・本郷内糸谷、小池、ひのへ原 東：うすせよりのみちをさいのたわ 南：水こしのひのたわをくたりに、しろおかいちのまへのなわてをしほのさこをおうののつしへさかう 西：池原のたわを、えんみやうのうえを、いちの谷を、みさか谷をくたりに、すちかいせのみちをさかう 北：大河をさかう
(5)盛通分	・本郷高山門田内池原田畠 東：すちかいせの路よりみさか谷をのほりにいちの谷より池原のたわをかきる 南：池原のたわより、いわさきへのなわてをかきる 西：なかとこのさかいより、いものやのさかい、かうやまのこしを、にたのたわ、しらくさをろくろ谷へかきる 北：河をかきる	・池原塚 東：池原のたわ 西：中殿のさかい、いものやにたのたわ、しらくさろくろ谷 南：池原のたわをいわさきへ 北：大河 池原のなわてのうえしたの田6反、田1反、によくわんつくり、次、やすうちのやしきならひに畠
(6)乙寿女分	・本郷高山門田内丑寅社鑄屋并堂垣内石河内 東：なかとののふんを、いわさきより大野のつしを池のつつみへかきる 南：池のはた谷河をのほりに、石河内のまへ、地藏堂への路をかきる 西：さいてうをかきる 北：ゆやの谷より、別所の池のつつみへ、寺領をかきる	・いものやのやしき 同田大 たうかいち 同田1反 田1反(うたのせうつくり) 田1反(かう二郎つくり) 田1反大(たゆうほうつくり) 田大(ふちきつくり) 田2反(ほんりきつくり) 田3反(さこの入道つくり、この田のうち1反は、かんぬしかまえにあり) 田2反(みやうかちつくり) ・おうのの畠、かう二郎かやしき ・石河内分 田8反并屋敷畠田 ※2
※1 年欠自筆譲状では (通広分)	・いとたに、こいけ、ひのめはら 東南：うすせよりのみち、さいのた八、みつこしのひのた八、おゝとりのなわてへみちをくたりに、きつねつか、しおのさこのさかへを、おうののつしへ 西北：いけはらの左への谷をくたりに、みさかたにをすちかいせへさかうへし 北：大河をさかうへし	※2 延文4年3月12日所領注文では (乙寿女分) 田2反 たうかち(堂垣内)はたけ、大門はたけ、うたのせう田大 同じきはたけ、いものや 田大(くわしろの田の下)たゆふはうつくり 田大(同所)ふちきつくり 田1反(ほそた)ほんりきつくり 田1反(ゆやのまえ)さこの入道つくり 田2反(同所)みやうちつくり 田1反(けわいさかのなわてのひんかした)たゆうはうつくり 田1反(同所)ほんりきつくり 田1反(同所)さこの入道つくり 田1反(まのまへ)さこの入道つくり ・いしかわち(石河内)分 田3反ゆやのまえ 田3反池のしり 田2反いえの前やしきはたけ

(注) 太字=現在も地名が残存するもの



地図 R-4 讓状から復原した高山門田ほかの境界

木谷と滑良谷を分かち小稜線であったならば、藤木谷の安元・安国はその中に含まれることになるが、高山門田の中に一般の百姓名があるということは、やや不自然にも思われる。この点ものにちに検討したい。

通広分糸谷ほか、次に通広分の糸谷以下を説明しよう。ただしこの通広分は高山門田とは呼ばれていない。まず北限の大河は西城川である。西城川には姫呑ヶ淵と呼ばれる淵があり、その河原をひのめと呼んでいる。ひのへはらとはその一带に比定されよう。さいのたわは姫

呑より南に登る谷の分水嶺で、蛇の池(日野池)北方、かつて才の神が祀られていた才の峠である。次にすちかいせは、姫呑下流に小字として残る。筋違瀬橋がかかるが、それより南にいくい込む谷がみさか谷である。(二)市の谷は小字にもなっているが、

しげがひら北方に分岐した谷である。一の谷より分水嶺を越えて西に下ると池原である。池原は明治の初め頃まで池原神社という小社が鎮座した所で、桜の古木があった。また『芸藩通志』は大徳寺故地として記している。池原のたわとは、この峠をいうのであろう。一の谷から池原のたわに至るまでに「えんみょう」という地名が残る、円(延)明池という湧水をもつ小池が今も存在する。この水は涸れることのない良質の湧水である(写真 R-3)。円明については通広分・盛通分境界線としてここに登場するほか、「山内一枝氏所蔵文書」にも、

沽却

備後国恵蘇郡地毗庄本郷内円明田下坪矢三段事

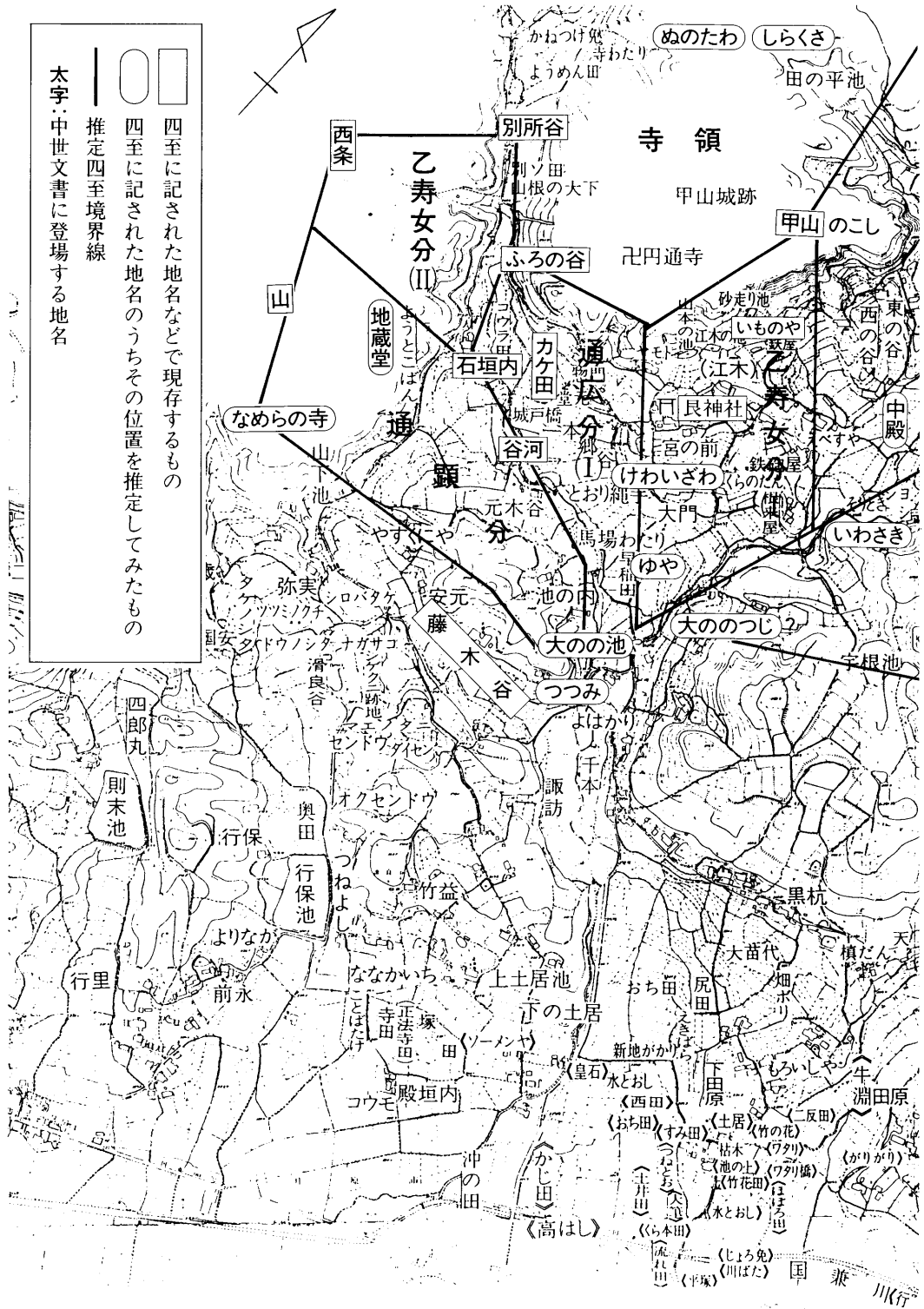
東者道り限、南者土橋岸ヲ限、

合至四方次西者柳左近允作佃あせを限

北者八所とをる道より倉前通り限

と記されている。このうち土橋は土岐本家(本土岐)の屋号であり、柳は柳池下方の地名である。八所は八曾池および八曾田として残っている。かつては八所という屋号の家もあった。倉前については柳谷下方に残る「蔵の前」に該当しよう(三六三頁参照)。下坪矢は以上によって市村中組・市村谷の本谷部分と考えられる。ここでは円明の飛地がそこにあったことと、柳谷の下方、本谷に接した部分に佃(領主直屬田)があったことにも注目しておこう。

さて通広が讓られたのは「糸谷・小池・ひのへはら」であったわけ



地図 R-5 山内通資(妙通)がその子らに譲与した高山門田ほかの四至境



写真 R-3 延明池 このような水たまりのような池（湧水）も中世以来の歴史をもっている

だが、このうち糸谷は屋号（分家大竹宅の下方にあった。苗字伊達、今は移転）、小池は小池谷という谷の名前と小池という池の名として残っている。なお糸谷に隣接して屋号安綱（分家大竹宅の近く、苗字伊達、今は移転）も残っていたが、小池・安綱ともに八幡宮放生会出米注文では出米を負担する名となっている。三木靖は、小池・糸谷をも高山門田として扱ったが、実際にはこれらは名であり、高山門田とは別と考えなければいけない。文和四年（一三五五）になされた一連の譲与は、円通寺領である高山門田を対象としたものであるが、糸谷・小池・ひのめはらがそこでは別扱いとされているのは、それが高山門田ではなかったからであろう。当然この部分には円通寺領高山門田が負担する円通寺への毎年用途もかからなかったはずである。糸谷・小池に安綱のような名が含まれていることも、小池自身が名であったことも、それが高山門田とは異なっていたことの証左である。

次に通広分東南限の界に登場する大鳥繩手は、『芸藩通志』絵図の大鳥谷の前方であろう（屋号大鳥は山田宅であるが、現在は対岸に移動している）。しろおかわちは市町下組、東岸のシロガアーチにちがいない。なお放生会出米注文に登場し、貞治四年（一三六五）山内通継によって沽却された行平名（⁸山内一枝氏所蔵文書）は、このシロガアーチの対岸に屋号下ゆきら（亀有房男氏宅、上行平は移転）として残っている。次に「きつねづか」という地名はないが、「きつねの谷」という名は残る。また「大野の辻」については、屋号大野（小松原氏宅）があるが、四至の線からは位置がずれるようである。

地頭名と水越の樋の峠 さて通広分に含まれると考えられる地域には、いくつかの注目すべき地名が残っているので、それについても触れておきたい。まずわずか一反ほどの田地であるが、小池谷の下方に「地頭名」と呼ばれる水田がある。地頭名とは地頭が全面的に進止（支配）する名であるが、出米注文にもみえており、高山門田や各名とは別に独自に出米を負担する田地となっている。ただし出米負担分田地のみで一丁一反あるので、この小池谷の通称地名「地頭名」は各谷に散在する地頭名の一部分が地名として残ったものと考えられよう。地頭名は市村本谷より分岐する支谷小池谷の下端に存在するわけだが、小規模な迫田の下方、水源からも遠く谷水が温暖化され、日あたりも良い地が最高田とされていたという点では、先述した佃が柳谷という支谷の下方に存在することと共通する。中世迫田における上田のあり方を示すものとして興味深い、もう一点、地頭名については注目すべきことがある。

そこでまず今日の市村谷の水田の水がかりについて述べてみよう。市村谷左岸の水田は多く矢の風呂池の水に依拠している。この池は上部に長池・蛇の池(日野池)という二つの池をもつが、三池は水を干すまでに夜・昼放水してそれぞれ一〇日・三〇日・二〇日を要するといふ大規模なものである。ただしこの水系は本来の自然流としては東方の吉井方面に流れるもので、市村谷への流水は吉井谷・市村谷間の分水嶺を越えて西へ流れるように造られた人為的なものである。ところが東側の吉井は口八寸の竹筒(現在は石樋である)の樋の分のみの水利権を確保していたにすぎない。このため吉井側は別に吉井池を構築しなければならなかった。このようなことが可能であったのは、市村と吉井(上原村)の境界が、三池の谷の水流にあり、水源の山の半分が市村に属していたからである。山を所有するものは水をも所有することができたのである。*

* 類似の事例は第I部第三章に述べた真壁のクドリにおける長岡と下小幡への分水、ホッキリにおける桜井への分水にみられる(九〇、九七頁)。ほか服部「巻向・穴師の山と水」(永原慶二編『中世の発見』一九九三年所収)。

先に通広分系谷・小池・姫呑原の四至を復原したが、その際、蛇の池北方の「さいのたお」と、市村本谷のシロガアーチ、大鳥谷の現地比定を行なった。さて譲状はさいのたおの南に「みつこしのひのたハ」があり、そこより下ればしろおかいち、あるいは大鳥繩手であったと記している。この峠の名は現在地名には残っていないが、前後の位置から判断すると、今日矢の風呂池の水が分水嶺を越えて市村側に入る、

まさにその場所に該当するように思われる。そこが「水越」「水越の樋の峠」と呼ばれていたことは、何らかの水利施設の存在、おそらくは低い鞍部を越えて、市村側に導水される用水が存在したことを暗示しよう。そしてこの才の峠と水越の樋の峠を直線で結んだ線こそが、今日の市村と吉井の境界線に一致する。

実は今日の地頭名には矢の風呂池の水がかかる。水源の山と谷を所有する山内通広は、低い鞍部を越してその谷の水を市村側に導水し、地頭名ほか自身の所領・小池谷周辺の灌漑用水に利用したものと考えられる。

免田地名 ほかに小池谷には京免という水田もあるが、経免であろう。備後国大田荘では神田・経免・人給・井料が除田となっている(『鎌倉遺文』七―四五九二)。淡路国鳥飼庄には「大般若経免」がみえる(『鎌倉遺文』一八一―一三三八八)。また南に隣接する谷には、カネツケ免という水田がある。これは別所谷にも見られる地名であるが、鐘樓堂免田に相当し、寺田の一種である。地頭直営田と寺社免田の併置については第I部第六章三(一五七頁以下)にも詳述したが、地頭の直接的な支配のあったこの地域の寺社免田には、直営田的な性格が濃厚であった。

4 大池(おのゝ池)・別所池ほか

消滅した大のゝ池 さて以上のような作業を経て、妙通譲状に表現される各庶子への譲与分の現地比定がある程度可能となったが、一点大きな問題が残されることとなった。通頭分の東北は「池のつゝみを

谷河をのほりに石河内のまえ、地藏堂への道をかきる」、南は「池のつゝみを藤木太郎かうえのうねをのほりに……」、乙寿女分南は「池のはた谷河をのほりに石河内のまえへ、地藏堂への路をかきる」というものであった。谷河を本郷川に比定した場合、その流れを堰きとめた池が必ず存在しなければならぬはずだが、現在それに該当する池は存在しないのである。しかしこの疑問は延文三年三月廿日および延文四年三月十二日の通広の譲状の文言が解決してくれる。すなわちこの時妙通はすでに譲与していた分に追加して、安氏名ほかの田地を譲与しているが、その中に、「於うの□いけのあとの田半分」、あるいは「大池跡田半分」と記される田地があったのである。この田地は延文五年九月十六日通広宛妙通譲状で、「大のいけしろの田はんぶん」と表記されるものと同一と考えられるが、したがって文和四年には存在していた大池（大野池）はその三年後には消滅し、代わって池跡は水田となっていた可能性が濃厚なのである。

この池跡はどこに求められるだろうか。本郷谷において最も狭隘化した部分を本郷川が流下する地点は、別所谷および江木谷からの二本の本郷川が合流するすぐ下流の地点である。そこには江戸時代に郷倉のあった小高い丘陵が谷の中央を塞ぐ形で存在している。圃場整備前の一〇〇〇分の一地図によると、隣接する田地に比べ四・四・五メートルほど高い。ここならば自然の丘陵を利用しての築堤が可能だったはずで、また逆にこの場所以外の築堤は地形的にまず困難である（写真R-4、R-5）。この地点に池を比定した場合、池の堤から石河内への谷河と藤木谷上のうねの二方向の境界線が延びていたという記述

にうまく合致する。さらにこの推測を傍証する資料がある。それは郷倉跡北西、岡谷家の屋号「池の内」である。

地名・池の内 この池の内という地名は新しいものではなく、「児玉文書」永享三年（一四三二）八月十三日坪付注文に、

一 いけの内三段米三舂小ます

として登場している。単に「池の内」では庄内のどこかわからないが、この注文には他に「一、世はかり田小米三分小ます」とある。この「世はかり」は池の内の下方、郷倉跡一帯をさす水田名として残っているから、「いけのうち」がこの地であることは疑いない。池の内の屋号こそ、この付近にかつて大池が存在したことを証左するものであろう。また近隣の小河川では、行保池や則末（野良末）池のようにある程度の規模をもつ溜池が造られているのに、本郷谷に池がなかったことはやや不自然でもある。中世人がこの地に築堤し、下流部の開発をめざしたことはきわめて自然な感情だったように思われる。

通頭分境界の確定 そこで、以上によって譲状四至にあった池、つづみの場所が確定でき、したがって先に保留した通頭分南方の境界は、滑良・藤木谷間ではなく、池から西方にのびる尾根、つまり藤木谷と元木谷との間に境界があったこととなり、地藏堂も元木谷上方にあったものと決定されるだろう。

別所池跡 さてこの時消滅したのは大池だけではない。別所池についても延文三年（一三五八）四月の妙通譲状の円通寺分に「別所池代



写真 R-4 上流側からみたおおの池つつみ跡推定地 前方下部の田が「よはかり」田でこれも中世文書にみえる地名。左手の高台（堤の一部痕跡）には近世の郷倉があった



写真 R-5 下流側からみたおおの池つつみ跡 右の丘がつつみの一部、遠方は甲山城

本郷川の河道が元来の西沿いから谷の中央に移動したことを述べたのち、境については元のように岸とすることを妙通は述べている。この河道の変遷は自然の力、氾濫によるものと考えたい。その自然の猛威こそが、大池・別所池を消滅さ

（大意）大の池代田半分は以前（通広に）譲ったところであるが、やはり以前に書いた首藤六入道（通顯）への譲状では境界線を「谷河を登り」と記してある。元の谷河は西の岸に沿って流れていた。ところが、今は谷の中央を流れている。境については昔どおり（西）岸とするから、そのことを承知しておくように。

田」とあり、またその四年後、「山内一枝氏所蔵文書」の康安二年（一三六二）妙通寄進状（後掲三七八頁）にも「式段 別所池跡」と見えることから、別所池もまた、「跡」になっていたことが判明するのである。別所池、即ち別所谷にあった池である。

本郷川流路の移動 それではいったいこの大池・別所池は何故消滅し、跡地になっていたのだろうか。その点で参考にしたいのは延文五年九月十六日に出された妙通自筆置文（山五二五）である。

大の^{（池代）}いけしろの田は^{（半分）}んぶんは、^{（譲）}ゆつりたてまつりて候、たゝし^{（首藤）}すとう六入道のゆつりに、^{（谷川）}たにかわをのほりと^{（登）}かきて候し、もと^{（谷川）}のたにかわハに^{（西岸）}しのきしのそいをなかれて候しなり、いま^{（今）}ハな^{（中）}かをな^{（流）}かれて候へとも、むかし^{（昔）}のこ^{（如）}とく、^{（岸）}きをさかわれ候へく候、そのやうを^{（存知）}そんちせられ候へく候、あなかしく、

ゑんぶん五ねん九月十六日 妙通（花押）

又三郎所^{（通忠）}

せた原因であろう。

圃場整備前一〇〇〇分の一図に記入された水田の標高(レベル)によって検討してみると、馬場と早稲田の中間を流れる水路がかなり低いことがわかる。妙通讓状のいう、谷の中央を流れた新しい川とはこの自然水路ではなかったか。文和四年から延文三年(一三五五―五八)の間の河道変動によって、西の岸から早稲田・紺屋の東に谷川が移って流れるようになったため、通頭・乙寿女間に係争を生じやすい事態となった。妙通が再度置文を認めたのはそれを防ぐためであろう。

池の消滅は何を語るか さてこの大池の消滅は次の二点で注目される。第一に、このことは中世の灌漑技術を考える上で貴重な事例である。地毗庄本郷では本郷川を堰きとめて、溜池により下流部の開発を推進していた。その形態はある期間に維持されていた。けれども中世の土木技術は溜池を恒久的な設備とするにはまだまだ未熟であった。溜池による下流部開発は最終的には失敗する。地毗庄には「水越の樋」のような高度な技術もみられたが、水利施設の維持管理に関しては低レベルだったのである。

第二に注目すべき点は、この二つの池代(池の跡地)をいち早く山内首藤氏が掌握したということである。すなわち別所池跡田(池代田)は円通寺領になり、大池跡田は半分は円通寺領に、半分は通広分になっている。池の存廃に関しては、受益地である下流の意向もからむはずではあったが、両池が高山門内であることもあって、こうした処置がとられたのであろう。当時惣領は通継(熊寿丸)であるが、高山門田に関しては、一族の事実上の統轄者、通広の支配を優先させている。

以上、大池・別所池は第一に中世灌漑技術を考える上で、第二に地頭の灌漑施設へのかかわり方を考える上で貴重な事例といえるだろう。

さて、この二つの池のその後の推移を探らねばならないが、それを語ってくれる史料はないようである。私たちが知りうるのは、近世には別所谷の池のみが復活し、『芸藩通志』が記された文政八年(一八二五)には摺鉢池という池があったこと、やがてその池は新池と呼ばれる拡大された池に吸収されていたこと、などである。大池についてはその後の存在を示すものはまったくなく、今日でも池はない。

別所池については早く中世に再構築された可能性がある。しかし大池については再構築された気配はない。地頭山内首藤一族は、大池の修築には結局乗り出さなかったと考えざるをえないが、いったい何故だろう。基本的には技術的な問題からくる断念である。各谷の水が一気に集中するこの地は、堰堤の建設にはもともとむかない土地だったのであろう。しかしそれにしても地頭は大池を喪失したことによって領主支配そのものに危機を生じることはなかったのだろうか。この点に答えることはむずかしい。けれどもあくまで試案としてであるが、次のような考え方を提示してみたい。

紺屋谷に黒杭という、かつて預所が進止していた存在があったこと、それに隣接して「荘司」があることは先に指摘した。のち黒杭は山内首藤氏の庶流の姓となっており、その支配下に入ったことがわかるのだが、表面は従属したにせよ、かつて預所・下司のもとに地頭方と対抗していた荘官系武士団が地頭方にとっては依然潜在的敵対勢力であったことは十分に想定できることである。また山内首藤氏の庶

流黒杭氏は惣領妙通の叔父通貞を祖としている。彼は滑氏祖通忠（慈観）の弟に相当する。貞和一揆には通貞の子資貞の参加はあるものの、先述した滑氏と惣領との対立を考えれば、黒杭一族も滑一族同様自立的で、妙通系惣領一族とはしばしば対立することもあったと想定できる。旧荘官系一族がしだいに黒杭氏と結合していったことも考えられよう。大池の再構築が、もし山内首藤氏本郷惣領系にとっての潜在的敵対勢力を豊かにすることを意味していたならば、山内惣領がそれに消極的となったであろうこともまた理由のないことではない。

とまれ、本来大池が灌漑したはずの一带のうち、紺屋谷南方上半部については、「新池がかり」の水田名が示すように、別所谷の最奥に築かれた新池の水がかかる地として近代にまで至っている。「日よけ」^(ヤ)あるいは何か所かの「落田」（用水末端の意であろう）の語が、そして大石近辺における明治の水論や田原村の早損記事（岩竹氏文書）が語るように、その水量はけっして豊富とはいえなかった。特に摺鉢池が拡大されて新池となる以前においては、水不足は決定的で大半は畑地であったと思われる。

高山門田の分割譲与 以上高山門田を復原する過程で、中世の土木技術に関するいくつかの知見を得ることができたが、高山門田の分割譲与の復原結果は地図R-5のとおりである。

高山門田以外の糸谷ほかを得た通広分がきわだって広いが、嫡子通時が貞和五年（一三四九）に死去し、そのあとを受けて一族を統轄した彼が厚遇されたのであろう。乙寿女分四至の中に重複する形で通広分（懸田島）が設定されていることは、この譲与が一分分として過渡的な

性格をもっていたことを示している。

5 田原溝

田原溝の下田原延長はいつのことか 次に高山門田の南方をみる。右の「新池がかり」より南方、下田原の土居の近辺では現在の水がかりは田原溝によっている。田原溝は国兼川に取水口をもつ。上田原からしだいに灌漑して下り、市村川を橋によって越え、下田原に至っている。川を橋で越えるような灌漑施設は比較的高度な技術によるものである。田原溝に関する伝承は、夜間、提灯の明りによって測量したと伝えるのみで、開墾者の名も時期も不明であるが、架橋による用水形態はいつ頃に遡及できるだろうか。

田原溝の水源は国兼川にある。今日の国兼川の灌漑用水としての機能は国兼池に依拠している。『庄原市の文化財』（庄原市文化財保護委員会、一九七一年刊）によれば、国兼池は正保三年（一六四六）に創設され、延宝三年（一六七五）に増築されている。その後も万延・文久・昭和と拡大されており、文久以前には現在の約十三分の一の面積だったこともわかる。それでは田原溝の下田原への延長は、国兼池のできた正保以降なのだろうか。

田原村の耕地の具体的様相がわかる文献史料に明暦四年（一六五八）の田原村地平帳^{じへいじょう}がある。それによれば、牛淵・西田・ほろ田・竹のはな・水とおし・大筆といった、少なくとも現在は田原溝に依拠している水田が多数登場している。国兼池創設の十二年後、明暦年間には既に田原溝が下田原に延びていたという予測がたつ。



写真 R-6 田原溝 左遠景の山は甲山城。この部分では田原溝は地形と逆行し、山腹とほぼ平行して市村川上流方向へ導水されている

田原溝がかりであるが、地形的にいっても近接する市村川の川床ははるかにこの田面より低く、一町弱という面積の広さを合わせ勘案してみても、牛淵の水田は田原溝に依拠していたとしか考えられないのである。

次に慶長五年（一六〇〇）の丑^(寅)刁大夫抱地坪付（『児玉文書』）に注目しよう。そこに記された丑刁大夫分田地の中には、牛淵橋の下に田八畝二十歩、二反田上に田三畝二十歩が登場している。明暦に田原溝に依拠していた牛淵の水田は、その五十八年前にもやはり田原溝に依拠

検地帳にみえる田原溝がかり

特に明暦帳に

は「うしふち」

が九筆（内一筆

島）あり、水田

面積は計九反三

畝三歩を見る

（前掲『第一期資

料集』はこの箇

所を「かはふち」

と読み誤ってい

る）。牛淵（いせ

ぶちと発音する）

の水田は現在在

していたのであろう。とすれば田原溝の起源は実は国兼池創設よりも古く、慶長以前ということになる。

さてこの慶長坪付にみる地名「橋の下」は牛淵に橋が架かっていたことを語っているが、現在牛淵に架かる橋こそ田原溝が市村川と立体交差して下田原に越える橋である。このことも田原溝が慶長以前に存在したことの傍証となろうか。⁽¹⁰⁾

なお慶長坪付で「牛淵橋の下」の次に「二反田上」が記されているが、明暦帳でも牛淵の次に二反田が二筆記されている。二反田は一般的地名であるとはいえ、複数の坪付が牛淵・二反田を併記していることからすれば慶長坪付の二反田も田原にあった可能性は高い。二反田の地名は今日忘却されたようで、その所在地は明確には比定できなかつたが、新枝氏所蔵『下田原土地一筆調査台帳』に牛淵の下として記されている「仁^(たか)田」がそれに該当しよう。これもやはり田原溝がかりである。

さて明暦の地平帳^{じみむ}によれば、田原全村の水田は十七丁八反一畝である。のちの史料だが、元治二年（一八六五）の田原村取り分ヶ帳に、

一用水 八歩井手水懸り

式歩上原、市村、本郷村より余水受候、

とあるので、これによって逆算すれば、明暦段階の田原溝受け面積は多くみつもって十四丁二反強になる。今日の田原溝受け面積は昭和五十一年段階で上田原一〇五九アール、下組一二〇〇アール、したがっ

て計二十二丁強になる。耕地はおよそ一・六倍に増加したことになる。もちろん縄延びの問題などがあり、今日の丈量とは同一に論ずることはできないので、この増加率はもう少し低いものとなるはずである。この増加は先述した国兼池の増大による緩やかな増加と見ることができらう。

水利権の弱い一丁田新溝 宝曆六年(一七五六)田原村名寄帳に「一丁田新溝」が登場する。今日、一丁田筋と呼ぶのは本郷と田原の境界をなす田原溝の最末端である。この一丁田筋にかかる地域は最も水利権の弱い地域で、すなわち下田原の東半を灌漑した田原溝が西方の水田にかかる順序はまず殿垣内への往還より下、次につねとおより順次南西の水田にかけていく。そののちに下田原で一番最後に北方の大源田から大石(皇石)以下の一丁田筋の水田にかかるのである。また明暦地平帳によっても、宝曆名寄帳によっても、大石近辺には畠が多かった。新溝であるが故に水利権が弱かった訳だが、それでも宝曆段階で一丁田新溝が登場することは、国兼池増大にもなう下田原西方の開発の進行を語るものである。

6 田原土居

さて、慶長以前の田原溝を考える素材はまったくない。しかし下田原には竹の花・土居・前土居・箱池という屋号があり、周辺に、つねとお・上ろ免(上藤免か)という地名がある。この屋号はけっして新しいものではなく、明暦地平帳にすべて登場しているので、中世末期の状況を何がしかは反映しているものといえる。竹の花(館の端か)・

土居は中世館の存在を示唆している。現在は何の遺構も残存せず、中世的な遺物はわずかに地藏堂前に五輪塔残欠が散在するのみであるが、いささか推測をまじえつつ、この館と用水の関係を、一、二考えてみたい。

田原土居が誰の館であったのかは定かではない。「国郡志下しらべ書出帳」(文政二年(一八一九))は、古城・古戦場・古伝・旧家等の類は当村に「一向無御座候」と述べており、早くその所伝が失われていることがわかる。館主として考えられるのはまず田原氏で、同氏は山内一族の有力庶家であり、滑通忠・黒杭通貞と兄弟であった通経を祖としている。ほかには近隣の黒杭一族、荘官系在地豪族が考えられようが、いずれにせよ惣領系との対抗関係がある程度予測できる人物である。

田原溝は牛淵橋を渡り、箱池・竹の花の東辺を経由して直角に折れ、土居・前土居の南方を西行する。そこで注目されるのが屋号箱池である。現在箱池という池は存在しないが、そこには涸渇することのない湧水が三か所から出ている。種粳を浸す小規模な池もある。この湧水は牛淵橋を渡ってきた田原溝に流入している。推測であるが、ある時期、もちろん明暦以前であるが、この地には箱池と呼ばれる池が存在したと想定したい。この箱池による用水路が田原溝(下田原分)に先行する用水であったことは充分想定できる。その際、用水は土居の周囲をめぐる形で流れ、領主の田を優先的に灌漑し、ついで周辺にも配水された。箱池のほか、池の上などの屋号も、同じくある時代に下田原が溜池によっていたことを語っていよう。しかし湧水量から考えて

も用水量は絶対的に不足する。用水の便を得にくい下田原に館を構えた領主はいかなる開発を志向したのだろうか。筆者は田原土居の主は田原溝を下田原まで延長、開鑿することを計画したと思う。その前提には、この主が田原溝の流域全体を把握していたということが必要である。田原氏にはそれが可能だった。

下田原西方は、南北朝期には大池おほのいけに依拠していた。池の崩壊は、当然その地域の水田の荒廃を招いた。田原氏がめざしたのは、この荒野の再開発だったのではあるまいか。惣領と対立することもあった田原氏は田原溝全体を掌握し、必ず下田原、すなわち館にまで用水が到達する体制の確立をめざした。そのことによってかつての大池がかりの部分の新田開発（荒廃田の再開発）も可能となったのであろう。その場合、箱池は非常時における、つまり市村川の氾濫による牛淵橋崩壊などの場合にも対処できる、少量ではあるが安定した水源として、領主の田に給水する役割を果たしたと思われる。用水、溜池の併用であるが、一見最も用水事情の悪い下田原に館が構えられた理由は、以上のように考えれば理解可能であろう。

以上から、田原土居は田原氏によって築かれたもの、館の主要機能の一つに荒野における新田開発の基地としてのそれがあったと仮説をたててみたい。

7 地頭館と甲山城

館の推定地 さて山内首藤氏惣領の館はどこにあったのだろうか。

以上に述べたように、地毗庄本郷の景観は西方に庶子滑良なめら一族の勢

力の強かった滑良谷なめらだがあり、中心部に円通寺領で通資の庶子が管理していた高山門田こうやまもんでんがあり、またその東方に高山門田に準ずる性格をもつ糸谷・小池・姫吞原が存在するというものであった。前二者は『芸藩通志』本郷村の範囲に該当し、後者は市村の範囲とほぼ一致する。そうしてみると、本郷内はいずれも庶子が分掌するところであったことになる。いったい高山門田を除く本郷地頭職・公文職を掌握していたのは惣領通資以下の嫡流はどの地点を基盤としていたのだろうか。

彼らの館の所在地として考えられる候補地は甲山山麓こうやま、あるいは畦（宇根）の市（山内首藤氏墓と伝える墳墓群〈『芸藩通志』〉がある。ただし今日残る宝篋印塔は近世のもの）の西方山麓の土居氏宅周辺、あるいは殿垣内の土居池周辺等がある。この殿垣内には七日市ななつかいちという水田名もあって、商業の中心でもあった。『芸藩通志』絵図は上土居池のみを記しているが、かつては下土居しもとどいと呼ばれる旧家も存在した。『芸藩通志』に故家と記される石原家がそれである。

館は高山門田の内部 一応この三か所の候補地のうち、仮に前二者のいずれかを採択する場合、そこが讓状で惣領分から除かれた高山門田の地内であることが支障になるように思われるかもしれない。ところが前掲「山内一枝氏所蔵文書」康安寄進状には次のようにある。

寄進 高山円通寺領事

一所 鎮守御神田 式段 別所池跡

一所 阿弥陀堂田 肆段 政所前

一所 湯屋修理田 壹段 世戸口

(三六二)
 康安二年正月十一日

妙通判

政所・世戸口いずれも現存しない地名であるが、世戸口すなわち背戸口であるから、山内妙通が世戸口といった場合、地頭館の後方をさした可能性が濃厚である。先に湯屋修理田の所在地をふるの谷に比定した。また、通広分懸田の東方には湯屋島があった。湯屋修理田のあった世戸口もそれよりさほど遠からぬ場所に比定してみたい。すると地頭館は甲山南麓ということになるだろう。土居氏宅は若干移動しているとはいうが、その一帯は有力候補地である。甲山南麓には小規模な池がいくつかあるが、特に二つ池と呼ばれる池は豊富な湧水に依るもので、その水を灌漑水源とする水田は安定水田で別所池の破堤の影響は受けなかった。このような安定田の存在もこの点を裏づけるものであろう。そこで筆者は、山内首藤氏惣領の館は甲山南麓にあったとまず想定する。良(丑寅)社が館の鬼門除(北東)であれば館はこの社の南西、土居の南方にあったことなるう。⁽¹¹⁾但しその場合、惣領分所領から館を含む地である高山門田が除かれていたことの意味を明らかにしなければならない。

高山門田は惣領分なのか 南北朝期の惣領の基盤と高山門田との関係については次の二通りの考え方ができるのであるまいか。一つの考え方は、惣領は本郷以外にもいくつかの所領、すなわち鎌倉期には地毗庄多賀村、摂津国富嶋庄、信濃国下平田郷、相模国早河庄、鎌倉甘縄地(山一五)、南北朝期以降は地毗庄下原、信敷庄、伊与、津口、河北、小条(山一八二)等々を有していたから、これらの統轄的経営の

必要があって、特に本郷には拠点を置く必要はなかったとする考えである。もう一つの考え方は、本郷地頭公文職とは、本郷全体に対する統轄権を含むもので、讓状に「除高山門田」と記されていても、実際には地頭はその地に対する支配権を保持していた。したがって高山門田が惣領の基盤となってもおかしくはないとみる考え方である。ここでは当面以下の理由で後者の考え方をとりたい。

讓状の伝来 まず第一は、妙通の子弟に対して出され、妙通の嫡子に宛てて出されたわけではない高山門田に関する讓状の正文が、結局は一括して惣領家の文書である「山内首藤文書」として伝来していることである。このことは滑良一族の関連文書の残存の仕方と比較するとはっきり異なるもので、滑良一族の場合、例えば通資と慈観の和与状案(山一五)に登場する「本主慈善之讓状」、すなわち惣領時通から滑良慈観に出された讓状は、「山内首藤文書」には伝来しなかったし、滑良円鏡讓状もまた惣領方「山内首藤文書」に伝来したのは案文(写)としてであり、正文としては伝来しなかった。正文が惣領家の文書として伝来する妙通の庶子の場合と、正文の惣領方への伝来はない滑良系統とは、等しく庶子とは称しても、惣領妙通系との関係がまったく異なっていたことが予測される。

惣領の寄進行為 また康安二年(二三六九)、惣領山内通忠は、かつて庶子通広に譲られたはずの大野池代半分も含めて、高山門田内大野池代田を「限谷河東西、段歩不_レ残」、すなわち池代田全部を円通寺塔頭宝持庵に寄進しているが(「山内一枝氏所藏文書」)、通広分も結局は惣領通資・通忠が把握していたがゆえに、可能な行為だったと思われる。



写真 R-7 池原周辺からのぞむ甲山城跡 周辺は多穂の市と呼ばれる商工業の中心地だった

考えたい。すなわち山内惣領妙通―通忠系は甲山南麓に惣領の館を置き、高山門田そのものを基盤としてその領主支配を強固に展開していったのである。

甲山城とその周辺 甲山城は、そのような土地に密着した領主経営のあり方を前提として構築されたものである。『芸藩通志』は元亨年中（一三三二～二四）の築城を伝えているが、原初形態としてはその頃の築城を考えてもよいかもしれない。山内通資はその居館の後方の山に事ある時のために城を構築したのであろう。

このことから、讓状には高山門田を庶子に譲ると記されたにもかかわらず、実際には高山門田の支配権を惣領が掌握していた。つまり表面的には分割相続の形をとっているが、

現実には単独相続だった。文書にあらわれたのは一部分権の短期的な分割のみだったと

一方『芸藩通志』は、久和四年説をも掲げている。久和とはおかしく、文和四年（一三五五）か貞和四年（一三四八）のいずれかであろう。建武以降の南北朝の内乱における軍事的緊張については先述した（三四〇、三四六頁）。周辺からの脅威にさらされて、甲山城は籠城戦にも耐えうる本格的な城砦として次第に拡充・改修されたのであろう。現在みる甲山城の遺構は、そのような度かの改修を経たのちの戦国期のもので、山内元資が毛利氏に従い長門に移動する直前の形態を残していることはいうまでもない。

甲山山麓の屋号を今一度見てみよう。そこには「いものや」「鉄屋」「鉄砲屋」「根来屋」「かじゃ」「市場」「えべすや」がある。この内「いものや」は先述のとおり延文讓状他に登場する。「かじゃ」も池原に近接しており、曆応讓状（山五二八）に登場する「いけはらゆきむね（蝦治屋）かちや」の系譜をひいていることが考えられる。甲山山麓から多穂の市にかけての一带が南北朝期より手工業の営まれる地であったことがわかる。「多穂の市」「市場」「えべすや」（恵比須は商業神）という地名・屋号が示すように、そこはまた商業地域としても発達する。「鉄砲屋」は無論戦国期以降の登場であろうが、甲山城と館はこのように商工業者を城下に置き、彼らを優遇・掌握しつつ、一方では高山門田の安定耕地化をも実現していく存在だったのである。

8 残された課題

残された多くの課題の中の一つは殿垣内の土居の検討である。上土居・下土居・七日市、そして何より殿垣内の名は、その館の主が強大

な存在であったことを語っている。この館の主については『芸藩通志』が、庶流の石原氏としている。但し館主が山内首藤氏の嫡流の誰かであった可能性もある。山内惣領は甲山麓の館のほか、殿垣内にも別に館を構えていたのではあるまいか。その傍証として今日、殿垣内に属する行安が、かつて惣領の所有するところだったことをあげておきたい(前掲三六一頁)。

残された問題のもう一つのそれは、別所谷より殿垣内まで引水される現在の新池がかりの原型はいつたい、いつに遡及できるのかという問題である。この点もまったく史料がない。ただしこの用水が開墾可能となった背景には、本郷の用水事情と殿垣内の用水事情とが同等の比重をもつという政治情況があったはずである。

先に国兼池の創設よりはるかに早く田原溝が完成し、矢の風呂池の原型もかなり古い可能性があることを見た。溝の開墾は想像以上に古い場合もある。思い切って新池がかりの溝の起源を古く考えてみよう。殿垣内の用水事情の比重が増した時期、それこそ殿垣内土居に山内首藤氏惣領が拠点を置いていた時期ではあるまいか。その時期は、南北朝期の不安定性を克服して本郷谷の水田の安定化が完了した時期であり、室町末から戦国期を想定できるだろう。いくつもの仮定にたつことになるが、仮説として提示しておく。^{*}

^{*} このことは本書が強調してきた中世の土木技術が未熟であるとする点とは、一見抵触するような印象を与えるかもしれないが、中世(とりわけその後期)にはさまざまな試みが行なわれたと仮定することは許されるであろう。但しそれが安定した生産力として定着するまでには、近

世に到るまでの一定年月を必要としたものと考えている。

地毗庄では著者が調査中の一九八〇年に殿垣内、紺屋谷で圃場整備が行なわれた。ひきつづき、本郷谷・市村谷でも圃場整備が行なわれたはずである。当時私は「本章で図示した現耕地はすべてまもなくこの数年間に消滅することになっている。」と書いたが、そのとおりになつた。不思議な気持がしたのは村人たちが大変化となるはずの圃場整備について、何かを語ることが、全くなかつたことである。掲載した写真が夏・秋・冬となっているように(巻頭口絵ほか)、地毗庄域には度々足を運んだが、調査域は広大な地毗庄のうち一部分にとどまった。本郷内上原、下原も、地毗庄に隣接する上村(恵蘇西条)も一連の圃場整備対象域であったが、未調査のまま私の調査対象域は別の荘園に移っていった。上村は前掲「上村八幡神社文書」によって村落の復原が可能となるはずの地域であり、心残りである。

——野帳の落書から——

みお筋を指しつつ語る農婦には

土に生きて来し知と誇りあり

冬の日も水は流れて物語る

圃場整備を待つ田を歩む

聞取調査

本郷：土井二五一(明治二十八年生、故人)

田原…岩竹哲雄（故人）、今田亀市、石原実紀

市村：横山里見、宮本節夫、土岐静（明治四十年生）、諏訪とよ子、藤崎義人（明治三十七年生）の各氏より

(1) 『芸藩通志』が永禄六年（一五六三）に勧請とするのは再興の意であろう。

(2) 岸田裕之「室町戦国期における諸権力の岡田支配と村落農民」（『日本史研究』一七二、のち『大名領国の構成的展開』所収）はこの田積（二丁、一反）を公田と考えている。

(3) これは殿垣内から「費用は五分負担する。けれども水は四分であり」との条件で出された要望に基づいていた。費用は新田は反当たり三石、古田は反当たり一石、年賦可であった（故土井二五二氏談）。

(4) この相論の内容は次のように解される。先述のごとく、当時すでに地毗庄本郷の領家年貢は地頭の請所（地頭がその責任において決められた年貢を請け負う制度を地頭請といい、その場所を請所といった）となっていたので、一分地頭慈観は領家年貢の一部分を徴収する権利があると主張し、この黒杭分年貢を自身の年貢徴収の対象としていた

のであろう。しかし彼の行動は惣領に訴えられ、結局次の理由で否定された。すなわち黒杭分は領家本年貢を負担するのではなく、預所が私に進止（支配）する分であるから、庶子には権限がなく、預所得分を継承している惣領が知行することについては問題がないという理由によってであった。預所は現地荘官の最高位であったが、請所となった段階で預所の私の得分は惣領地頭が継承する取り決めがあったと思われる。

(5) 『大日本古文書』は下河内と読んでいるが、影写本（東京大学史料編纂所架蔵本）によれば、この一字は虫食いとなっており、残画では下

とも石とも読める。前後関係から石と読むべきであろう。享保五年（一七二〇）に筆写している『萩藩閥閥録』は、石河内と読んでいる。

(6) カケはウハラ宅の屋号で、カケ田はその所有田である。加計より移転してきたことによる屋号として説明されているが、実際には古い名称と思われる。

(7) 筋違瀬。『大日本古文書』は文和四年分を「する、かいせ」と読んでいるが、影写本ではちと読んでさしつかえないと思われた（一部虫食いがある）。『萩藩閥閥録』もすちかいせと読んでいる。

(8) 行平名は出米注文では田数二反であるが、沽却された際は「屋敷屯所水田三段」であった。出米注文に現われる数字は、あくまで出米を負担する田数の意味に解すべきであろう。

(9) なお三木論文は通頭分の池を行保池に比定しているが、以上に述べた理由で採用しない。また、大池おおのいけと現屋号大野とが離れることになるが、市村南端に大野と隣接する旧家が「マキダン、天神、ヨコ、シヨウジ」と一括して称されるが、大野はそのグループに入っておらず、ややニュアンスが異なっている。四至の復原からすれば、「大のつじ」がこの池の近くにあったと考えられる。屋号大野は近世のある時期にそこから移動したのかもしれない。

(10) 牛淵橋は近年改修されて用水橋のみになったが、それ以前には往還橋もあった。けれども「岩竹文書」中の文政二年（一八一九）国郡志（『芸藩通志』のこと）下しらべ書出帳は田原村全七か所のうち六か所を往還橋として記しているが、牛淵橋についてのみは往還橋としての記述がない。牛淵橋が用水橋として重視されていたためではなからうか。

(11) 長神社（丑寅神社）は備後にはすこぶる多い。その性格についてはなお検討していきたい。

三 質入担保となった備後国地毗庄

はじめに

次に地毗庄の領家について言及したい。述べてきたように過去の地毗庄研究は、地頭方の文書である『山内首藤家文書』を基幹史料として行なわれてきたが、一九八〇年に刊行された『広島県史古代中世資料篇Ⅴ(景外文書)』によって地毗庄領家方のものと推定される文書が新たに二十一点紹介された。このことによって従来地頭方史料のみによって行なわれていた地毗庄研究が、今後は領家方史料によっても分析されていく、即ち複数の視点にたつて分析されることになったわけだ、きわめて重要な意義をもつものであった。そこで以下ではこれらの史料によって従来の研究史では不明確であった地毗庄の荘園領主権力について、それがどのようなものであり、また南北朝期以降、いかに変質していったのかを追究したい。なお『広島県史』に収められた文書群以外にも地毗庄領家方史料が存在することを旧稿(『日本歴史』四三八、一九八四年一月)で報告し、四通を紹介したが、近刊の石井進編『長福寺文書の研究』(一九九二年一月)においてはさらに四点の関係文書が紹介された。そのうちの一点は旧稿で報告した文書の後半部に該当するものであった。ほかに『広島県史古代中世資料編Ⅰ』(一九七四年)には『葉黄記』および『経俊卿記』中の地毗庄関連記事

も掲載されているのでこれも併せ検討し、地毗庄領家像を考えてみたい。

1 研究史とその問題点―文応二年千光寺領目録の疑点―

従来の所説 はじめに地毗庄領家に関する研究史の問題点を指摘しておきたい。

「山内首藤家文書」中地毗庄の領主としては、蓮花王院、梅尾北坊、千光寺、山門石泉院、恵日院等の名がみえる。これらは庄内の各村にまたがって登場し、かつ時代的にも交互に登場するということもあって、きわめて複雑で錯綜した印象を与えてきた。研究史をみても、それぞれの領家が分割・併存していたとする説、重層的な支配があったとする説、交代があったとする説等が出されている⁽¹⁾。

文応目録の疑点 従来の研究は、領家方史料が事実上未公開に近かったという大きな制約の中で行なわれており、当然に限界のあるものではあったが、それにしても地毗庄領家について混乱した像が出されていた一つの大きな理由は、「山内首藤家文書」中の文応二年(一二六二)二月二十八日千光寺領地毗庄本郷領家職田数目録案(『大日本古文書』六号、以下山六のように略す)に対する真偽を含めた史料批判が十分になされていなかったことにあると思われる。

本文書に対してかつて史料批判がなされたことはきかない。むしろ本文書は地毗庄の定田・除田のあり方を詳述する在地構造説明上不可欠の史料として利用されてきたし、当然に文応二年には千光寺が領家であったとされていた。しかし実は本文書には次のような問題点があ

る。

第一に本文書は永享十二年(一四四〇)山内時通申状案(山九四)に「今度自千光寺地毗七郷領家職之田町六十式町余之被_レ出_三目六文_二年酉_丁」²⁾と明言されているように、この永享段階にはじめて千光寺より下付されて登場した文書である。それまでに山内家の相伝文書中に本文書が含まれていなかったことは明白であるし、他の文書によって本文書が永享以前に存在していたことを傍証することもできない。

第二に正しくは辛酉とあるべき文応二年の干支を丁酉と誤っている。この二点から文応目録を無前提に信頼することは危険であると判断するが、ほかにも疑点がいくつかある。その一つは事書に「七ヶ村領家職」、文中に「七郷領家職」とあるが、千光寺が本郷以外の各村の領家職を有した形跡が他に全くないこと、及び鎌倉期に千光寺が本郷の領家であったとも考えにくいことである(後述)。

現実の田積から乖離した数値(凶田) 今一つは地毗庄の総田数を六十二町としているが、余りに少なすぎるように思われる。地毗庄は惠蘇郡の半ばを占める大莊園で、近世の田畝は『芸藩通志』によれば三十三村千八百町強、中世の単位に換算して千五百町強であり、どんなに少なく見積っても中世の莊域全体が六十二町ということはあり得まい。

もっとも応永十三年(一四〇六)の領家四箇所田数年貢注文(山七七)では下原二丁七反大、上原一丁八反小、河北五丁九反弱、伊与東四丁一反半となっており、これと比較すれば六十二町はさほど不釣合な数値ではない。しかしながらこの注文にみえる数値は中世後期特有の段錢等の賦課基礎となった数値と思われる。例えば伊与東は公田と平田

の集計値によって田積が示されているわけだが、岸田裕之「室町幕府体制の構造」(『日本史を学ぶ』2、一九七五年、のち『大名領国の構成的展開』所収)によると凶田(公田)、平田はいずれも守護の賦課対象耕地の種類ではあるが、現実の耕地面積とは著しく乖離しており、田地面積が六百七十町ある場合でも凶田はわずか三十町という具合であった。

文応目録の数値はこの応永十三年領家田数注文の数値に性格的に近似しており、どちらかといえば守護領国制下において意味をもつような数字である。しかし文応二年(一二六一)といえは地毗庄本郷で地頭請が成立した延慶元年(一三〇八)より半世紀も前であり、当然に莊園体制は健在であり、地毗庄田積は領家検注によって確定されていたはずだが、そのおり検出されたのがわずか六十二町とは考えにくい。つまりこの数値は鎌倉中期の莊園制的な数値というよりは、むしろ室町期の守護領国制的な数値という印象をうけるのである。

(ほかにも先行研究が疑問とした事書の矛盾、つまり「本郷内上原、下原、河北、伊与、森脇、多気七ヶ村領家職」とあるが、本郷の内に上原以下の村があったと読めば六か村にしかならないこと、また多気という村も他の史料や現存地名にもない村で、多賀の誤記としか考えられないこと等も本史料に含まれる不自然な点である。

千光寺および山内氏の願望と文応目録の作成 以上の諸点から文応目録は当時のものではなく、後世に作られたものといえようが、本文書の作成が千光寺によるものであることは、前掲山内時通申状に明らかである。守護より半済の基礎となる土地台帳の提出が要求されたことに応じ、千光寺が提出したのが本文書である。千光寺は鎌倉期には領

家ではなかつたはずだし、元来の領家より文書の引継をうけてもいなかったから、虚構の田数目録を出さざるを得なかつたのであろう。もちろん千光寺にとっては半済の対象面積は少ない方がよかつた。そこで六十二町という数値を出したのだが、千光寺はそれが七か村全体の田積と主張した。即ち本郷は七分の一、十町前後ということになる。しかしながらその主張は通らず、本郷の田積のみで六十二町あるものとして半済が実施された。おそらく下地の分割による半済の実施があつたものか。⁽³⁾永享十二年に領家代官であつた山内時通が守護に対し異議を申立てたのはそのためである。⁽⁴⁾十町弱に対するものならばまだしも、六十二町の下地に対する半済は、領家代官としての山内氏にとつても、また地頭としての山内氏にとつても敵しいものであつた。山内時通は下地分割方式ではなく、元来の領家年貢納入分、請高四十五貫に対する半済を主張している。その方式であれば領家得分が半減するのみで、地頭山内氏の得分には大きな影響がなかつたからである。

右のような経緯の中で千光寺領文応目録の成立を考えるならば、この目録に依拠して鎌倉期の地毗庄を考えることはできないこと、文応当時千光寺が領家であつたともいえないことは明白であろう。つまりこの史料を正しいものとして、これに依拠して鎌倉期に千光寺が領家であつたとすると、従来の研究が示すように地毗庄領家像はひどく混乱するし、この史料を偽文書として排除すれば、地毗庄領家の変遷はかなりすっきりとするのである。以下その点を検討しよう。

2 領家方史料について

史料の所在 『広島県史古代中世資料編Ⅴ』（県外文書）には全国各地に散在する地毗庄領家関係の文書が網羅されている。即ち、

(1) 国立国会図書館所蔵文書（東京都）

a 青山文庫旧蔵文書

① 元亨三年六月十八日河北村替銭宿記文并同替文案

② 寛正七年二月二十九日村上正賢祠堂銭借用状

b その他

③ 応永十三年四月十三日某袖判祐増借書⁽⁵⁾

(2) 尊経閣文庫所蔵文書（東京都）

④ 観応元年九月二十五日室町將軍家御教書案

⑤ 文和二年十二月二十三日室町將軍家御教書案

⑥ 貞治五年正月七日後光嚴天皇綸旨案⁽⁶⁾

⑦ 貞治五年十二月十四日室町將軍家御教書案

⑧ 永徳三年六月 日河北村雜掌定勝申状案

(3) 桂文書（新潟県）

⑨ 明徳四年六月十五日山内通忠請文

⑩ 応永元年九月六日室町將軍家御教書

(4) 京都大学文学部所蔵文書（京都府）

a 狩野亨吉氏蒐集文書

⑪ 応永元年九月八日薬師寺永可遵行状⁽⁷⁾

b 古文書纂

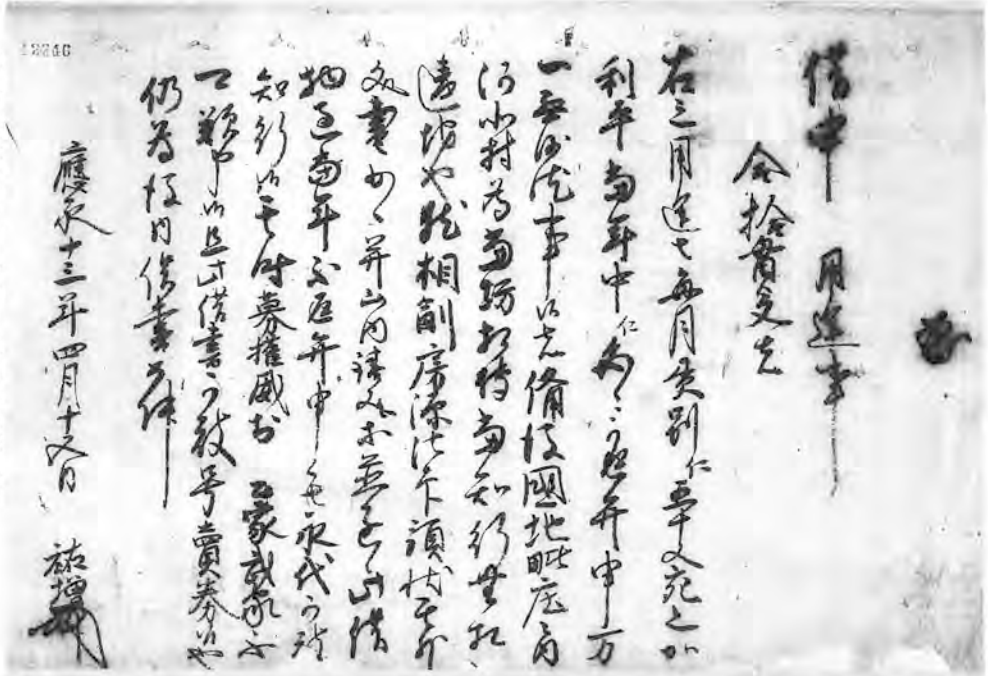


写真 R-8 祐増借書 (国会図書館所蔵文書。本文 396 頁参照)

- ⑫ (弘安七年) 正月十四日龜山上皇院宣案
 ⑬ 建武二年正月二十六日隆定書状

⑭ 建武五年閏七月十三日房源請文

⑮ 八月十三日権大僧都隆静書状

(5) 長福寺文書 (京都府)

⑯ 元徳二年六月二十九日後醍醐天皇綸旨

⑰ 建武二年二月二十九日安井宮寛尊法親王令旨

⑱ 貞治三年三月十七日後光厳天皇綸旨

(6) 日下文書 (兵庫県)

⑲ 応安元年八月十三日備後守護波川義行書下

⑳ 至徳元年四月二十三日備後守護山名時義遵行状

(7) 宍道文書 (島根県)

㉑ 康永四年五月九日安井宮令旨⁽⁸⁾

以上の二十一通である。これらは(5)「長福寺文書」を除いてはいずれも蒐集文集であり、かつ蒐集文集の中には一様に元来梅津長福寺に伝来した文書群が含まれている。したがってこれらの文書は、梅津長福寺の文書として伝来したものが散逸したのち蒐集されたと推察される。東京大学文学部文書 さてこの『広島県史』に収められなかった文書がほかにも数点ある。その第一はやはり梅津長福寺より流出した文書の一部である東京大学文学部所蔵長福寺文書である。この文書群は、当時未公開・未整理ということもあり、『県史』には採録されなかったものである。ここでは領家職の変遷にかかわる玄空契約状案と、山内氏とのかかわりを示す山内時通請文を引用しておく。なお前者の史料の前半は前掲旧稿の段階でも紹介したが、後半の前欠・後欠断簡は『長福寺文書の研究』により新たに紹介されたものである。

(8) 東京大学文学部所蔵長福寺文書

②地毗庄河北村預所職契約状案(四ノ五、六ノ八)

〔(編裏書) 教証文讓順悟房状案〕

契約

淨蓮花院不断念仏料所備後国地毗庄内河北村預所職事

右、当村事、任本願御遺命、玄空多年致公家武家之沙汰、綸旨・

院宣・武家下知、度々申賜之、興行庄家牢籠、令加増年貢減少処、

当地頭俊資、違背嘉元・元亨武家敵密御教書、自元亨三年不入立

預所於庄家、一向令押領之間、就訴申、重々被怪御沙汰、元弘二

年地頭已欲被処罪科^(剋)、依天下動乱、武家沙汰止畢、而世上早靜

謐之間、於扠庭欲致沙汰之処、老体每事不合期之間、就奉申付預

所職於順悟房、云地預押領之段、云安井宮御濫妨、旁廻秘計、抽

忠節、令致沙汰之上者、「永代進退領掌不可有相違、且不断念

仏并料所令寄進西山往生院之間、此等之子細申衆中之処、玄空雖

減後更不可改替、無不忠不法之儀者、領掌知行永代不可有相違之

旨、衆中契状在之、然者、每年年貢田島所当^(并也)家色々細々物等、

任注文員數無未進」(以上四ノ五、一部六ノ八と重複)

懈怠悉可有運上本所、淨蓮花預所得分別紙在之、又本家蓮花王院

寺用号米納成、陸貫文者、毎年九月廿日以前自庄家所運上也、而動

者致遲濟、六貫文内十月三日惣社祭礼用途三貫七百文内、^(四百文者)出納得^(分)

也、^(此内四百文者)出納得^(分)、^(出納得分也)正月十八日

修正猿樂装束料出之、任先例執沙汰、取寺家請取者也、可有御存

知、又教明者自幼少召仕之上、於此沙汰殊致奉公之間、可仰付代

官職之由、日来所令約束也、其儀無相違可有御計者也、抑如先段

申、玄空承本願遺百^(命之)、多年尽筋力碎骨髓致公家武家沙汰、随分興

行庄家、其勞功誰人可被忽緒哉、(以上六ノ八)

②③ 山内時通請文(二ノ一〇九)

預申備後国地毗庄河北領家本所分事

右当所御代官職事、所預申実也、仍御年貢毎年不謂地下損之不熟^(マヤ)

京着式拾伍貫文宛如御補任^(九月中半分、十一月中半分)、無懈怠可執沙汰申候、若未

進無沙汰事候者、雖為何時下地於可被召放候、其時不可申一言の

子細候、仍請文之状如件

永享十二年十一月卅日

村上殿

古典会目錄文書 次に昭和五十八年度東京古典会主催古典籍下見展

観大入札会目錄中に図版が掲載されていた文書に次のものがあつた。

(9) 東京古典会目錄所載文書

②④ 印方置文

所勞之間、委細用他筆候

申置 備後国地毗庄内河北村事

右所領者、故順悟房相伝地也、而尊患房可令相統管領給之由、進

讓状候き、所勞火急之間、以此状申置候、將又文書正文、為沙汰

卿阿闍梨房源借請^(マヤ)・借書候之上者、可被取寄候、為後日申置之状

如件

康永二年十一月廿一日

印方⁽⁹⁾(花押)

本文書は暦応二年十二月十三日庁宣（内容不明であるが、のちに長福寺領となる備後国府中金丸名、ないし備後在庁職に関わるものか）とともに二通で移動しているが、いずれも旧長福寺文書である。

最新紹介の文書 次に石井進編『長福寺文書の研究』で新たに紹介された文書中、地毗庄の伝来に関連する文書に、

(2) 尊経閣文庫所蔵文書

②⑤ 応永十八年十二月五日 高家借用状

(10) 古文書手鑑（東洋文庫所蔵）

②⑥ 応永廿一年十一月十日 高家去状

の二通があり、また内容不明の断簡ではあるが、

(8) 東京大学文学部所蔵長福寺文書

②⑦ 「応永廿一年」十二月五日 高家書状断簡

は②⑥に差出人、宛先が一致し、差出日時も近接する。

三鈷寺文書

次に前掲②②中、西山往生院即ち山城三鈷寺の語がみえるが、この(11)三鈷寺文書中にも一点関連史料がある。『大日本史料』六一三五、応安四年雑載に掲げられた②⑧三鈷寺什物等目録がそれで、『広島県史』には未収録である。この目録中「第四 不知行」の中に掲げられた九か所のうちに、

一結 備後河北

とあるのが地毗庄に該当し、「応安四年六月廿七日 点検畢」と奥書がある。⁽¹⁰⁾

以上によって現段階で判明した地毗庄領家方文書は二十七通が「旧梅津長福寺文書」、目録一通のみ三鈷寺文書となった。

梅津長福寺、三鈷寺いずれも在地の史料である山内首藤家文書には登場しない。一体地毗庄各村々における本家・領家の変遷はどのようなものだったのだろうか。以下その点を追及したい。なお史料の引用は右に掲げた文書の番号による。

3 地毗庄莊園領主とその変遷

1 本家蓮花王院

範圍、時期と職の内容 蓮花王院領として記述される地毗庄の各村は、本郷・河北・伊与・伊与東・多賀・原上・原下であり、地毗庄全体が蓮花王院領であったことが確認できる。またその時期も嘉禎から文明（一二三六～一四八三）まで二百五十年に及んでおり、地毗庄の歴史を一貫するものであった（山二、一八四）。

蓮花王院が有していた所職については、南北朝初期の史料②②に「本家蓮花王院」、永徳三年（二三八三）の史料⑧に「当村（河北村）者、為本家蓮花王院領」とあり、本家と考えられる。史料②②によれば本家年貢は来納成、つまり収穫以前に納める年貢とされており、寺用六貫文は九月廿日以前に収納されて、そのうち三貫七百文が十月三日に行なわれる惣社祭礼の用途に、一貫五百文が正月十八日に行なわれる修正会猿楽装束料にあてられ、それぞれに四百文の出納得分があった。河北村の蓮花王院修正会料負担については史料⑥⑫にもみえている。

②⑧『葉黄記』宝治二年（二二四八）九月三日条によれば、この年、地

表R-4 地毗庄莊園領主の変遷表

本郷	
河	
北	
伊与西	
伊与東	

毗庄をはじめとする蓮花王院領各庄に「土木」が課せられていたが、地毗庄西林預所光広法師代官は不法の事があって、蓮花王院に召籠ら
 れていた。蓮花王院は預所の進止権も有していたようである。観応元

年(一三五〇)には伊予東村の「所務職」の補任も蓮花王院が行な
 っており、「本家」といわれた蓮花王院の支配権は、単なる本家得分の収取
 にとどまらず、庄官所職の補任をも含む実質的なものであった。

但し貞治三年(一三六四)蓮花王院修正会料催促の論旨
 ⑥(河北村)が高山寺北坊に対して出されているように、本
 家年貢は領家(後述するように南北朝初期までは預所と呼ば
 れることが多かった)を通じて納入されるものであった。蓮
 花王院の立場を「本家」と表現する永徳の史料⑧は、高山
 寺の領家職領有を主張し、庄務職をもたない「本家」職の
 枠内に蓮花王院をとどめようとした、高山寺北坊が発言し
 たものである。中世後期の蓮花王院の立場は得分のみの確
 保に満足する「本家」の立場からは、しばしばはみ出るも
 のだった。応安六年(一三七三)の頃には領家職の改替を
 しきりに行ない(河北村)、応永元年(一三九四)に到っては
 河北村領家職をめぐって高山寺北坊と相論を行なった。こ
 れらのことについては後述することしよう(三九五頁)。
 領家本所 永享頃になると「領家本所(分)」という文言
 がみえる(②③、山九五)。おそらくは「領家職半済本所方」
 (②④)の意であろう。永享十二年(一四四〇)の史料(山九
 五)では伊与・伊与東・多賀の各村の領家本所は蓮花王院
 とされており、蓮花王院が領家職を獲得していたが、河北
 の領家本所は高山寺北坊、本郷の領家本所は千光寺となっ
 ており、両村においては一元化はなされていない。

2 預所職（南北朝初期まで）

さて地毗庄では本家蓮花王院の下にあった職、つまり一般には領家職と呼ばれる職に相当するものは「預所」と呼ばれていたようである。蓮花王院からみた場合に、庄務を預けた職という意であろう。そこで次にその預所の変遷をみるが、鎌倉期にその地位にあったのは安井宮で、しかも安井宮は在地の側からは「本所」と呼ばれていた。

本所安井宮 安井宮は門跡寺院であった山城蓮華光院のことで、正治二年（一一〇〇）殷富門院が建立した寺である。¹¹本郷では延慶元年（一二〇八）の山内氏と雜掌との和与状に「本所安井宮」の文言がみえるが、その本所挙状及び安井宮令旨によって和与・地頭請が推進され、また確認されてもいる（山一三、一四）。本郷では康永四年（一三四五）尊恵に対して「地毗本郷可令知行給」とする内容の、また河北では建武二年（一三三五）順悟に対して「地毗郷内河北村、任相伝旨、知行不可有相違」という内容の、それぞれ安井宮令旨¹²¹³が出されている。安井宮と地毗庄のかかわりは、範囲は全庄、時期は南北朝初期までといえよう。

ところで本所の語には本家をさす場合と領家をさす場合とがあるというが（中田薫『法制史論集』二）、本所安井宮とはいかなる存在なのだろうか。

⑲ 経俊卿記（『図書寮叢刊』所収）康元二年（一二五七）閏三月一日条の評定記事は、地毗庄をめぐる安井宮と藤原氏との相論にかかわるものである。

一 藤原氏与道融法印相論、備後国地毗庄

人々申云、藤原氏所進之御厘局讓状旨趣不詳、道融法印所進証文云、本家之預所職宮僧正相伝之条、庁御下文已下分明歟、道融所申叶道理歟、但道融所進文書内、御厘局讓宮僧正状云、於上者進姫宮之由載之、非無不審、可被尋究歟、

『安井宮門跡次第』によれば道融は安井宮第三代、また宮僧正は高倉宮以仁王子、安井宮第一代の道尊である。また姫宮も同じく以仁王の遺児であった。『明月記』貞永二年（一二三三）三月二十日条には「殷富門院姫宮」とあり、いずれも殷富門院・安井宮周辺の人々である。御厘局は未詳だが、道尊や姫宮に所領を譲る立場にあった人物だから、その後見的な存在だったのであろう。その御厘局の係累であった藤原氏が御厘局よりの地毗庄讓与を主張して相論となったわけである。¹²

さて右の記事によれば安井宮の所職は預所職であり、院庁下文によって安堵されていたらしい。もちろんこの預所は現地には赴かぬ預所で、実質領家職相当である。安井宮はその地位と領家職相当の職の故に在地の側からは「本所」と呼ばれたものと思われる。¹³

寿宣上人 弘安七年（一二八四）の龜山上皇院宣¹⁴により蓮花王院修正会料催促をうけ、散状の提出を求められている寿宣上人は預所であろう。残念ながら今のところ寿宣に関する詳細は知り得ていないが、この催促の文書に、

於難波之地者、可被付寺家候、

とあるのは本家蓮花王院（寺家）の強い進止権を示しているよう。

浄蓮花院 浄蓮花院は吉田経房が正治二年（一二〇〇）吉田の地に建立した一門菩提寺である。¹⁴前掲、年欠玄空預所職契約状²²中には、

浄蓮花院不断念仏料所備後国地毗庄内河北村預所職

とあって浄蓮花院が預所であったことがわかる。なおこの史料に「年貢田畠所当：悉可有運上本所」とある。文中の本所とは本家蓮花王院や後述西山往生院の総称かと思われる。

西山往生院（三鈷寺） 西山往生院とは浄土宗西山派の本山、三鈷寺である。右の契約状中に地毗庄を不断念仏料所として西山往生院に寄進した旨の記述がみえるが、浄蓮花院の職を寄進したのだから、これも預所職のはずである。

一方元徳二年（一一三三）に「河北村事、如元所被返付也」とする内容の後醍醐天皇綸旨¹⁶が示浄上人御房にあてて出されている。この示浄上人とは三鈷寺住持、文和四年（一一三五）二月二十八日に六十一歳で卒去した澄空のことである（浄土伝燈総系譜『大日本史料』六一十九、同日条所引）。

元徳の綸旨には「如元」とあるので、これ以前にも西山往生院が領家であった時期があったものであろう。しかし応安四年（一一三二）の奥書をもつ三鈷寺什物等目録²⁸では不知行莊園の中に河北村が記さ

れており、応安以前に往生院はその知行をなし得ていなかったことが明らかである。

3 領家職の変遷（南北朝期以降）

地毗庄における「領家」の語は在地側の表現としては鎌倉期の史料にもみえている。例えば延慶元年（一一三〇）の雑掌地頭和与状（山一三）に「自領家違犯」、文保元年（一一三七）の史料（山一五）に「領家職者、惣領地頭通資、為請所致所務」「爰一分地頭慈観被打止領家毎年内検」、元亨三年（一一三三）の史料¹にも「りやうけの御かへせに」とみえている。但し具体的に「領家」の名がわかるもの、ないし莊園領主自身の側の史料に「領家」の語が登場するのは鎌倉期にはなく、観応元年（一一三〇）の史料が初見である。以下南北朝期以降の領家の動向をみてみよう。

梅尾高山寺北坊 残存史料中領家に関して最も多くの頻度で登場するのが梅尾北坊（喜多坊）、即ち高山寺北坊で、「山内首藤家文書」にも「旧長福寺文書」にも登場し、村としては本郷と河北村の両村にまたがり登場する。

本郷における北坊の初見は康永四年（一一三五）安井宮令旨²¹で、宛先には尊恵御房とあるが、『高山寺縁起』（高山寺資料叢書『明恵上人資料』所収）の「北坊代々」の中に彼の名前がみえている。

次に河北村の場合、北坊の初見は康永二年（一一三三）の印方置文²⁴で、「尊恵房可令相統管領給之由、進讓状候き」とみえている。また観応元年（一一三〇）室町將軍家御教書⁴には「領家梅尾北坊」と記され

ている。これが京都側の史料にみえる「領家」の語の初見なのだが、この時は係争中で、貞治三年（一二三六）後光厳天皇綸旨^⑱が尊惠上人宛に出されて北坊の知行が確定した。北坊知行の史料的下限は永享十二年（一二四〇）である（山九五）。

恵日院祥忠 年欠御教書（山一四七）によると、

地毗庄内河北村領家職事、如元、恵日院祥忠菴主方仁被返候了、

とあり、この時河北村領家職が恵日院祥忠に還補された。この祥忠は応安六年（一二七三）に、

蓮花王院領備後国地毗庄内河北村領家方半濟所務職

を山内下野守通忠に補任した人物である（山五六）。

この前者の文書につき『大日本古文書』は文書名を「備後地毗庄領家御教書」とする。但しこの文書の書式は蓮花王院が発給したことが明らかな文書（山五五六）に一致する。つまり内公文が発給する点、袖判が加えられる点、また「蓮花王院領備後国地毗庄」とする表現等が共通するが、これらのことはこの文書（山一四七）もまた地毗庄本家蓮花王院から発給されたことを示そう。文書名は「地毗庄本家御教書」と改めるべきであろうが、蓮花王院はこの時期、河北村領家職に付き、さかんに改替を行っていたのである。

千光寺 文応目録によればこの時全庄が千光寺領とされているが、

この史料が信頼しがたいものであることは先述した。千光寺は応安六年（一二七三）以降の本郷のみにあられ、他村には登場しない。即ちこの年千光寺は山内通忠を千光寺領本郷の当年分領家方代官職に補任し（山五五）、至徳三年（一二三六）、応永九年（一二四〇）にも山内氏が千光寺への領家年貢「京進」を請負っている（山六四、八二）。千光寺とは未詳だが、もし尾道千光寺を指すのであれば瀬戸内海の商業都市にあった寺院千光寺が年貢「京進」業務を行っていたことになるから、千光寺は領家そのものというよりは、「領家」を請負い、代行する立場にあったことにならうか。千光寺が登場する史料的下限は永享十二年（一二四〇）である（山九五）。

山門石泉院 明徳元年（一二三九）以降、「山門石泉院領」としての伊与西村がみえている（山六六）。永享十二年（一二四〇）の領家本所目安状（山九五）に、

一伊与領家本所蓮花王院領公用式拾貫文石泉院殿へ納申候

とあるが、ここでは蓮花王院に代わり年貢納入をうけるものとして石泉院が認識されている。この永享の段階で石泉院と同様、本来の領家に代わり年貢納入をうけていたものは伊与東（蓮花王院領）では妙法院、多賀（蓮花王院領）では伏見法安寺、そして河北（高山寺北坊）では村上正賢であった。

なお従来の研究は山門根本千手院が地毗庄領家であったとしてきたが、千手院領であった恵蘇西条四箇村（山六八、七五、九六、一〇二、一

四八) は地毗庄とは別の可能性があり、ここでは除外する。⁽¹⁵⁾

ほかに応永四年(一三九七)には「地毗庄内原上村同下村伊与東村等領家職」が千々代丸によって山内通忠に(山七四)、また応永三十年(一四二三)には「河北領家職」が備後守護山名常照によって山内禰通に宛行われている(山八九)。右の四箇村の領家年貢田数注文(山七七)が応永十三年(一四〇六)に作成されているが、いずれも半済分にかかわるものと思われる。

4 預所(雑掌)の動向と領家変遷の背景

以上きわめて複雑な領家像となったが、本郷・河北におけるそれを整理してみよう。本郷では、

安井宮↓高山寺北坊↓千光寺

河北では、

安井宮———↓高山寺北坊

浄蓮花院↓三鉢寺↓高山寺北坊(恵日院祥忠)↓高山寺北坊
という変遷があった。

一体何故このような激しい変遷があったのだろうか。また領家職の継承はいかなる形で行なわれたのだろうか。また浄蓮花院等と安井宮の関係はいかなるものだったのだろうか。

これらの問題を考えるためには、まず領家のもとで直接庄務に携わった預所(雑掌)の行動を追跡していかねばならないだろう。

玄空・順悟 最初に河北村に関する前掲玄空契約状⁽²⁾を検討しよう。本文書は欠年であるが、文中に元弘二年(一三三二)とあること、また

内容から順悟が建武二年(一三三五) 綸旨⁽⁷⁾を得る以前のものと判断されること、文中「世上早静謐」とあることから、後醍醐天皇の隠岐配流から護良親王・楠木正成らの挙兵までの間、すなわち元弘二年三月以降、年末までの間の作成と限定できよう。

この史料は浄蓮花院預所であった玄空がそれを順悟に譲渡する際の契約状と考えられるが、その内容をみると、浄蓮花院の知行がすこぶる困難であったことがわかる。即ち河北地頭山内氏は既に鎌倉中末期から未進を重ねており、ついに嘉元及び元亨年間には年貢納入を命ずる関東御教書が出されたのであるが、にもかかわらず山内俊資は元亨三年(一三三三)には預所を庄家に入立てず、一向に押領を行なっていた。⁽¹⁶⁾そこで玄空は再度訴訟をおこし、元弘二年(一三三二)には勝訴を確信するに至ったのだが、天下動乱のため沙汰やみになってしまい、そうこうするうちに玄空も年をとってしまった。そこで玄空は順悟に預所職を申し付けた。順悟は「地頭押領」また「安井宮御濫妨」等を排除する上で奔走した。

ここに安井宮御濫妨とあるので、玄空―順悟、そしてその上にたつ浄蓮花院の系列に対して安井宮が対立した時期のあったこと、つまり安井宮が浄蓮花院等の知行を認めず、地毗庄知行に関する混乱が生じていたことがわかる。

この間に西山往生院(三鉢寺)への寄進がなされたことは先述した。順悟はまず新しく領家となった西山往生院衆中に申し入れて安堵の契約を獲得、ついで建武二年(一三三五)には逆にかつて対立していた安井宮から、「任相伝旨、知行不可有相違」とする内容の令旨⁽⁷⁾を得た。

この令旨は河北村における安井宮の権利を、順悟に譲渡・放棄する内容であったと思われる。おそらく順悟は相当な代価を支払ったことであろう。

なお玄空と対立していた河北村「当地頭」俊資については先述したとおりである(三四〇頁)。俊資はこのうち没落したらしく、貞治段階の河北村において高山寺北坊と対立するのは本郷地頭山内通継であった(⑦)。

房源と定勝 さて安井宮令旨を得た順悟は相当なやり手であったようだが、その彼も康永二年(一三四三)以前には死亡してしまった(②④)。この間建武二年(一三三五)には河北村雑掌良清の名もみえるが(⑬)、順悟の権利を継承していたのは印方らしい。康永二年印方置文(⑭)は、病中認められたものでもあり、難解だが、印方がその職を尊恵に譲与したことを記し置いたものと解釈できる。尊恵が印方の職を獲得するにあたっては、やはりかなりの代価を支払ったはずであるが、実はこの病中の混乱の中での譲与が、混乱の伏線となる。

一方建武五年(一三三八)に房源なる人物が河北村預所職を請負っている。即ち房源はある人物が預所職を「限永代去給」ったことをうけて「公家武家沙汰并所務間事、更不可存等閑」ことを誓って請文(⑭)を提出している。ある人物とは安井宮ではないかと思われるが、その房源は印方置文によると、文書正文を訴訟のため借り請けていた。おそらく玄空や順悟と同じく、房源は訴訟を専門に行なうプロだったのだろう。この房源は「旧長福寺文書」をみる限りでは、その生涯を高山寺北坊との対決にささげることになる人物であった。

高山寺北坊尊恵が印方より譲状を得た段階で、文書正文のちに尊恵と対立する房源が所持していたわけだが、尊恵への譲与はおそらく房源らが承知した上でなされたものではなかったのである。印方の行為によって地氈庄河北村知行の混乱は一層深刻化する。

尊恵は本郷に關しては早く康永四年(一三四五)に安井宮令旨(②)を得た。この「本郷可令知行給」との文言も補任ではなく去渡を意味していると思われる。高山寺尊恵は本郷でもまたかなりの代価を支払ったことであろう。尊恵の立場は相当有利に展開しているようにみえた。

しかし房源と高山寺北坊雑掌定勝との争いが観応以前に開始される。まず房源の側が訴えて一旦は施行状を獲得した。だが北坊定勝が「支申」したため、先度の奉書は撤回され、とりあえず房源の違乱をとどめ、幕府自身は裁決を下さずに、「於理非者 宜為 聖断」とする判断が観応元年(一三五〇)の御教書(④)によって示された。

にもかかわらず先度奉書をうけての房源の当知行はつづいていたよう(④)で、文和二年(一三五三)定勝側は再び「山内刑部三郎并房源以下輩濫妨事」につき、先度の仰下にもかかわらず、使節が緩怠していると(⑤)して訴え、下地を雑掌に付すべしとの御教書(⑤)を得ている。

しかし観応元年に幕府より求められた聖断そのものが下ったのは結局十四年後の貞治三年(一三六四)で、尊恵上人の知行を保証した後光厳天皇綸旨(⑩)が出されて一応の決着をみたのである(⑬)。

ところが貞治三年綸旨による勝訴にもかかわらず、高山寺北坊定勝は当知行を回復することはできなかったらしい。貞治五年(一三六六)定勝は再び解状を出して山内通継と房源の押妨を訴え、御教書(⑦)を得

ている。この結果、当知行を回復し得たのか否かは明らかではないが、おどろくことにその十七年後の永徳三年（一三八三）、定勝は再び山内通継跡ならびに房源が「不寄付所務」とする、前回同様の内容を訴えたのである。四度に互る訴訟とその都度の勝訴の判決にもかかわらず、康永以来四十年の間、定勝は結局房源を排除することができなかつたわけである。房源がいかなる上級領主につながっていたのかは、とりあえず不明だが、高山寺北坊の実質的な支配はこの間確認できない。

祥忠と山内通忠 ところで貞治繪旨が出されたのち、山内首藤家側の史料によると、蓮花王院によって恵日院祥忠に領家職が返付され、その祥忠が応安六年（一三七三）に山内通忠を領家代官に補任している（山一四七、五六）。祥忠の行為は山内氏を敵としていた高山寺北坊不知行の空隙の中でのものであり、高山寺への敵対行為である。この応安六年の山内氏の所務職請負額十貫という数値は、この二十年後の明徳四年（一三九三）、及び五十七年後の永享十二年（一四四〇）の十三貫と比較してみても少なく¹⁸（⑨、山九五）、「当所下地如元興行時者、土貢又随其可加増也」という条件を付しての格安のものであった。その前提には領家年貢がほとんどあがってこないという状況があったはずである。山内氏は自身に有利な側の預所と結びついたが、蓮花王院もまた高山寺北坊の不確実な知行よりも、収取が期待できる祥忠―山内のラインを選択した。結局は領家方も地頭山内氏を排除するだけの力はなかつたので、山内氏と結びつくもののみが収取を実現できたのである。おそらくは蓮花王院と高山寺北坊との関係は悪化したこと

であろう。

なお本郷における高山寺北坊の知行もまたすこぶる困難で、延文三年（一三五八）から応安元年（一三六八）に到るまで、十年間も本郷地頭山内刑部三郎（通継）跡輩によって領家職年貢は押妨されていた（⑬）。また応安以降も北坊が本郷領家として知行を実現し得たことを示す史料はなく、やがて本郷領家は千光寺となった。

景衍と定祐 さて定勝と房源の対立は結局は両者の生存中には解決されず、その死後定勝の後を定祐が、房源の後を景衍が引き継ぐ形で争いがつづいている。

即ち応永元年（一三九四）三月二十四日に景衍訴状に基づき施行状が景衍方に出されたが、しかし定祐の「支申」があり、とりあえず先度の奉書は召し返され、「於理非者可遂対決」ということになり、下地は定祐の側に沙汰付けられることとなった（⑩⑪）。

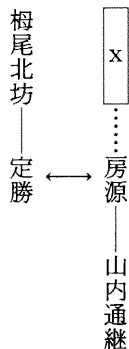
観応、永徳の相論とあまりに類似した展開ではあったが、ちがっていたのはこの相論が、蓮花王院と梶尾北坊とが領家職を争う形の相論となったことである。これは史料にみる限り、過去長期に互った房源・定勝間の相論ではみられない形のものであった。

応永に景衍の側が新たに訴訟をおこし、逆に攻勢をかけたことは、何らかの新しい材料を景衍が入手したことを暗示しよう。つまり蓮花王院との結合によって得られた新材料である。蓮花王院の動き、特に各村における「領家本所」職把握の志向については既述してきたが、領家の当知行が困難な事態の中で、ここに到って蓮花王院自身が本格的な失地回復運動を試みたのである。領家高山寺北坊を排除し「領家

本所」分を把握しようとする蓮花王院が、高山寺北坊には不利な文書を所持していた景符と結合するのは必然であった。

房源と蓮花王院 先に房源がいかなる上級領主と結びついていいたのかは不明とした。しかし述べてきた経過の中に、各対立をふり返ってみよう。

(1) 観応(貞治)
(二三五〇)六四
梅尾北坊——定勝



蓮花王院——惠日院祥忠——山内通忠

(2) 応安六年
(二三七三)

梅尾北坊——定勝

蓮花王院——景符

(3) 応永元年
(二三九四)

梅尾北坊——定祐

このように整理してみれば、(1)のxに入るものには、蓮花王院が考えられる。河北村で六貫、全庄でも三十貫程度とわずかな上に、それさえとどこおりがちな本家得分にあき足りぬ蓮花王院は下級の諸職の排除を考えた。房源は蓮花王院や地頭山内氏と結びついてしたが故に、度重なる敗訴にもかかわらず、地毗庄からは排斥されることがなかつた。

たのであろう。応永の相論は実は潜行する対立が表面化したにすぎなかったのである。

4 借錢による領主の移動—文書の伝来—

1 応永十三年の文書質

応永から永享までの過程 蓮花王院が領家職の接收を図るべく行なった応永元年(一三九四)の相論では、一旦は蓮花王院側が勝訴し奉書が下されたが、梅尾北坊の「支申」によって召返され、理非については対決を遂げることになった。この結果はわからないが、永享十二年(一四四〇)の山内時通注進状(山九五)では、川北領家本所は「とかの尾喜多坊」(高山寺北坊)となっており、北坊の知行回復がなされている。但し併記して「公用十三貫文請」とあって、実際の請取人は村上であった。そこで応永から永享までの過程をみよう。

祐増借書 応永十三年(一四〇六)、祐増なる人物が河北村の年貢と文書を担保に、十貫を貫別五十文の利平(利子、この場合の利率を五文子といった。五パーセント)で借用している(③、写真R-8、三八六頁)。

この祐増が高山寺北坊であったことは、「為当坊相伝、当知行」といった表現の仕方や、応永相論以降の当知行者が高山寺北坊であったこと(山九五)、定祐の一字を得ていることから容易に推察できる。但し残念ながら袖判の人物の花押比定はできておらず、詳細は不明である。祐増は十貫文の借錢をするにあたり、担保物権を河北村の年貢とした。そしてそれを保証する物として「房源法印預状、其外文書少々、

井山内請文」といった文書を預けたのである。祐増は、

此借物過当年、不返弁申候者、永代可被知行候、其時募権威、
於公家武家、不可歎申候、且此借書、可被号売券候也

つまり、返済が不可能な時は永代知行してかまわない。その時公家や武家のルートを使って領家職を取り戻すよう歎願などはしない。その時はこの借書は売券の扱いをしてもらってかまわない、といっている。みってきたように高山寺(梅尾)北坊にとって、河北村の知行は決して容易なものではなかった。祐増はいよいよの時は売買と同じつもりで、文書を渡したのである。但し高山寺北坊にとって文書は十貫そこそこの価値はあったといえよう。

中世に文書を担保に借錢が行なわれたこと、即ち文書質については、古く中田薫『法制史論集』二(「日本中世の不動産質」、初出は一九一七年)に詳述されている。また荘園領主が将来入るべき年貢を返済にあてる条件で、寺院や土倉から借錢し、錢主の側が代官を派遣して所務を請負ったことは、万里小路家領を素材として新田英治氏が(「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」)、『日本社会経済史研究』中世篇、一九六七年所収)、賀茂別雷社領能登国土田庄と土倉野洲井の活動を素材として須磨千穎氏が(「土倉による荘園年貢収納の請負について」)、『史学雑誌』八〇一六、一九七一年)、それぞれ明らかにされたところである。地毗庄の状況もこれに類似したものと思われる¹⁹⁾。

しかしこの年は祐増は何とか返済をなし得たようで、北坊の知行は

持続した(山九五)。

2 応永廿一年の質流れ

高家去状―文書は北坊から村上へ 『長福寺文書の研究』によって紹介された二点の文書は、高山寺北坊から村上への文書の移動過程を明確にした。即ち応永十八年(一四一一)十二月、高家なる人物が五十貫文の料足を、貫別五十文の利平(五文子)で、ある人物から借用をしている(25)。高家は「坊領備後国地毗庄内河北村」と表現しているから、高山寺北坊の側の人物であろう。彼は当年を含め三か年以内に「本利共」、つまり元金利息を含めて返済する。もし三年過ぎて返済できなければ、

相副文書進給候上者、永代可被致知行

と、先の応永十三年と同じような約束をしたのである。五十貫文は高額だが、三か年分の年貢相当であった。

ところが先の場合と異なり、今度は高家は返済することができなかった。応永廿一年(一四一四)十一月に到り、結局村上筑前守に対し去状(26)を提出し、村上による知行と、自身の知行放棄を約束したのである。

ここに高家が借錢した相手が村上筑前守であったことが判明するが、以後はこの去状のとおり、河北村の当知行者は村上となっており、そのことは、「山内首藤家文書」(山八五)においても「長福寺文書」

(23) においても確認できる。ともに永享十二年(一四四〇)の史料であるが、前者では、

とかの尾喜多坊領

一川北領家本所

村上殿へ納
公用十三貫文請

とあり、同じ年の後者の史料では山内時通が「地毗庄河北領家本所分」⁽²⁰⁾を「京着式拾伍貫文」で預っているが、その請文の宛先も「村上殿」であった。「喜多坊(北坊)領」とはあるが名目のみが残ったのであり、実態を示すものではない。十三貫、二十五貫と両者の数値が異なるのは、前者が半済の数値を示すからであり(前註⁽¹⁸⁾)、京着とあるのは守護への京送を意味しよう。

このようにして、地毗庄河北村の文書は高山寺北坊から村上筑前守に移動したのであるが、村上氏については備後守護山名氏の家臣に村上氏がいる。彼は瀬戸内水軍として著名な村上である。⁽²¹⁾村上筑前守も同族であろう。村上氏は交通に深くかかわる中で、年貢京進にも関与していたものであろう。

このうち、応永三十年(一四二三)には、地毗庄河北領家職は守護山名常熙によって山内熙通に「給分」として充行わ⁽²²⁾れているが、半済分をいおう(山八九)。

3 寛正七年の質流れ

長福寺文書としての伝来 以上史料上の文言にあらわれる領家・預

所を考えてきたが、ついに登場しなかったのが領家としての梅津長福寺である。領家方文書は長福寺文書として伝来したが、関係文書の中に長福寺領地毗庄、あるいは長福寺雜掌といった文言はみられなかった。しかしわずか一点であるが長福寺の登場する文書がある。即ち寛正七年(一四六六)、村上正賢が清涼院侍真禪師より、祠堂錢二十五貫文を貫別二十文の利并⁽²⁴⁾(この利率は二文字で低利である)で借用している文書⁽²⁾がそれで、この清涼院こそ梅津長福寺の塔頭であった。

祠堂錢は主として禅宗寺院において信者の寄進によって蓄積された錢貨を二文字の低利で貸付けたもので、徳政の対象から除外される等室町幕府によって保護されていた。⁽²²⁾この祠堂錢を借りた村上正賢は、先にみた村上筑前守の係累で、おそらくは子か孫かであろう。

さて村上正賢が二十五貫分を借用する際に質物としたのは、

質物ニハ備後国地毗庄河北村本所分当知行候お、相伝之支証等、
悉相副之進置候、若々無沙汰之儀候者、押可有御知行候

とあるように、これもまた地毗庄相伝文書だったのである。

即ち正賢はその年秋に入るはずの年貢を担保とし、具体的担保物件として全ての相伝文書を長福寺に渡して、一年分年貢相当の二十五貫を借りたのである。

さて今日、地毗庄領家方史料は旧長福寺文書として伝来している。そのことは借錢担保とされた相伝文書が、質流れによってそのまま貸

主長福寺のもとにとどめおかれたことを示している。借用状には「無沙汰の儀があれば押して御知行あるべし」と書かれていたが、おそらく長福寺は自ら代官を派遣し、年貢を収納して未済分の回収に努めたはずである。

金融業者長福寺 先に永享の段階で領家本所が蓮花王院であっても、実際に年貢の納入をうけていたのが山門、石泉院であり、妙法院であり、伏見法安寺であり、そして村上であったことをみた。また恵蘇四条四箇村も山門、根本千手堂領であった。妙法院も本坊は山門、西塔である。山門が金融業者、高利貸資本であったことは周知のことである。千光寺もまた瀬戸内水運の拠点都市、尾道にあったとすれば同様の性格が指摘できよう。地毗庄内とその周辺に山門等が進出していたことは、河北村同様にそれらの村々では本来の領家の手を離れて、金融業者が収納を行っていたことを語っている。

守護体制への寄生 さてこのように荘園領主は自らの所有する各荘園の相伝文書の一部を担保にしばしば借銭をしていたわけだが、寛正の場合、借主は純然たる荘園領主ではなく、むしろ守護に近い村上氏であった。瀬戸内海の交通・流通を掌握し、年貢京進をはじめとする物資・金銭の移動に深く関わっていた村上氏は、借銭を肩代わりする中で、次第に自ら荘園年貢を收取し得る立場となっていたのである。寛正借入以降十七年を経た文明十五年（一四八三）山内豊通請地日記（山一八三）には、

一所京着公用廿貫文 河北半済 村上殿領

と記されている。依然村上領であったわけだが、寛正以後の地毗庄知行に関する長福寺側の史料が残存しないことと併せ考えると、寛正に村上氏が借銭を返済できず、文書が長福寺に移ったとした場合でも、村上領としての体制は続いていたものと考えらるべきであろう。つまり長福寺は村上氏の知行体制にくいこむ形で収納を行なったのである。土倉や寺社代官が年貢収納にあたる場合でも、結局は守護やその重臣の協力がなければ収納が困難であったことは先行研究に詳しい。寛正の地毗庄の場合、借銭担保文書を得ても、長福寺が村上氏に代わる領主そのものにはなり得なかったと思われる。

応仁・文明の乱以降の史料である後欠山内豊通預り所并色々注文（山一八四）によると、石泉院領であった伊与本家分の公用二十貫、十三間堂（蓮花王院）領であった伊与東分の公用五貫はいずれも、

一 乱後無沙汰候

とされており、実質的に荘園制支配が終焉していたことがしられるが、村上氏が請負っていた河北領家公用二十五貫は、

一 乱後ハ廿貫沙汰候

と五貫の落ちこみにとどまって荘園制的収取が維持されていた（山一八三）。この時期領家年貢を収納し得る実力があつたのは村上氏だけ

だったのである。長福寺が未済分年貢の回収をすべく数年間収納にあたったことはあるにせよ、そして相伝文書を入手していたにせよ、村上氏に代わって領主になることは、ついになかった。

むすび

史料上の文言によれば、例えば河北村における高山寺北坊は、貞和五年（一三四九）以前より永享十二年（一四四〇）以降まで百年に亘り領家であったことになる。しかし実際にはその当知行にはなかなか困難な面があり、百年もの間、実質的な領家でありつづけたことを必ずしも意味してはいない。

地毗庄領家・預所の中には相互に対立する存在がいくつかあった。

具体的にその対立をあげるならば、

(1) 康元頃の安井宮道融と藤原氏

(2) 元弘頃の安井宮と玄空（浄蓮花院）

(3) 観応―永徳の高山寺北坊（定勝）と房源

(4) 応永頃の高山寺北坊（定祐）と蓮花王院（景衍）

等である。地毗庄領家相論が途切れることなく行なわれていたことを考慮すると、一方の側と対立し、敗訴した側が、その相伝文書を廃棄することなく有力な権門にそれを寄進し、当知行の実現を託したこと、そうしたことがくり返されたこと等が考えられる。不知行のままに領家職の寄進あるいは文書の売却がなされたこと。仮に地毗庄をめぐってそうしたことが行なわれていたと想定してみると、複雑な伝領関係があったことの背景や、「公家・武家沙汰」⁽¹⁴⁾⁽²²⁾を請負った訴訟のプ

ロ、預所・雑掌の活躍の場がそこにあった理由なども理解できよう。

一方諸権門の対立は在地にも大きな影響を与える。地頭は権門の対立を利用して、自身に有利な一方の側と結合する。雑掌もまた地頭と結合して優位にたつことをはかる。山内氏、そして蓮花王院と結合していた房源は敗訴の憂き目を数度味わったはずだが、それでも四十年間、河北村から排除されることはなかったのである。

中世荘園としての地毗庄の最終段階に、質流れ担保として長福寺に移動した文書群は、地毗庄における安井宮から高山寺への領家職の譲与、順悟から印方、そして尊恵（定勝）への預所職の移動もまた、売買そのものであったことを示唆してくれるだろう。

こうした地毗庄領家像は、高野山、東大寺等の元来の荘園領主そのものに伝来した文書群が語る領家像とは一見、かなり異なるもののような印象を受ける。しかしいわばこうしたあたりある領家文書が語る領家像も、おそらく実際には決して特殊な姿ではなかった。多くの荘園における荘園制支配は、こうした借銭が返せなかったことによつて終焉していったのである。

(1) 猪原薫一「備後国地毗庄」『歴史と地理』三三一六、一九三四年）、ほか三木靖、松浦義則ら各氏の論考は先述三三五頁。

(2) 前註(1)猪原論文。なお『大日本古文書』は森、脇で二村としているが、森脇は伊予東に該当する一村である（『芸藩通志』）。

(3) 半済における下地分割については佐藤進一「守護領国制の展開」『新日本史大系』三・中世社会所収）に指摘がある。

(4) このことについては北爪真佐夫「守護領国と荘園制」(『歴史公論』八一、一九八二年)にも一部闕説がある。

(5) 但し『広島県史』に利早とあるのは利平の誤植、また「就相副……」の就は文意からして然と読むべきであろう。また山内請文の傍注に熙通とあるが、これは史料⑨をさすはずだから通忠であろう。なおこの史料は青山文庫文書とは異なり、一点のみ独立して分類されており、単独で国会図書館に納入されたものと推定される。

(6) 但し『広島県史』に馬恵とあるのは尊恵の誤植。

(7) 『広島県史』は七月八日とするが、応永元年九月六日奉書⑩をうけて出されたのだから九月八日でなければならぬ。

(8) 『広島県史』は文書名を康仁親王令旨とし、安井宮に康仁親王と傍注するが、後註(11)の諸史料によっても康仁親王が安井宮であったとする記述はみられない。『大日本史料』は「康仁親王子竟円権僧正ナルベシ」と注記する。ただ、竟円が安井宮であったとする史料は『諸門跡譜』のみで他の史料にはみられない(『群書解題』安井門跡次第(和多昭氏執筆)の項参照)。

(9) 方の字は判読しにくく、可、あるいはその他の別の字とも思われる。

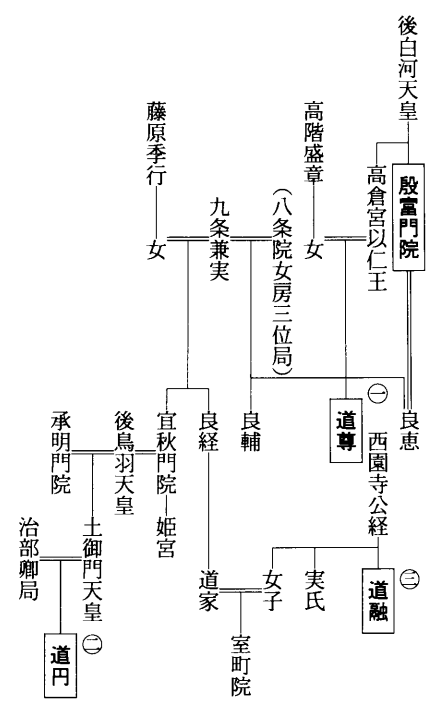
(10) 「三鈿寺文書」については植田信広「東京大学法学部法制史資料室所蔵三鈿寺文書」(『古文書研究』一七・一八合併号)。

(11) 安井宮門跡については「本朝皇胤紹運録」諸門跡譜「仁和寺諸院家記」(以上『群書類従』所収)、「安井門跡次第」(『統群書類従』『改定史籍集覧』所収)、『京都市の地名』、『大日本史料』四一六、正治二年十月十七日条等。

なお安井宮が伊勢石河厨師領家職を押し領したことが永仁四年二所太神宮神主申状案(皇字沙汰文・鎌倉遺文)二五一一八九八四)にみえる。また勝尾寺文書によっても安井宮の所領集積の過程を知り得る。

(12) 『箕面市史』史料編一(三四五七七、三六六、四九四、五〇二、三、五〇六)。

安井宮をめぐる系譜は左のようになる。



高階盛章女で仁仁王妻であった道尊母(『本朝皇胤紹運録』)は、のち九条兼実妻となった八条院女房三位局(『尊卑分脈』)である。『明月記』正治元年七月五日条によれば、この日出家した彼女は「殿下教御子息母」であった。彼女の子であることが判明するのは数人のうち九条良輔ただ一人であるが、兼実子のうち股富門院猶子となった良恵は、母の名は不明だがその出家に際し良輔が同席していること(『葉黄記』曆仁元年六月二十三日条)からして同母、つまり八条院女房子の可能性が高い。藤原氏とは九条兼実と八条院女房との間の女子であろうか。延慶地頭請は「本所安井宮」挙状によって成立するが、その和与状、下知状の文言に「若自領家違犯此状……」とみえる。本所と領家を使い分けているのであろうか。

なお安井宮門跡は西院門跡を兼帯するのが一般的であつたらしい(前註(11))。史料⑫に西院宮とみえるのは安井宮を指そう。

- (14) 淨蓮花院については浜崎一志「淨蓮華院と吉田構」(『京都大学構内遺跡調査研究年報』昭和五十六年度)、佐藤進一「淨蓮華院文書」(『年報中世史研究』一)、森茂暁「東洋文庫所蔵『淨蓮華院文書』と『宣胤卿記』(『國書逸文研究』七)、新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」(『日本社会経済史研究』中世篇)、中村直勝「勸修寺家領に就いて」(『中村直勝著作集』四)等。なお「宣胤卿記」文龜四年閏三月十一日条の記事が多く引用されるが、吉田経房の正しい忌日は正治二年閏二月十一日。

- (15) 四か村は「惠蘇西条河北以下四箇村」と記される場合がある。この河北が地毗庄河北であれば千手院が地毗庄領家であったことになる。この点検討を要するが、一応この四か村が地毗庄内四か村ではなく惠蘇西条四か村と表記されていること、及び山内豊通預り所等注文(山一八四)等では河北領家と四か村が区別されているので別と考えておく。

- (16) 但し元亨三年(一三二三)替銭宿記文并同替文案ではこの年六月為替によって三十貫が送金されている。これは前年分であろうか。あるいはこうした金融業者の介在によるトラブルが年貢対掉の一因となつたのだろうか。

- (17) この間康永以降二十年を要しているが、観応・文和の奉書以外に高山寺北坊に有利な文書が発給されていないことは、のち永徳三年(一二八三)定勝申状⑧において副進された文書が、貞治三年綱旨⑩、観応・文和・貞治五年の奉書④⑤⑦のみであることに明らかである。

- (18) 河北村領家年貢額の判明するものは別表のとおりである。このうち(5)、(6)は同じ年、同じ村上氏対山内氏の関係で記された数字であるが

十三貫また二十五貫と異なっている。おそらくは前者が半済分を除いた領家本所分、後者が半済分を含んだ領家本所分であろう。即ち河北年貢表記にはこの二種類があると思われるが、してみれば(2)(3)(5)は本来は二十貫、二十五貫であったものが半済分を除いた数値が記されたものとも考えられる。

別表 河北村における領家年貢の変遷

(1)	元亨 3 (1323)年	30 貫	①
(2)	応安 6 (1373)年	10 貫	山 56
(3)	明德 4 (1393)年	13 貫	⑨
(4)	応永 13(1406)年	18 貫 300 文	山 77
(5)	永享 12(1440)年 8 月	13 貫	山 95
(6)	永享 12(1440)年 11 月	25 貫	⑬
(7)	寛正 7 (1466)年	25 貫	②
(8)	文明 15(1483)年	20 貫	山 183

- (19) 鎌倉末期、山内氏所領摂津国富島庄が本銭返の担保となつたこと(山二〇)、室町末期山名氏が「質ニ取流在所」も含めて山内氏所領を安堵していること(山一九六)は、関連して参考にならう。また永享九年山内時通利銭借券案(山五五九)は文書質の一例である。

- (20) 『長福寺文書の研究』では、「河」の字が脱漏となっている。
 (21) 村上氏については村上文書(『広島県史・古代中世資料編V』)、また『愛媛県史』古代II・中世、同資料編参照のこと。ほかに山名同名に多賀村上新蔵人がいるが(山一七四)、関係は不明。

(22)

宝月圭吾「中世の祠堂銭について」、『志茂樹博士喜寿記念論文集』一九七一年・所収)、今谷明『戦国時代の室町幕府』(一九七五年)等。

補註

旧稿(『日本歴史』四三八、一九八四年十一月)発表後、同じ職場の

河原純之氏から、質入れ価格の廿五貫とは現在のどれ程の値段なのかとの質問をいただいた。永享年間、米一石が銭一貫、応仁元年、酒一斗は銭二五〇文、永享年間、金一両は銭三貫文、銀一両は銭五〇〇文であるから、中世の銭一貫は米一石、酒四斗、金一匁五分(一匁は三七五グラム)、銀二両(一匁六分)と等価であった。現在(一九九一年)の価格では一貫はさしずめ米では八万円前後、酒でも八万円前後、金では八千円前後に相当し、銀ではわずか六〇〇円となる。金・銀は世界からの輸入により価格の下落が著しいので、米、酒で換算すれば廿五貫文は二〇〇万円程度であろうか。

第二章 安芸国三入庄の復原的研究

名を示す史料 三入庄^{みいり}は、熊谷直実の後裔熊谷一族が、地頭として入部したことで著名な荘園である。近世に広島藩によって編纂された『芸藩通志』の編者は、旧三入庄域を大林村、桐原村^{とげ}、上町屋村、下町屋村、上原村の五か村であると規定している。この五か村とは現在の広島市安佐北区、即ち旧可部町のうち北東の部分、太田川の支流根の谷川の流域に相当し、上原村以外の四村は旧三入村に属する。さて三入庄の名^{なま}に関する詳細な文献が「熊谷家文書」(『大日本古文書』、以下熊谷文書を引用する場合は、この史料集の文書番号により、その一〇号文書は熊一〇のように略す)の中に残っている。三入庄の名はこれらの文献を現地調査と併せ検討することにより、はじめてその具体的な姿をみせてくれるはずである。以下三入庄の名について検討してみたいが、主要に用いる史料は、

(1) 嘉禎元年(一二三五)十一月十二日三入庄地頭得分田島等配分注文(熊一六)、

(2) 嘉曆四年(一二二九)四月三日熊谷直経自筆去状⁽¹⁾(熊三三、二〇六)、

(3) 貞和二年(一二四六)十二月十七日足利直義下知状(熊八三)で、(1)は特に地頭名(二郎丸名)、公文名(是松名)、政所名等のあり方を示すものとして、多くの研究者にとりあげられたものである(黒田俊雄『日本中世封建制論』、島田次郎「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」、『中世の社会と経済』所収、のち『日本中世の領主制と村落』に再録)、佐藤和彦『南北朝内乱史論』、五味文彦「守護地頭制の展開と武士団」、『岩波講座日本歴史』所収)等。

地名の収集―郡中国郡志 さて最初に地名を収集する作業を行なうが、ここでも小字及び小字以外の地名を収集する必要がある。このうち小字以外の地名の収集には高宮郡『郡中国郡志』が参考になる。これは『国郡志』即ち文政八年(一二二五)に編纂された『芸藩通志』の下調べ帳、つまり村々から差し出された書出帳(普通「国郡志御用に

付、下しらへ書出帳」という標題をもっている)を郡単位に集成したもので、高宮郡の場合は安政六年(一八五九)の写が「黒川文書」(広島城郷土館寄託)として残存している。この『郡中国郡志』には『芸藩通志』が採録しなかった詳細な地名が記録されており、大変貴重である。これらの地名の多くは使用されなくなって久しいので、全てを復原することは至難で、相当の調査期間と労力を投入しても百パーセントの復原が可能になるとは思えない。けれども古老に尋ねてみると、一つの村内の限定された一部地域については、おどろく程容易に復原できることがある。『郡中国郡志』の地名の完全なる比定は今後の課題であるが、ここではとりあえず今の段階で収集し得た地名によって、問題点を述べてみたい。

嘉禎の地名とその特色 まず現小字及び『郡中国郡志』によって史料(1)の嘉禎元年(一二三五)における名と同じ地名を、『芸藩通志』が三入庄とする地域(五か村)のうちから拾ってみると、得重、友近、守安(以上大林、但し得重は上町屋にもまたがる)、五郎丸、貞延(善原貞延)(以上上町屋)、延吉(下町屋)、石丸、宗里、二郎丸(以上桐原)、武行、貞綱(以上上原)等となる。このうち現位置が判明するものの多くは谷の周縁部、山地の末端で、水田にも近い高燥地ということができ(以上巻末地図S-1、S-2参照)。

さて嘉禎の名に関連して注目されるのは、『芸藩通志』が三入庄とする地域の外にも、地名が拡がっていることである。即ち上中野の二郎丸、為延、下中野の恒久、三郎丸、四日市の五郎丸、貞延、武行、三郎丸、大毛寺の行貞、五郎丸、延元(信本)、南原の助信(助延)は、

いずれも嘉禎注文に登場する名と一致する地名である。このことに関しては次の二通りの考え方ができよう。

荘域は五か村より広がったのか 第一の考え方は三入庄域は『芸藩通志』がいう五か村よりはるかに広範であったか、あるいは散在的な飛び地があったとみることである。史料(1)に庄内の地名として小中島がみえるが、中島村近辺と推測される(現在南原に隣接して小南原があることからの類推)。したがって『芸藩通志』に深川筋とされている中島村も三入庄内であった可能性がある。また南原筋とされている南原村、助延も南原が三入庄と深い関連をもっていたことからして旧庄域と考えられる。即ち南原村は近代の三入村に属していたし、南原の谷でも南原川左岸(通称七十三石)は上町屋に属し、その地にある小字定信の地は、中世に三入庄善原貞延と呼ばれた地そのものに該当すると思われるから、南原村をして小字助信が三入庄域であった可能性が高い。

可部庄の存在 しかし、三入庄の名の地名をもつ地域を、全てかつての三入庄と考えてよいのだろうか。可部町のうち旧三入村を除いた部分一帯には高野山金剛峯寺西塔院領可部庄が成立していた。『芸藩通志』はその荘域として十村をあげている。即ち可部、上中野、下中野、上四日市、下四日市、水落、大毛寺、今井田・柳瀬、勝木であるが、きわめて広大な地を占めている。『又続宝簡集』九十四中の高野山検校帳には「安芸国可部庄用途百八石」とあって、その領家得分からしても可部庄域の大きさがしられよう。また嘉元の頃には可部庄東方地頭は遠江修理亮後家、つまり鎮西探題でもあった北条定宗の妻の所

領となっており（嘉元元年十一月十七日関東下知状（熊一九八）、北条一門領であったことも知られる。

庄域を越える名 してみると三入庄が太田川沿岸に広大な田積を有していたとは考えがたい。そこで第二の考え方になる。即ち中世の名の中には庄域を越えて広範な地域に散在するものがあつたのではなからうか。例えば三か所の五郎丸のうち大毛寺・四日市のそれは可部庄に帰属し、上町屋のもののみが三入庄に属する。同様に大毛寺の行貞、信本、中野の二郎丸、三郎丸、為延、恒久などは可部庄の名であり、それとは別に同名の名が三入庄にあつたと考えたい。桐原の二郎丸がそれに該当しよう。さてこれらの名は帰属する庄園こそ異なるが、本来的には同一のものであつたのかもしれない。五郎丸についても上記の三か所の地、大林の北東八千代町佐々井にも五郎丸という集落があるが、これらの五郎丸が一連のものであれば次のような考え方も成り立つ。即ちこれらの名はかつては国衙領の名、大規模名としてこの地域に広範に存在していたが、三入庄、可部庄等の立庄過程で各荘園に分割されていったのではないか。これが第二の考え方である。

三入庄の前身は「安芸国三入保」である（『石清水文書』保元三年十二月三日官宣旨）。即ち国衙と石清水に両属する保であつたが、その点はこの考え方の補強にならう。

また『広島県史・原始古代』（田村裕執筆）は三入庄にみえる二郎丸名が、佐東郡八木村にも存在したことを香川文書・寛元四年八月十九日六波羅施行状（『広島市公文書館紀要』一、一九七八年、のち『広島県史』古代中世資料編Ⅴ所収）で明らかにし、名が一つの荘園内で自己完結す

るものではないとしているが、この点もさらに補強となる。

先にみた鶴庄と弘山庄にまたがる吉永名にも似た存在が、三入庄にもあつたように思われる。

三入庄の名のうち、地名として残存したものは少ないので、なお種々の検討は必要であろう。また全ての名が各荘園にまたがっていたというわけでは勿論なく、今日三入庄域のみに地名を残しているような名は、おそらく荘内に名主屋敷が存在し、荘内である程度自己完結する存在だったのであろう。そのことを前提としつつも、この第二の考え方が成立し、かつ五郎丸や行貞、延元のような名の形態が特に例外的・特殊な名ではなく、一般的な名の形態であつたとするならば、従来三入庄に関する文献のみで語られていた農民像には再検討が必要となってくる。というのは従来の研究は史料にあらわれる三入庄の名の田積が経営規模そのものをあらわすとして、百姓の性格を議論してきたからである。例えば黒田氏は地頭名（二郎丸名）分の名と百姓分の名を比較し、前者にみえる経営規模が後者より小規模であること、及び両者が重複しないこと等を根拠に、二郎丸名に登場する「農民」は地頭に隷属していたこと、百姓分の「農民」は小規模田積の保有農民であつたことを推定されている。確かにみごとに推論ではあるが、二郎丸名中に可部庄域にも存在する行貞が登場することを考えると、行貞のような「農民」を地頭に隷属する農民と規定することには、なお躊躇せざるを得ないのである。

嘉暦の名地名とその復原 次に史料(1)から約一世紀を経た三入庄を検討しよう。史料(2)嘉暦四年熊谷直経去状（熊三三）、史料(3)貞和二年



写真 S-1 根の谷川流域

足利直義下知状(熊八三)には史料(1)に見えなかった新しい名、高屋名が登場している(門田屋敷の名もみえる)。そこでこれらの復原を試みよう。この史料に関連して注目されるのは上町屋と下町屋の接するあたり、根の谷川の小支流山倉川が形成するヤトの一带である。

門田屋敷・高屋名

まず下町屋のうち字難波の西北端に現在は移動しているが、門田という屋号の家(現山田薬局)があった。難波が構成する講中は門田講とも呼ばれていたから、往時には難波の周辺が広く門田と認識されていたと推測できる。この地名は『郡中国郡志』にもみえている。次に難波に東接する小字は甲屋と呼ばれているが、高屋名の遺称である。そしてそこには土居と呼ばれる家があり、本家・分家が隣接し分家の屋号を土居納屋と呼んでいる。その北方には小字突田があるが、勿論「佃」であろう。また甲屋東方の小字は前述した五郎丸である。土居は地頭

館を、門田・佃は彼らの直営田を示すのであろう。

さて史料(2)の熊谷直経自筆去状は、三入本庄のうち名々二丁一反十歩を伯父有直に去渡したもので、その内訳は(一)門田東屋敷前(五反)、(二)御堂の前・いかはう作(二反)、(三)ほうふつか作(一反)、(四)ほそ田(大)、(五)せい五郎入道作(大)、(六)延吉名(四反小二十歩)、(七)依弘名(二反小)、(八)山倉名(一反)、(九)馬通名(六十歩)、(十)ひらはやし名(六十歩)、(十一)武行名(三反大)、(十二)東屋敷(四至略)である。嘉暦四年(一三二九)、以上の田地が有直に譲与されたのであるが、十七年後の貞和二年(一三四六)、直経は有直後家尼智阿が彼状(史料(2))に背いて非分押領をなしていると訴えている(史料(3))。直経は押領された所領を「三入本庄内門田屋敷所高屋名田島」と表現しており、また嘉暦に有直に譲られた所領については「件田島内」即ち高屋名の一部分であるといっている。してみると門田屋敷・高屋名の中に(一)と(二)があったと判断してよからう。

さて史料(2)中の地名は山倉の谷に多く残っている。(八)は山倉そのものであるし、小字として残るものに(九)馬通がある。また今は「倒れ」たり移転したりしているが、(六)信吉(倒れたのち「にい」という家になったが、その家も今はない)、(七)依弘(「よりひろのためじ」「ためさん」といっていた家。今はない)があった。また信吉の北西には、(十)平林があった。(二)の御堂については突田の東方小字寺原が、寺の跡(一説に西光寺)という伝承をもつことが参考になる。次に史料(3)の高屋名は「こや名」であって、現在土居宅のある小字甲屋に該当すること、また史料(2)、(3)に共通する門田については先述した。(十一)武行については山



写真 S-2 土居より熊谷氏の居城高山をみる



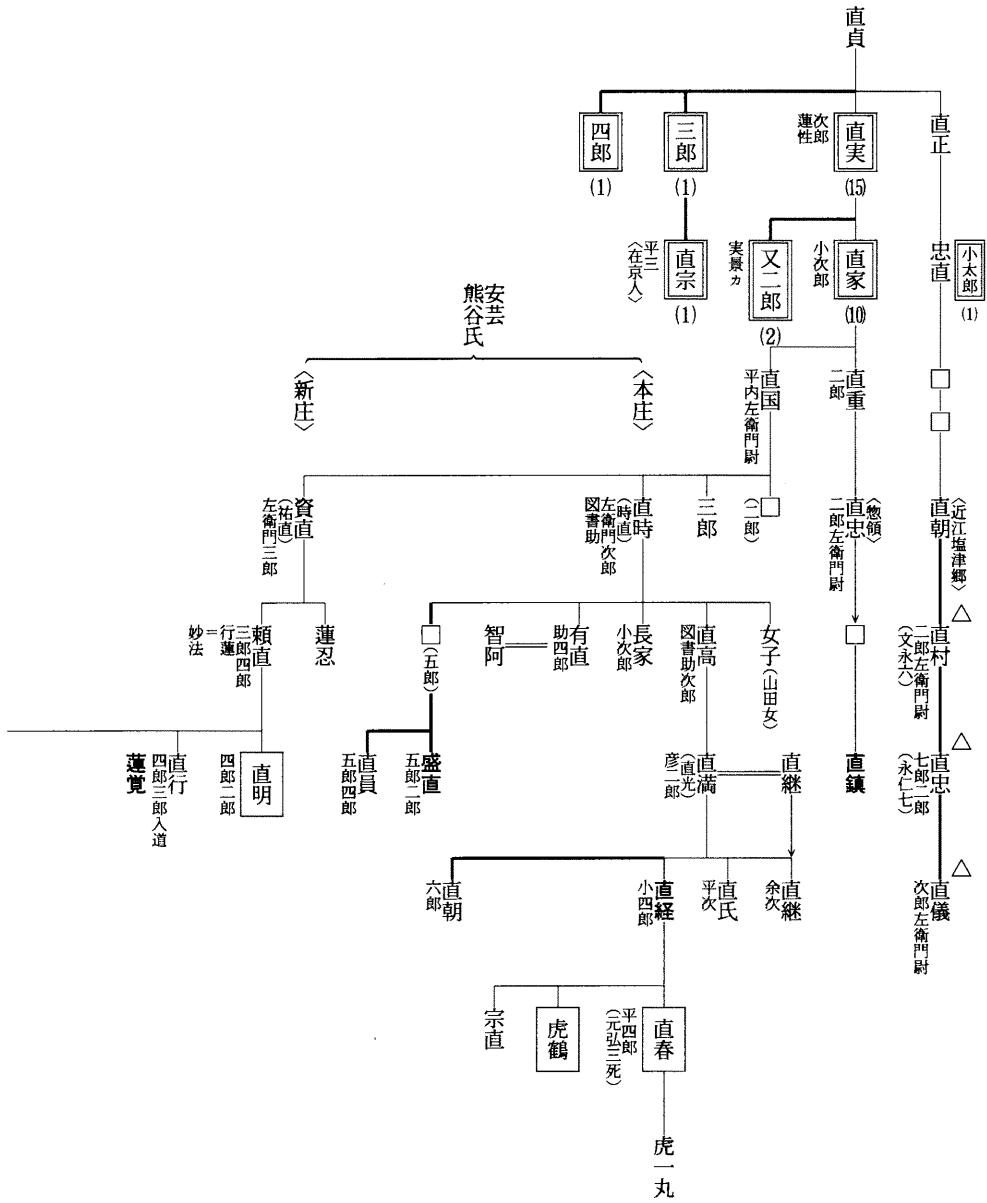
写真 S-3 木樂井手 (左) その末端 (じゅうのすい) が門田である

倉谷の現地名にはみあたらない。武行の地名があったのは上原村と四日市村である。武行名の一部が山倉谷にあったことも考えられよう。直経本拠地のイメージ 即ち武行についてはなお検討の必要があるものの、史料(2)、(3)の舞台が山倉川の作る小さな谷であったことが明らかになった。復原し得た部分は直経が有直に譲与した所領なのであるが、元来は直経分所領(門田屋敷高屋名)であり、分割後の直経所領もそれに近接してははずで、いずれも小さな谷の中と考えられる。そして史料(3)では熊谷直経はその本拠地、門田屋敷を侵略されたと表

現している。彼らの主要な世界は嘉禎分割の一世紀後、鎌倉末期には谷一つという限定された地域で展開されており、その中で直経は門田屋敷まで押領される情勢であった。直経の領主支配の評価―直清との対抗関係 さて以上現地調査の結果からうける熊谷直経の領主支配の印象は必ずしも強大とはいえないものとなった。しかしこれは従来の研究が惣領熊谷直経の力を大きく評価していることとは相当に隔たりがある。例えば佐藤和彦氏は「惣領直経は」動乱発生と同時に、惣領の權威において熊谷一族中の戦闘員を召具して、熊谷武士団を形成した」とされているし、黒田俊雄氏も「嘉暦三年直経が(三入本庄を)一円支配することとなった」と述べられている。

確かに直経は建武元年(二三三四)六月十日新政府から三入本庄地頭職の安堵をうけている(同日雑訴決断所牒、熊四七)。諸先学が直経の三入本庄の支配を、安定した一貫したものとイメージされた最大のよりどころは、この牒と、それを受けて出された国宣、施行状であろう。しかしこの安堵状を以て、直ちに彼の知行が安定していたものとすることはできない。なぜならその同じ三入本庄が、実は直清なる別の人物にも恩賞として与えられていたからである(熊六一、六三)。

系図 S-1 熊谷氏系図—熊谷文書登場人物系譜推定図—



凡例

— は、系譜関係は未詳であるが、呼び名などから一応の推定をしてみたもの。
 本字は、直経と対抗関係にあった有力者、直経と相論した人物、及び直経。

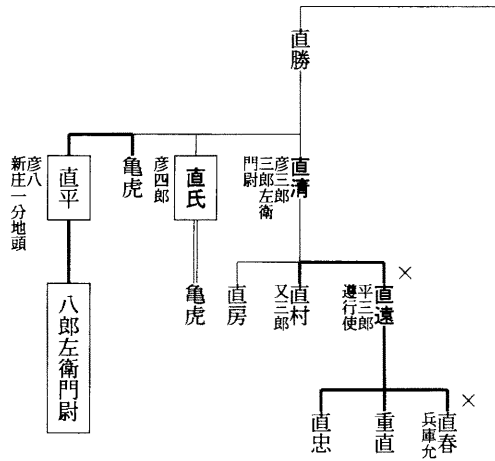
□ は、到着状、裁許状、讓状など根本文書が熊谷文書に残るもの(庶流として安芸熊谷氏に組み込まれたもの)。
 □ は、吾妻鏡にみえるもの、(内はその登場回数(登場回数)の意味づけについては三七七頁参照)。

△ は、普通文書にその名がみえるもの。

× は、尊経閣文庫文書、毛利文書(南北朝遺文中国②—一四一、③—一三三七)など他文書にみえるもの。直遠は遵行使、直春は令旨の受給者であるから惣領クラスのはずだが系譜は不明。

熊谷直経は正慶二年(一三三三)の楠木城攻撃で重傷を負っており

(同年四月二日合戦手負注文(熊四三)、直経代官熊谷直久は一族の熊谷彦三郎直清を大将に仰いで元弘三年(一三三三)五月以降軍事行動に従事していた(同年五月二十日直久軍忠状(熊三六))。その直経代官直久自身の語るところによれば、直清は「四ヶ国之大将」として元弘三年(一三三三)五月には丹波・丹後に転戦し、「四ヶ国軍勢」の着到を付するといふ人物だった。直清は内乱初期には直経と対等以上の力を



有していたのである。

熊谷一族 そこで南北朝期における熊谷直経の位置付けや所領のあり方を明確にするため、系図(系図S-1)と、所領変遷表(表S-1)を作成してみた。系図は「熊谷文書」中の熊谷系図(熊二五六)、『続群書類従』所収の北条系図をもとに、「熊谷文書」中の記述によって作成したが、文書に登場するが系譜の不明な人物についても、呼称(五郎二郎であれば五郎の子といった具合)を手がかりに一応の推測を試みたも

このように安芸熊谷一族には頭目として行動しようとした人物が、少なくとも四人はいた。

ほかに元弘三年（一一三三）四月、後醍醐天皇綸旨（熊二〇八）を受けた人物に直重なほむねがいるが、彼は系図からすると武蔵熊谷領系の直鎮なほつむかと思われる。この綸旨が熊谷文書に伝来したことは、武蔵熊谷氏と安芸熊谷氏とが何らかのつながりを有していたことを意味している。⁽⁴⁾

恩賞は直清へ このような熊谷一族の中で、最も目覚ましい活躍をしたのは直清であった。そこで三入庄は「元弘没収地」として直清に与えられることになったのである（熊六一、六三三）。三入庄は安堵ではなく、「元弘没収地」として扱われた。そのことは、直経の存在が全く無視されていたことを意味しよう。またその理由として、三入庄のかなりの部分が鎌倉末期に北条氏一門かその与党の所領であったか、あるいは千早城以降、楠木氏を攻撃したことはあっても、新政権に対して何らの貢献もしなかった直経自身の行動が、北条氏与党と見做されたかのいずれかが考えられる。

なお三入庄のうち「あきまち」村地頭職、公文職、惣追補使職は、熊谷一族以外の逸見大阿（信経）と有朝が領有するところであった（『小早川家証文』、『南北朝遺文』中国四国編一―四一三）。

直経知行の困難性 もっとも直経自身も建武元年（一一三三）六月には三入本庄を安堵する旨の雑訴決断所牒（熊四七）を得ている。しかしこのことが直ちに直経の三入本庄の当知行を意味するとは思えない。上級権力が混乱の中で出した直清と直経に対する二重の恩賞、空手形は、相論の発端となっただけであり、直経は一つずつ、訴訟をつみ重

ねていかねばならなかった。

まず本庄地頭職については暦応元年（一一三八）、足利直義からやると「半分地頭職」、つまり半分だけの還補が認められている（熊六一、六三三）。

またそれ以前、直経は建武四年（一一三七）九月に「三入本庄三分一内一方新野頼俊跡地頭職」知行を申請しているが（同日直経申状（熊五七）、康永元年（一一四二）十二月十二日、及び同二年四月十一日の將軍家御教書また貞和三年（一一四七）十一月七日足利直義下知状（熊七三、七五、八七）によれば「新野彦四郎入道々恵背下知、不避渡」あるいは「新野彦四郎入道々意并孫女藤原氏同夫三吉岩崎六郎自貞和二年八月廿日押妨」とあるから、実際にはこの「一分地頭職」あるいは「三入本庄三分壹地頭職」と表現された新野跡の知行は十年以上に及んで困難であった。

また暦応三年（一一四〇）には三入本庄内田地一丁七反狩山一所について、直経は一族熊谷五郎次郎盛直と相論し和与に到っている（同年三月二十七日足利直義下知状（熊六三三）、さらに翌暦応四年（一一四一）には三入本庄上村内（秋光名）を熊谷平三郎直遠が濫妨しているが（同年四月二十一日足利直義下知状（熊七〇、七四）、盛直、直遠いずれも直経の對抗勢力とみるべきであろう）。

一連の直経の三入庄地頭職の相伝領掌を保証する文書群の存在にもかかわらず、「惣領」熊谷直経の三入庄における領主支配の道には多くの困難があった。

暦応三年十月以来貞和二年（一一四六）に到る迄、直経がその門田屋

敷一所高屋名内田畠をも熊谷有直後家に押領されていたという史料(3)にみえる事実は、このような直経のおかれていた一連の困難な情勢の中ではじめて理解できるのではあるまいか。文献史料を再点検すれば、直経にとつての南北朝のスタートが、苦渋に満ちたものであったことがわかる。残された文献が「惣領の権威」を強調しているようにみえたとしても、それが決して実像ではないことは、何より現地調査の結果が示しているし、そのことをふまえつつ、文献史料を再検討することによって、見抜くことができるはずなのである。

直経—宗直系の勢力拡張 さて系図(四一〇頁)には直経系の文書である熊谷文書中に、着到状、裁許状のように知行の根幹となる文書を残した、直経系以外の一族をも図示しておいた。例えば熊谷彦四郎直氏の場合、「熊谷文書」支族の部(熊二〇〇～二二二)に、

関東御教書一、合戦手負注文二、繪旨一、足利尊氏・義詮下文、御教書五、守護預ケ状二、常陸親王令旨二、今川了俊書状一、

熊谷彦八直平の場合(熊二二八～二三六)、

着到状一、尊氏・義詮・直冬御教書三、守護預ケ状二、繪旨一、常陸親王令旨二、

と根幹文書が残されている。彦四郎直氏の場合、今川了俊書状(熊二二二)では、

庶子一族有御同道

ことを要請されているし、応安六年(一三七三)の今川了俊預ケ状(熊

九三)でも、

安芸国三理庄内(八)熊谷彦四郎入道 同庶子等跡

とあるから、一方の惣領と認識されていたことは相違ない。その直氏の所領支配に関する根幹文書が、直経—宗直系の文書群である熊谷文書に伝来したことは、宗直系が、直氏系をある段階で掌握したことを示している(同様のことは先に山内首藤家文書を分析する際に指摘した。本部第二章の一、三四七頁参照)。

直氏系は宗直系の庇護のもとに、所領の保全を図ったと考えられるのであり、三入庄域における宗直系の優位が確立されたことを示しているが、その時期は今川了俊以降であり、南北朝時代が終わったあとのことであった。

(1) なぜ同日付で二通の去渡状が残っているのかはよくわからない。本来去渡状は有直方に渡され、直経の手元に残るのは控だったはずである。熊三三と二〇六を比較すると、去渡された田地の各筆は共通しているが書かれる順序が異なるほか、四至の一部、そして田積も異なっている。

(2) 但し日にちが四月三日(史料(2))、四月四日(史料(3)中の引用)と一日ずれている。

(3) 『広島県史』中世に、熊谷氏の系譜に関する考察(錦織勤氏執筆分)がある。この記述の基礎は同氏の「安芸熊谷氏に関する基礎的研究」(『日本歴史』四三七～一九八四年一〇月)である。ここにおける論点

のうち、直国を直実庶子真家（県史の場合、後者の論文では家真とする）の系統に位置づける見解はいかがなものだろうか。というのはこの説は建久二年（一一九二）蓮生讓状（熊一）に依拠して、そこにみえる「家真」を実在の人物として、述べられているのだが、錦織氏自身いうように、この讓状は熊谷直実が出家して蓮生を名乗る建久三年以前に「蓮生」の名を使用していることに明らかのように、後世のものである。さらに文中に「直家朝臣」が登場する。直家は『吾妻鏡』をみる限り、終始「小次郎」であり、異和感がある。また真家は、

（異筆）さねいえ（つとむ）
家 眞朝 臣

と修正されており、いかにもあまいな印象を受ける。真家はこの偽文書以外にはどの史料にも出てこない。架空の人物とみるのが自然であろう。少なくとも県史のような一般向けの書物で記述するには、不安定な内容ではなからうか。

なお武蔵武士の間では「朝臣」の呼称を付して先祖を顕彰することが、鎌倉後期に流行していたようで、例えば埼玉県坂戸市北浅羽万福寺の徳治二年（一三〇七）板碑（埼玉県指定文化財）には、

右為曩祖浅羽小大夫有道行成朝臣其子孫等就彼故墳七代末子孫比丘慧見幹縁□□奉造立也

とある。「熊谷文書」の偽文書もこうした時期の作成にかかわるか。

（4）この論旨の正文が熊谷文書に伝来したことは、元弘三年における論旨の発給系統に混乱があって、直重に行くべきものが、直氏ないし直経のもとに届けられたことを意味するか。